

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和 8 年 3 月

山 北 町

目次

1. ごみ処理基本計画の基本的事項.....	1
(1) ごみ処理基本計画とは.....	1
(2) ごみ処理基本計画の位置づけ.....	2
1) 廃棄物処理法の位置づけ.....	2
2) その他関連計画との関係.....	3
(3) ごみ処理基本計画の基本的事項.....	4
1) 計画改定の背景.....	4
2) 適用範囲.....	4
2. 策定にあたって整理すべき事項.....	5
(1) 地域概況.....	5
1) 自然環境.....	5
2) 社会環境.....	7
(2) ごみ処理の現況と課題.....	14
1) ごみ処理フロー.....	14
2) 取組・事業等.....	15
3) ごみ処理体制.....	22
4) ごみ処理の実績.....	23
5) ごみ処理の評価.....	38
6) 課題の抽出.....	52
(3) ごみ処理行政の動向.....	55
1) 国.....	55
2) 神奈川県.....	56
3) 近隣市町.....	57
(4) ごみ処理技術の動向.....	58
1) 廃棄物の資源化.....	58
2) 紙おむつの資源化.....	59
3) プラスチックごみの資源化.....	60
4) AI を活用したごみの分別.....	61
3. ごみ処理基本方針.....	62
(1) 循環型地域づくり.....	63
1) ごみをつくらない・出さない地域づくり.....	63
2) みんなが努力して行動する地域づくり.....	63
3) みんなで美しい地域づくり.....	63
(2) 循環型廃棄物・資源化処理システムの形成.....	64
1) 適正なごみ排出・効率的なごみ分別収集・運搬.....	64
2) 施設の適正管理・延命化.....	64

3) 緊急時のごみ処理対策.....	64
(3) 循環型廃棄物マネジメントの実施.....	65
1) 計画の進行管理.....	65
2) 総合的な情報管理.....	65
4. ごみ処理基本計画の策定.....	66
(1) ごみの発生量及び処理量の見込み.....	66
1) 計画収集人口の将来予測.....	66
2) ごみ量の将来推計.....	67
3) 計画収集人口・ごみ量の将来予測のまとめ.....	72
4) 一般廃棄物の減量化の目標.....	72
(2) 施策の体系.....	73
(3) 課題解決に向けた施策の概要.....	74
(4) ごみの排出抑制に関する施策.....	76
1) 循環型地域づくり.....	76
2) 循環型廃棄物・資源化処理システムの形成.....	82
3) 循環型廃棄物マネジメントの実施.....	85
(5) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分.....	88
1) 家庭系ごみ.....	88
2) 事業系ごみ.....	88
(6) 施策の検討について.....	90
1) 施設整備、収集・運搬体制の精査.....	90
2) プラスチック資源循環法に関する事項.....	91
3) 食品ロス削減推進計画の導入について.....	99
4) 紙おむつの資源化（高齢化社会への対応）について.....	103
5) 戸別収集の導入（ごみ排出負担の軽減）について.....	105
6) 生ごみの減量化・再資源化に向けた支援強化について.....	122
7) 違反ごみ対策の強化（分別の徹底）について.....	127
8) 新たな技術の活用について.....	129
(7) ごみ処理施設の整備に関する事項.....	130
1) 環境保全目標の設定.....	130
2) 長寿命化計画.....	130
(8) 地球温暖化防止への配慮.....	131
1) 背景.....	131
2) 削減における配慮事項.....	131

1. ごみ処理基本計画の基本的事項

(1) ごみ処理基本計画とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村における区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(一般廃棄物処理計画)を定めることが義務づけられている。

この一般廃棄物処理計画に関する基本的事項を表 1-1 に、一般廃棄物処理計画の種類を図 1-1 に示す。

「ごみ処理基本計画」(以下、「本計画」という。)は、山北町内全域における一般廃棄物処理基本計画のうち、長期的視点から、ごみについて必要な事項を定める計画である。

表 1-1 一般廃棄物処理計画の基本的事項

項目	内容		出典
計画策定の根拠	市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。		廃棄物処理法第 6 条第 1 項及び第 2 項
計画で定めるべき事項	・一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み ・一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 ・分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分 ・一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 ・一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項		
計画の種類	一般廃棄物 処理基本計画	長期的視点に立った市町村の一般廃棄物 処理の基本方針となる計画	一般廃棄物処理事業に対する指導の強化について（昭和 52 年 11 月 4 日 環整 94 号、平成 2 年 2 月 1 日 衛環 21 号）
	一般廃棄物 処理実施計画	基本計画に基づき年度毎に一般廃棄物の 収集、運搬及び処分について定めた計画	
一般廃棄物の 種類	ごみ及び生活排水（し尿、生活雑排水及び浄化槽汚泥等）		

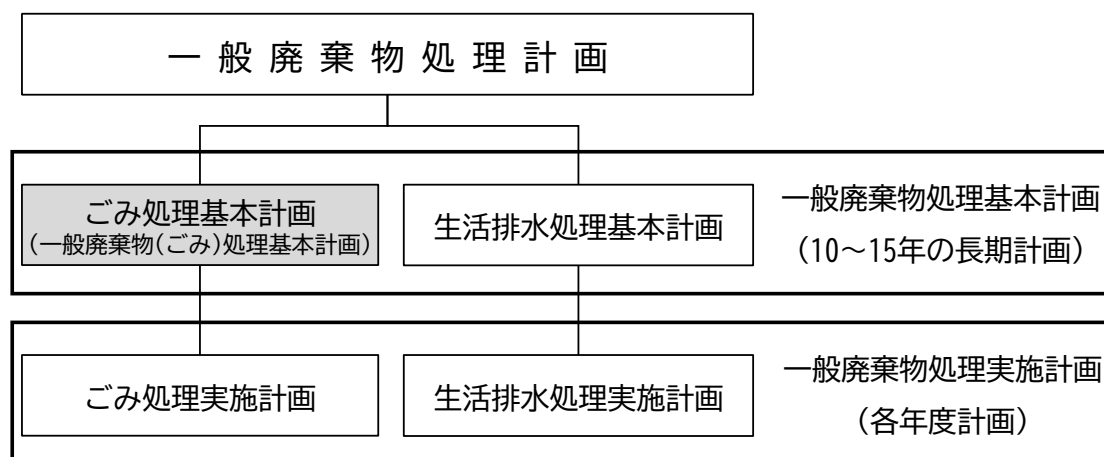


図 1-1 一般廃棄物処理計画の種類(網かけが今回策定する計画)

(2) ごみ処理基本計画の位置づけ

1) 廃棄物処理法の位置づけ

循環型社会の形成に関する法体系を図 1-2 に示す。

本計画は、このうち、主に廃棄物の適正処理を対象とする廃棄物処理法に基づく基本計画である。

また、本計画は「山北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（以下、「山北町廃棄物処理条例」という。）の規定も遵守するものである。

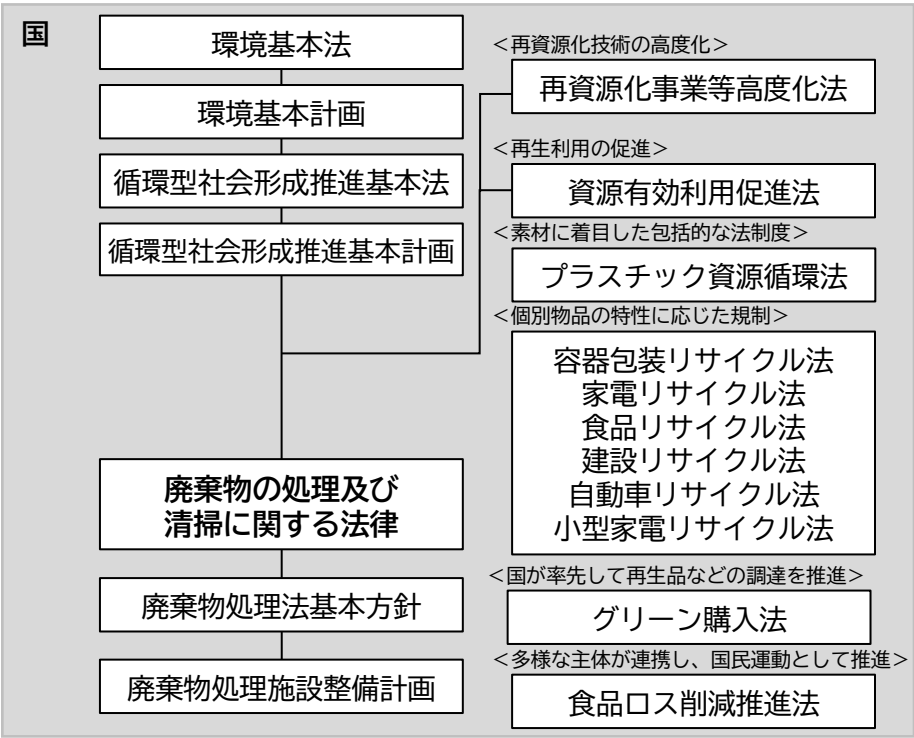


図 1-2 循環型社会の形成に関する法体系

2) その他関連計画との関係

本計画と、国や神奈川県、及び町の他の計画との関係を図 1-3 に示す。

本計画は、山北町（以下、「本町」という。）における廃棄物（ごみ）に関する最上位計画であり、また、町におけるまちづくりの最上位計画である総合計画、及び環境分野の最上位計画である環境基本計画の下位計画でもある。

そのため、本計画の策定にあたっては、これらの上位計画のほか、国及び神奈川県の廃棄物処理計画と整合を図る必要がある。

また、本計画からは、毎年度の処理に関する事項を定める「ごみ処理実施計画」を策定するほか、災害廃棄物や食品ロスなどの具体的な分野に関する計画について、必要に応じて計画を策定し、推進する。

さらに、主に環境分野の他の計画とは調整・連携して、効果的・効率的な取組を推進する。

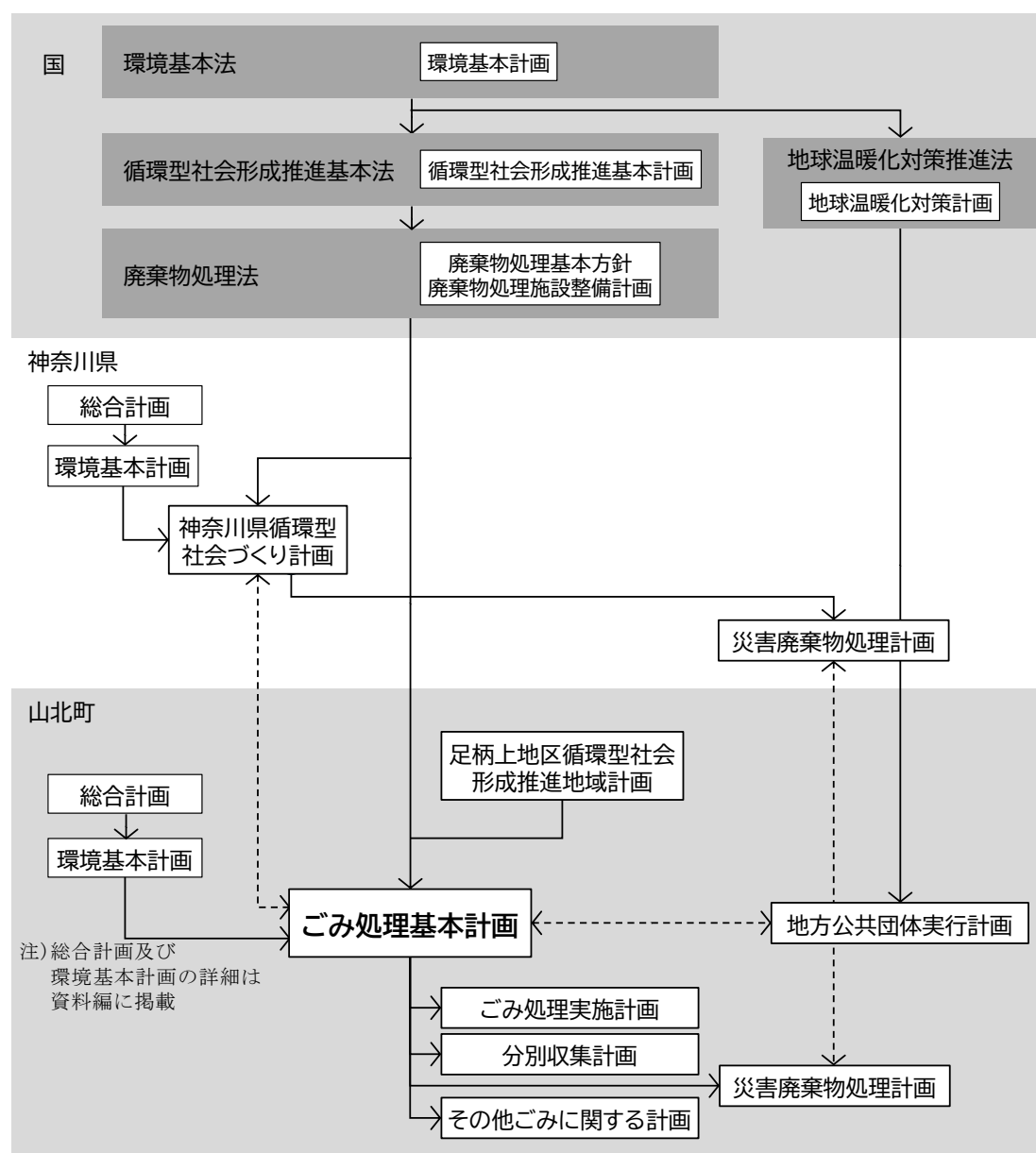


図 1-3 その他関連計画との関係

(3) ごみ処理基本計画の基本的事項

1) 計画改定の背景

本町では平成 22 年度に前計画である「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、これまで取組を進めてきた。

国は、前計画策定時点においては「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物処理法」や「容器包装リサイクル法」を含む個別リサイクル法等の、各種廃棄物関係の法令の整備を進めてきた。その後、令和元年に「食品ロス削減の推進に関する法律」、令和 4 年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、ますます廃棄物を取り巻く法的な整備が進められている。令和 2 年には、政府から「2050 年カーボンニュートラル」を目指すことが宣言され、「脱炭素社会」の実現のためにも廃棄物の削減や有効活用が課題となっている。

また国際的には、平成 27 年 9 月の国際サミットで、令和 12 年までに持続可能でより良い世界を目指す「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」が掲げられた。

本町及び周辺市町においても、平成 10 年に「神奈川県ごみ処理広域化計画」が策定され、ごみ処理広域化が進んでいる。町民においても、ごみの減量に係る行動の意識が高まり、町の自然の保全等への関心も高まっている。

今回、現行計画の計画期間の満了に伴い、前述の情勢の変化を反映した計画の改訂を行うこととする。

2) 適用範囲

ア. 対象区域

山北町内全域とする。

イ. 対象となる廃棄物

山北町内全域において、住民・来訪者及び事業所から排出されるごみとする。

ウ. 計画期間

令和 8 年度～令和 17 年度の 10 年間とする。（令和 7 年度は策定年度）

エ. 改定時期

概ね 5 年ごとに改定を検討するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変化があった場合には見直しを行うものとする。

2. 策定にあたって整理すべき事項

(1) 地域概況

1) 自然環境

ア. 土地概要

本町の土地概要を表 2-1、位置を図 2-1 に示す。

本町は、町域は東西 23.0km、南北 20.5km、総面積は 224.61km² と広大な面積を有した町である。総面積の約 90% は丹沢大山国定公園や県立自然公園などを含む丹沢山塊の森林原野が占める山岳地帯で、平坦地は町南部を横断する酒匂川流域に僅かに開けている。

表 2-1 土地概要

総面積 (km ²)			東西 (km)	南北 (km)
	可住地面積	可住地面積率		
224.61	26.42	11.76%	23.0	20.5

注) 可住地面積率 = 可住地面積 / 総面積

出典) 「山北町統計書 (令和 5 年度版)」(令和 7 年 3 月、山北町)、
「統計でみる市区町村のすがた 2025」(令和 7 年 6 月、総務省統計局)



図 2-1 位置図

イ. 気象

本町の気象状況を把握するため、山北町に位置する地域気象観測所である丹沢湖気象観測所の気象観測結果（降水量）及び小田原市に位置する地域気象観測所である小田原気象観測所の気象観測結果（降水量、気温、風速、風向）を整理した。

丹沢湖気象観測所及び小田原気象観測所の過去 30 年間（1991 年～2020 年）の気象観測結果を表 2-2 及び図 2-2 に示す。

表 2-2 気象観測結果（平年値）

月	降水量（mm）		気温（℃）			平均風速 （m/s）	最多風向
	丹沢湖	小田原	平均	日最高	日最低		
1	76.0	83.7	5.3	10.6	0.6	1.6	北西
2	85.0	89.5	6.1	11.3	1.3	1.6	北西
3	172.9	175.6	9.2	14.1	4.4	1.7	北西
4	182.8	181.7	14.0	18.9	9.2	1.8	南南東
5	190.9	182.2	18.2	22.8	13.8	1.6	南南東
6	228.5	219.3	21.3	25.2	18.0	1.4	南南東
7	313.0	216.0	25.2	29.0	22.0	1.4	南南東
8	236.1	167.2	26.4	30.6	23.0	1.4	南南東
9	342.2	248.7	23.0	27.2	19.6	1.4	南南東
10	262.4	238.7	17.8	22.2	14.1	1.3	北西
11	131.2	119.5	12.6	17.4	8.3	1.2	北西
12	77.9	74.7	7.8	13.0	3.1	1.5	北西
年間	2298.8	1996.5	15.6	30.6	0.6	1.5	北西

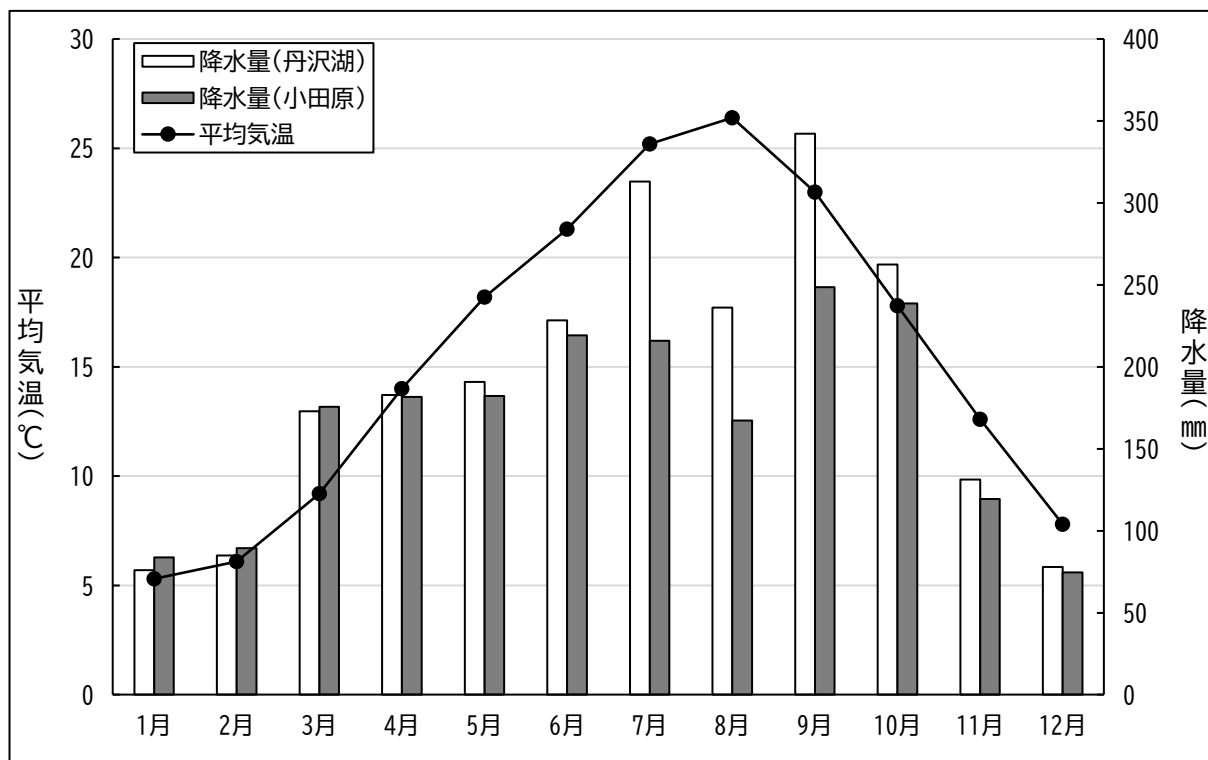


図 2-2 気象観測結果（平年値：気温・降水量）

ウ. 地勢

本町は町域の約 90%が山岳地帯（丹沢山地）であり、丹沢大山国定公園に指定されている。また、町のほぼ中央に人造湖の丹沢湖がある。玄倉川、中川川（河内川）、世附川が丹沢湖に流れ込んでいる。丹沢湖の水は河内川を流れ、最終的に酒匂川と合流する。

また、洒水の滝が県の指定名勝地に選ばれている。

住宅地は主に市内の南側の平坦地に存在している。

2) 社会環境

ア. 人口・世帯

平成 27 年度～令和 6 年度の人口・世帯数の実績を表 2-3、その推移を図 2-3 及び図 2-4 に示す。

過去 10 年間に於いて、人口は減少傾向、世帯数は横ばいで推移しており、1 世帯当たりの人口は減少傾向にある。これは、核家族や単身世帯の増加が大きいことが要因と考えられる。

表 2-3 人口・世帯数の実績

項目	年度 単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口	人	10,724	10,458	10,182	9,923	9,702	9,761	9,620	9,377	9,241	9,093
世帯数	世帯	3,903	3,873	3,850	3,838	3,869	3,936	3,942	3,916	3,927	3,969
1 世帯当たり の人口	人/世帯	2.75	2.70	2.64	2.59	2.51	2.48	2.44	2.39	2.35	2.29

注) 各年度の 10 月 1 日時点の値である。

出典)「神奈川県人口統計調査（月報）」（神奈川県 HP）

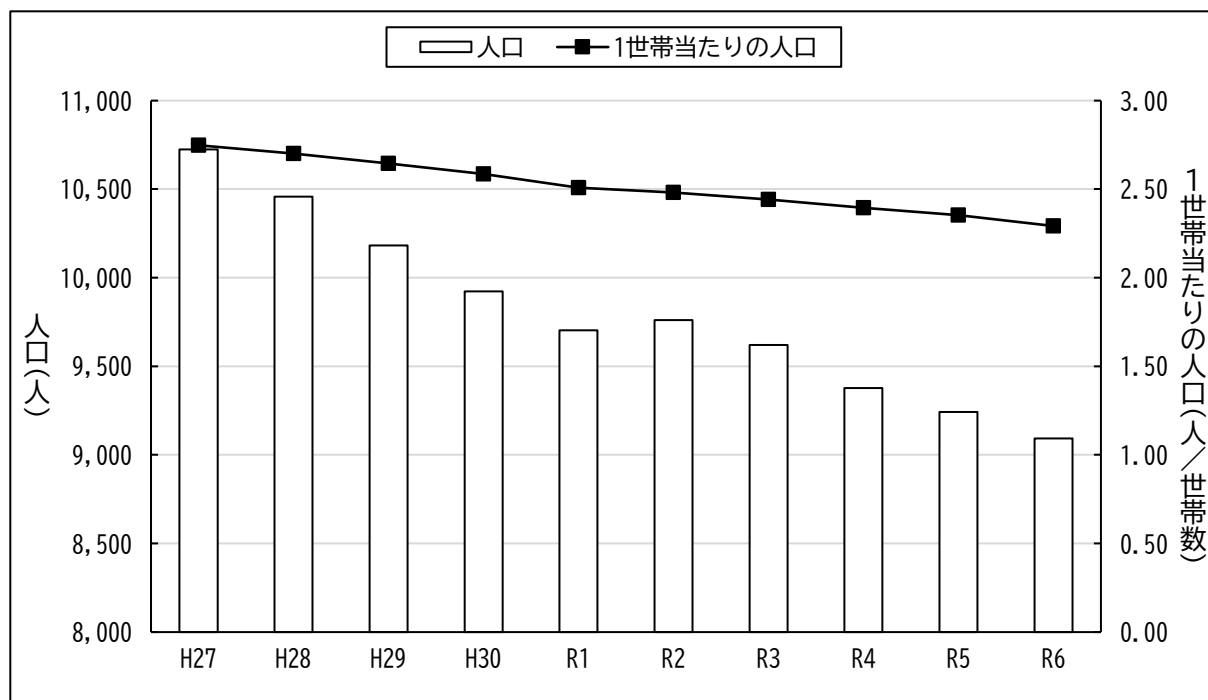


図 2-3 人口の推移

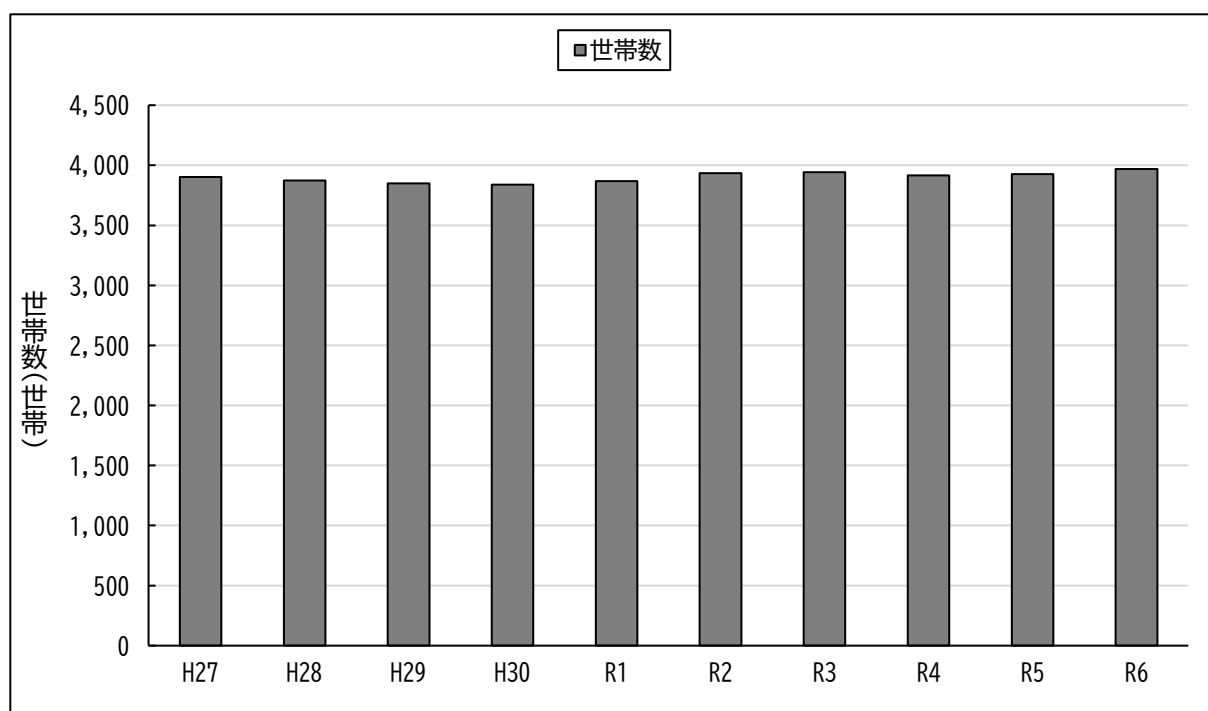


図 2-4 世帯数の推移

イ. 産業構造

産業分類別事業所・従業者の状況を表 2-4、推移を図 2-5 に示す。

本町の産業構造は、事業所は第三次産業が、従業者は第二次産業が多い。

産業別の状況をみると、第一次産業の事業所・従業者はともに増加傾向にある。

第二次産業の事業所・従業者はともに増減し横ばいである。第三次産業の事業所は減少傾向にあるが、従業者は平成 24 年度と比較して令和 3 年度の従業者は増加している。

表 2-4 産業分類別事業所・従業者の状況

項目	年 単位	H24	H28	R3
全産業の事業所	事業所	475	455	440
第一次産業		8	8	11
第二次産業		117	124	107
第三次産業		350	323	322
全産業の従業者	人	4,300	4,473	4,519
第一次産業		106	109	125
第二次産業		2,211	2,407	2,241
第三次産業		1,983	1,957	2,153
1 事業所当たりの従業者数	人/事業所	9.1	9.8	10.3
第一次産業		13.3	13.6	11.4
第二次産業		18.9	19.4	20.9
第三次産業		5.7	6.1	6.7

出典)「平成 24 年経済センサス-活動調査」～「令和 3 年経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省)

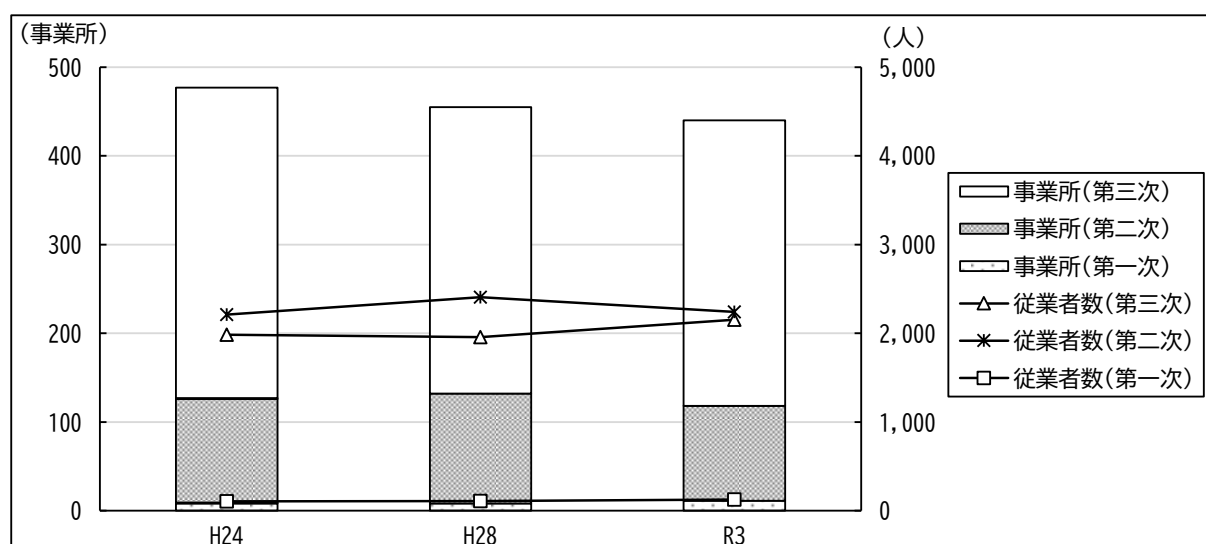


図 2-5 産業分類別事業所・従業者数の推移

ウ. 土地利用状況

本町の土地利用の状況を表 2-5 及び図 2-6 に示す。

本町は森林が最も多く面積を占めている。

表 2-5 土地利用状況

町	項目	計	農用地	森林	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
山北町	面積(ha)	22,461	275	20,194	488	390	212	901
	構成比(%)	100.0%	1.2%	90.0%	2.2%	1.7%	0.9%	4.0%

注)「その他」は概数を計上し、面積の各数値は小数点以下を四捨五入しているため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

出典)「土地利用区分別面積」(令和 5 年 10 月 1 日時点、神奈川県 HP)

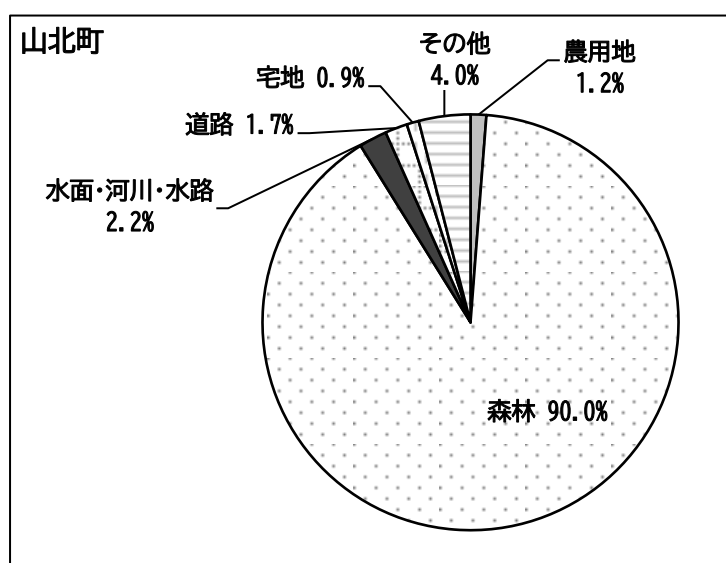


図 2-6 土地利用状況

エ. 関係市町の動向

(ア) 足柄上地区新可燃ごみ処理施設建設について

A. 背景

神奈川県では、ごみの排出抑制と減量化・資源化等を推進することを目的に、平成 10 年に「神奈川県ごみ処理広域化計画」が策定され、山北町は 2 市 8 町の県西ブロック（足柄上地区（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）、小田原市、足柄下地区（箱根町、真鶴町、湯河原町））に位置付けられた。

その後ごみ処理広域化についての検討が進められ、最終的に足柄上地区において広域化を実施することとし、平成 14 年 3 月に「あしがら上地区資源循環型処理施設整備準備室」を設置した。その後 2 度の計画の中断を経て、平成 31 年 4 月に「あしがら上地区資源循環型処理施設整備準備室」を再開し、令和 3 年 4 月にはごみ処理広域化に向けた基本的な考え方を定めることを目的として「足柄上地区ごみ処理広域化に向けた基本方針」が取りまとめられた。

その後も広域化し施設整備に向けた各種検討が進められ、令和 7 年 3 月に「足柄上地区新可燃ごみ処理施設に係る施設整備基本計画」が策定された。

そして、令和 7 年 4 月からはごみ処理広域化に係る事務を、足柄上衛生組合が担っている。

B. 構成市町

南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町の 1 市 5 町

C. 事業概要

住 所：神奈川県南足柄市内山 48-1（南足柄市清掃工場用地）

管 理 者：足柄上衛生組合

処理対象ごみ：家庭系可燃ごみ、事業系可燃ごみ、可燃残渣、選別残渣、
鳥獣の死骸、災害廃棄物

（施設共用後における各市町の処理施設の変更を表 2-6 に示す。）

処 理 方 式：ストーカ方式

処 理 能 力：80 t / 日（2 炉構成）

稼 働 時 間：24 時間連続運転

完成目標年度：令和 11 年度（令和 12 年 3 月）

表 2-6 足柄上地区の分別区分、処理方法及び処理施設の変更

令和 3 年度				
市町	分別区分		処理方法	処理施設
南足柄市	もえるごみ		焼却	南足柄市清掃工場
	粗大ごみ	可燃性		
		不燃性	リサイクル	委託
	もえないごみ		選別・埋立	南足柄市最終処分場
	資源ごみ	カン	リサイクル	委託
		ビン		
		ペット・プラ		
		古紙・布		
		有害ごみ		
		剪定枝	堆肥化	開成町グリーンリサイクルセンター
中井町、大井町、松田町	もえるごみ		焼却	大井美化センター
	粗大ごみ	可燃性	破碎	中井美化センター
		不燃性		
	もえないごみ		破碎選別	
	資源ごみ	カン	選別圧縮	
		ビン	選別	
		ペット・プラ	リサイクル	委託
		古紙・布		
		有害ごみ		中井美化センター
		剪定枝	チップ化	中井チップヤード 大井町剪定枝破碎場
山北町、開成町	もえるごみ		焼却	足柄西部環境センター
	粗大ごみ	可燃性		
		不燃性	破碎	
	もえないごみ		破碎選別	
	資源ごみ	カン	選別圧縮	委託
		ビン	リサイクル	
		ペット・プラ		
		古紙・布		
		有害ごみ		
		剪定枝	堆肥化	開成町グリーンリサイクルセンター

令和 12 年度	
処理施設	
新可燃ごみ処理施設	
委託	
南足柄市最終処分場	
委託	
開成町グリーンリサイクルセンター	
新可燃ごみ処理施設	
中井美化センター	
委託	
中井美化センター	
中井チップヤード 大井町剪定枝破碎場	
新可燃ごみ処理施設	
足柄西部環境センター	
委託	
開成町グリーンリサイクルセンター	

注 1) 剪定枝は、松田町では回収を行っておらず、山北町では令和 12 年度までの本格実施に向けて、令和 7 年度に試行実施を行い、令和 8 年度にも実施予定である。

注 2) 足柄西部環境センターの粗大ごみ処理施設の稼働継続については検討中である。

出典) 「足柄上地区循環型社会形成推進地域計画」(令和 6 年 11 月改訂、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、足柄東部清掃組合、足柄西部清掃組合、足柄上衛生組合)

D. 事業工程

事業工程を表 2-7 に示す。

施設の完成は令和 11 年度中を目標としており、令和 7 年 7 月に新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者の公募の要綱を公開し、令和 7 年度内に事業者の選定を行う予定である。

表 2-7 事業工程

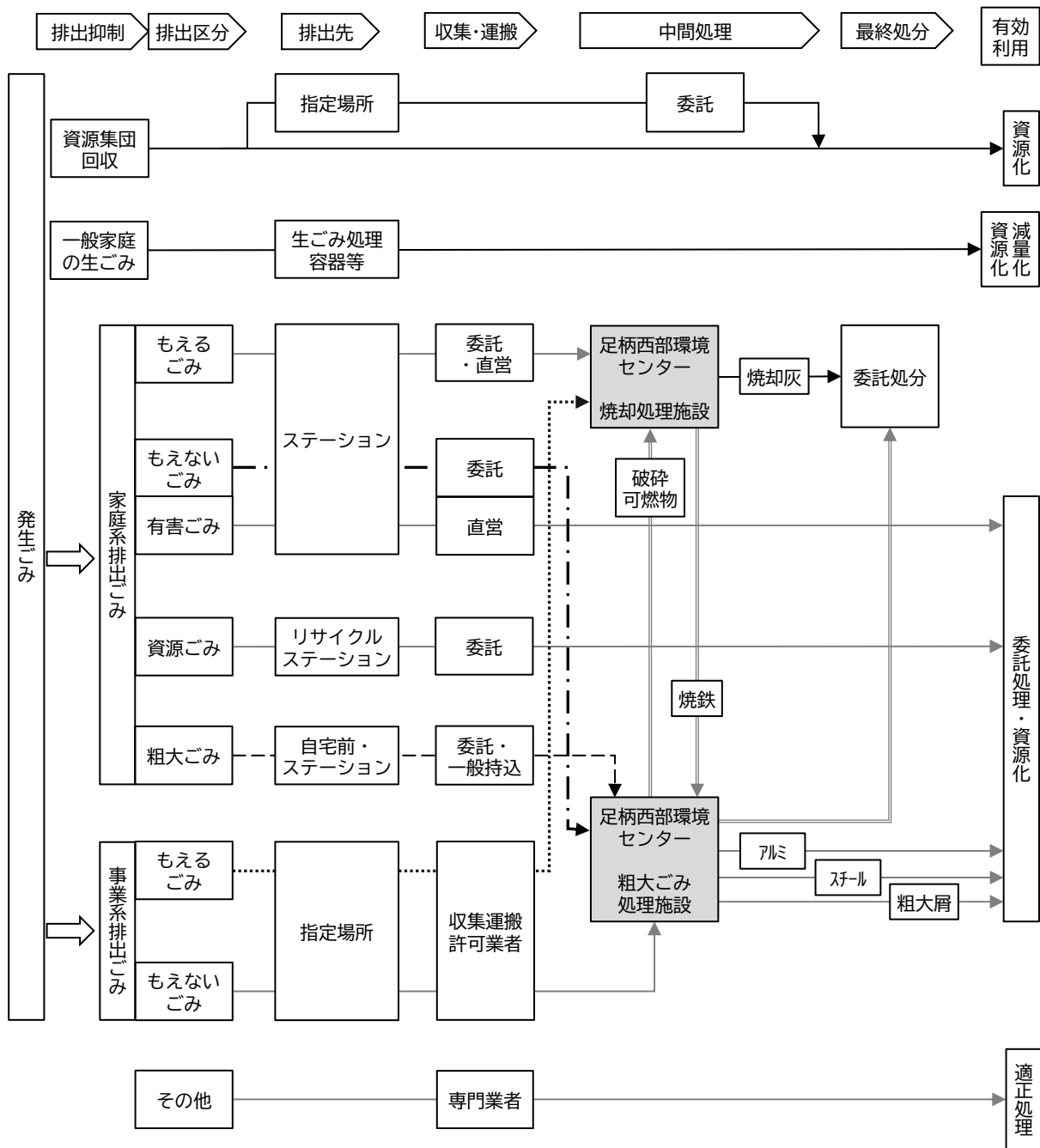
実施項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
地元・関係機関協議								
生活環境影響調査								
測量・地質調査								
土壌汚染調査								
施設整備基本計画								
PFI 等導入可能性調査								
事業者選定に向けた発注支援事業								
既存施設の解体工事								
新可燃ごみ処理施設建設工事								
供用開始								

出典)「足柄上地区新可燃ごみ処理施設に係る施設整備基本計画」
(令和 7 年 3 月、南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町)

(2) ごみ処理の現況と課題

1) ごみ処理フロー

本町の現状ごみ処理フローを図 2-7 に示す。



資料) 町データ

図 2-7 現状ごみ処理フロー

2) 取組・事業等

本町における、ごみ処理フローの各段階における取組・事業等は以下のとおりである。

ア. ごみ発生抑制システム

ごみ処理発生抑制の周知・啓発事業は、主に町のホームページによる PR、広報やまきたでの啓蒙、環境講座等に取り組んでいる。

(ア) 環境講座

対象に合わせて、3 種類の環境講座を実施している。実施内容を表 2-8 に示す。

表 2-8 環境講座内容

種別	内容
幼稚園・保育園独自の環境教育の実施	遊びの中で環境について学べるよう、紙芝居や水遊び等を実施している。
小学校環境出前教室	毎年、4 年生を対象に社会科授業の一環として、足柄西部環境センターを見学し、後日町のごみ処理概要を説明している。
中学校総合学習	中学校総合学習において要請があった際に、環境をテーマとしたグループに、町の環境施策とともにごみ処理概要(より詳細なもの)を教授している。

(イ) フードドライブ

10 月の「食品ロス削減月間」に合わせ、使い切れない食品を持ち寄り、食べ物を必要としている人へ届けるフードドライブを実施している。

回収は役場本庁舎 1 階で行っている。

イ. ごみ排出抑制システム

(ア) 資源集団回収事業

集団資源回収の実績を表 2-9 に、その推移を図 2-8 に示す。

ごみ排出抑制として、資源集団回収事業を行っている。

資源集団回収による回収量は、令和 2 年度から令和 6 年度においては 14.3～20.0 t/年が回収されている。

平成 3 年度から助成を開始し、助成対象品目は新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、衣類、缶類及びビン類の 7 種類であり、団体登録制度はないため、申請すればどの団体でも実施できる。助成額は、助成対象品目すべて 5 円/kg である。また、団体が資源を搬入した資源化事業者には、3 円/kg が交付される。

(イ) 生ごみ減量化・資源化助成事業

家庭用生ごみ処理容器等助成実績を表 2-10 に、その推移を図 2-9 に示す。

平成 9 年度から生ごみ処理容器、平成 27 年から電動生ごみ処理機の助成を開始し、日常生活から発生する生ごみを減量・減容・堆肥化するため、補助金の交付を行っている。

表 2-9 資源集団回収の実績

単位：t/年

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
資源集団回収量	18.9	20.0	17.5	15.1	14.3
紙類	15.5	17.1	14.2	11.9	10.9
新聞	4.6	5.5	5.0	3.5	4.3
雑誌	3.7	2.6	2.1	1.7	2.3
ダンボール	7.1	9.1	7.1	6.7	4.3
紙パック	0	0	0	0	0
古着	0	0	0	0	0
アルミ缶	3.1	2.8	3.4	3.2	3.4
ビン類	0.3	0	0	0	0
一升瓶	0.2	0	0	0	0
ビール瓶	0.1	0	0	0	0
実施回数	7	7	8	7	6

資料) 町データ

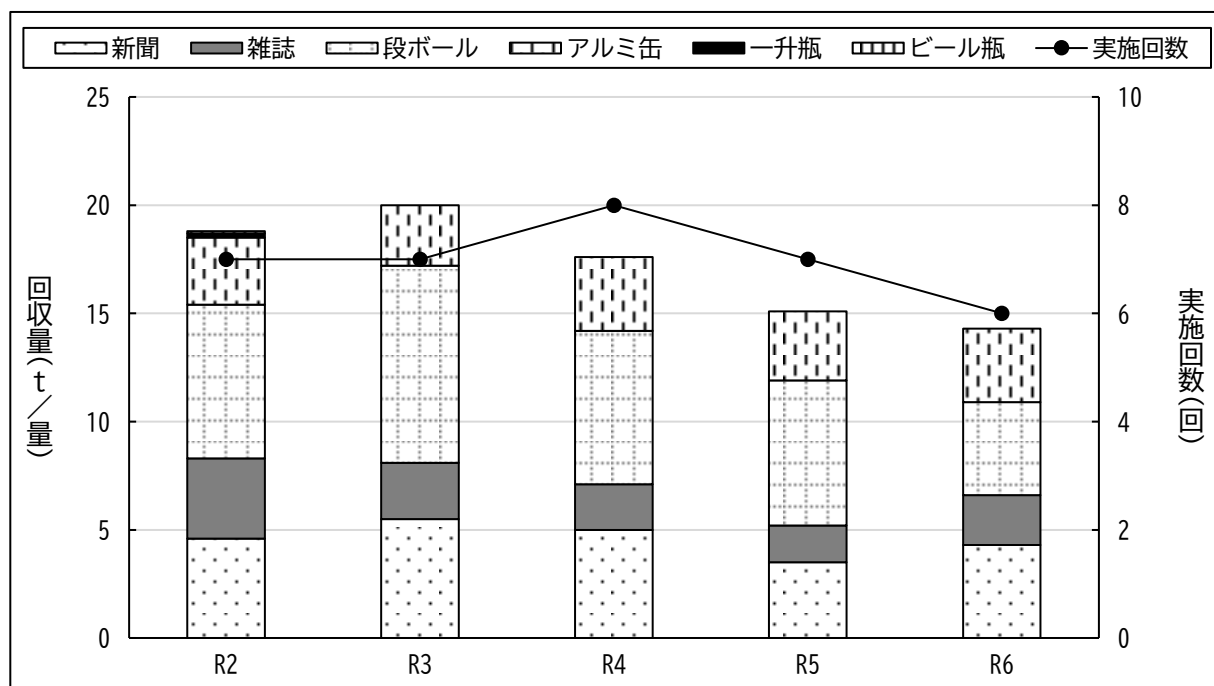


図 2-8 資源集団回収の実績の推移

表 2-10 家庭用生ごみ処理容器等の助成実績

項目	年度 単位	R1 累計	R2	R3	R4	R5	R6
生ごみ処理容器等（累計）	基	1,106	1,110	1,114	1,120	1,128	1,134
（各年度計）		—	4	4	6	8	6
生ごみ処理容器		—	1	1	4	5	2
電動生ごみ処理機		—	3	3	2	3	4
世帯数	世帯	3,869	3,936	3,942	3,916	3,927	3,969
普及率	—	28.59%	28.20%	28.26%	28.60%	28.72%	28.57%

注 1) 累計実績には、平成 22 年度～平成 27 年度は含まれていない。

注 2) 普及率：生ごみ処理容器等（累計）/世帯数×100＝普及率

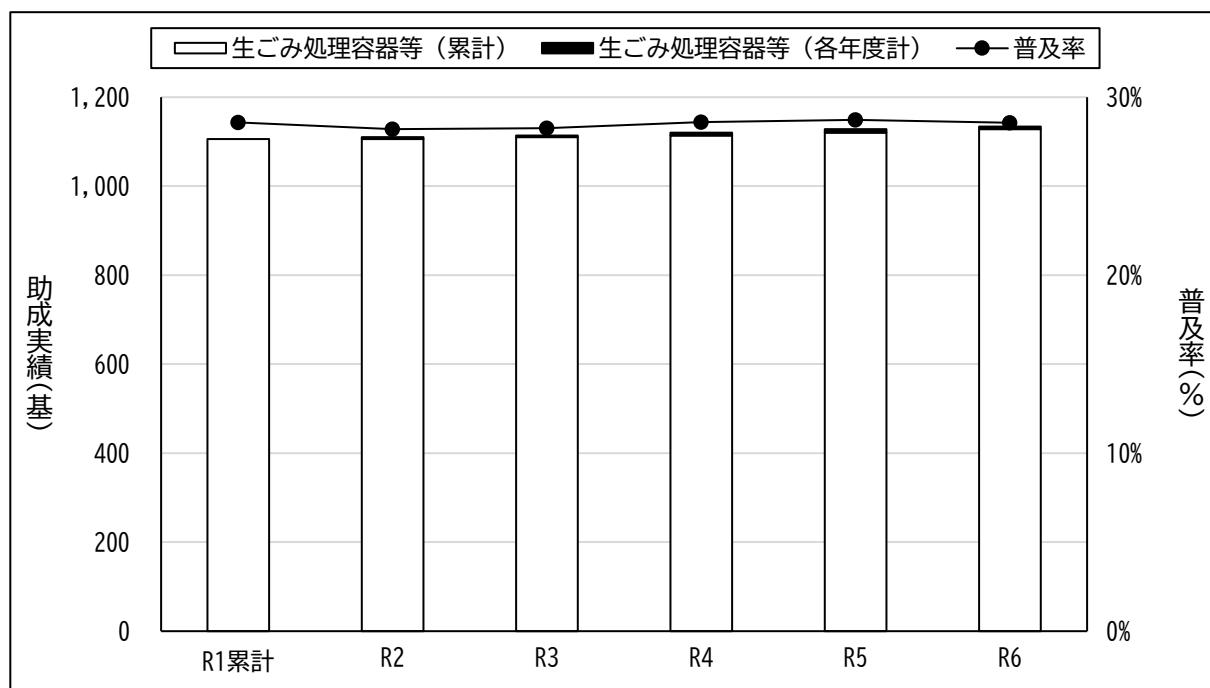


図 2-9 家庭用生ごみ処理容器等の助成実績の推移

ウ. 分別排出・収集運搬・搬入受入システム

(ア) 家庭系ごみ

家庭系ごみの分別排出形態を表 2-11 に示す。

家庭系ごみの分別形態は、もえるごみ、もえないごみ（有害ごみ）、資源ごみ及び粗大ごみの 4 分類である。資源ごみは、「ペット・プラ等」（プラスチック製容器包装、ペットボトル及び食品トレイ・発砲スチロール）、「ビン・古紙等」（新聞・雑誌・書籍、ダンボール、紙製容器包装、古着、牛乳パック及びビン類）の計 9 種類である。

次に、ごみ排出方法は、もえるごみ及びもえないごみ（有害ごみ以外）は町指定袋を用いて各ステーションに排出している。有害ごみは各ステーションのコンテナに投入している。資源ごみはリサイクルステーションに排出している。「ペット・プラ等」は回収ネットに投入、「ビン・古紙等」はコンテナに投入またはひもや紙袋を用いて排出している。粗大ごみは自宅前または各ステーションに排出している。

また、収集は行われていないが、小型充電式電池及びこれらを使用した製品については、山北町役場庁舎に設置されている小型回収ボックスで回収を行っている。

ごみの分別については、町ホームページ及び「家庭ごみ分別早見表」で確認することができる。

表 2-11 分別排出形態

区分	内容	
もえるごみ	※大きさ長さ 30cm 以下の燃えるもの 生ごみ、革製品、剪定枝 ^{注)} 、プラ製製品、紙くず・布くず、紙おむつ、 ゴム製品・ロープ 等	
もえないごみ	※大きさ長さ 30cm 以下、金物素材厚み 3mm 以下のもの 缶類、金物、せと物、ガラス、ビン、小型電化製品、小型玩具 等 ◎有害ごみ 蛍光灯、乾電池、ガスライター、体温計	
資源ごみ	ペット・プラ等	◎プラスチック製容器包装 ◎ペットボトル ◎食品トレイ・発砲スチロール
	ビン・古紙等	◎新聞・雑誌・書籍 ◎ダンボール ◎紙製容器包装 ◎古着 ◎牛乳パック ◎ビン類
粗大ごみ	可燃粗大	※大きさ 30cm 以上、大きさ 180cm×120cm×90cm 以下、金物素材厚み 3mm 以下、原則 40kg 以下のもの
	不燃粗大	家具類、棚、机、電化製品、自転車・ベビーカー、 布団・じゅうたん、ストーブ類 等
その他	※収集は行われず、回収ボックスに投入する ◎小型充電式電池及びこれらを使用した製品	

注) 令和 12 年度までの本格実施に向けて、令和 7 年度に剪定枝の資源回収の試行実施を行い、令和 8 年度にも実施予定である。

出典)「家庭ごみ分別早見表」(足柄西部清掃組合・山北町)

(イ) 事業系ごみ

事業系ごみの搬入受入形態を表 2-12 に示す。

事業系ごみの分別形態は、もえるごみともえないごみの 2 区分である。

もえるごみ及びもえないごみ（粗大ごみ以外）は、事業系ごみ町指定袋による排出であり、ごみ収集運搬許可業者を利用して、足柄西部環境センターに搬入する。

処理費用は 25 円/kg である。なお、収集運搬委託料は別途要する。

表 2-12 事業系ごみの搬入受入形態

項目 区分	品目	排出方法	処理費用 (税込み)	処理先
もえるごみ	家庭系ごみと同様	事業系ごみ町指定袋 (黄色、粗大ごみ以外)	25 円/kg	足柄西部環境 センター
もえないごみ (粗大ごみ)				

注 1) 処理費用に処理運搬委託料は含まれていない。

注 2) 足柄西部環境センターへの搬入には、一般廃棄物の許可業者への委託が必要である。

出典・資料)「事業系ごみについて」(山北町 HP)、町データ

エ. 中間処理システム

(ア) 足柄西部環境センター

足柄西部環境センターの概要を表 2-13 に、施設の外観等を図 2-10 及び図 2-11 に示す。

足柄西部環境センターは、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設を運営管理している。

ごみ焼却施設はもえるごみを処理し、粗大ごみ処理施設はもえないごみ、粗大ごみ及び焼鉄を適正に処理するとともに、再資源化を行っている。

表 2-13 ごみ焼却施設

施設名称	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設
竣工	平成 7 年 3 月	
敷地面積	7,100m ²	
処理能力	50 t / 日 (25 t / 16 h × 2 系列)	8 t / 5 h
型式	流動床式准連続焼却炉	回転衝撃式破砕機
飛灰処理	薬品処理	—
排水処理方法	完全クロードシステム	—
余熱利用設備	施設内の給湯・暖房	—
その他設備	—	◆切断式破砕設備 型式：油圧剪断式 能力：1 t / h

出典・資料)「施設について」(足柄西部清掃組合 HP)、組合データ



図 2-10 足柄西部環境センター



図 2-11 施設配置図

オ. ごみ不法投棄対策

神奈川県と市町村は、合同で年に4回、合同パトロールを行っている。また、不法投棄頻発箇所に監視カメラの設置や啓発ステッカーの貼付等を行っている。

毎年11月は「不法投棄撲滅強化月間」とされ、県内全域で重点的なパトロール等が実施されている。

また本町では、不法投棄の一斉撤去や月に3回のパトロールの実施、広報誌やホームページ、不法投棄撲滅キャンペーン等の啓発活動を行っている。また、抑制看板の配布や、不法投棄多発頻発箇所に監視カメラを設置している。

加えて年に1回、山梨、静岡、神奈川の三県による不法投棄防止一斉パトロールや不法投棄防止キャンペーンを実施している。

カ. 美化推進

神奈川県西地域2市8町では、各市町が様々なクリーン活動を行い、地域の美化推進に努めている。

本町では、毎年6月に酒匂川統一美化キャンペーン、10月に町統一美化クリーンキャンペーン、丹沢大山クリーンピア21の3つを開催している。

また、地域の清掃活動の支援として美化運動推進団体への助成やごみ袋の配布、公園や緑地等に植栽する花いっぱい運動の支援として苗木等の購入費補助を行っている。

3) ごみ処理体制

ごみ処理体制の区分及び所管を表2-14に示す。

発生・排出抑制、分別排出・収集運搬及び中間処理（再資源化）の所管は山北町、中間処理（焼却、粗大ごみ処理）及び最終処分は足柄西部清掃組合の所管である。

表 2-14 ごみ処理体制の区分及び所管

区分	所管	事務内容
発生・排出抑制	山北町	広報やまきた
		環境講座：幼稚園・保育園・小学校（4年生）・中学校
		フードドライブ
		資源集団回収
		一般家庭の生ごみ処理機器の助成
分別排出・収集運搬・ 中間処理(再資源化)	山北町	ごみ・資源の分別区分、排出頻度、排出場所
		ごみ・資源の収集運搬・中間処理（再資源化）
中間処理	足柄西部清掃組合	焼却処理
		粗大ごみ処理
最終処分	足柄西部清掃組合	埋め立て処分

資料) 組合データ、町データ

4) ごみ処理の実績

ア. 家庭系ごみ

家庭系ごみの実績を表 2-15 に、その推移を図 2-12 に示す。

家庭系ごみは、令和 2 年度～令和 6 年度の過去 5 年間に於いて、令和 2 年度は 2,706 t /年であったが、令和 6 年度では 2,286 t /年と減少し続けている。

ごみの排出種類をみると、もえるごみが大半を占め、次いで資源ごみである。

また、令和 6 年度の資源ごみでは、新聞・雑誌・書籍が最も多く、次いでダンボール、プラスチック製容器包装である。

表 2-15 家庭系ごみの実績

単位：t/年

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
家庭系ごみ	2,706	2,597	2,532	2,393	2,286
もえるごみ	2,114	2,034	1,997	1,887	1,804
もえないごみ	43	41	37	32	29
資源ごみ	524	495	475	458	435
新聞・雑誌・書籍	222	203	170	162	148
ダンボール	102	97	84	83	82
紙製容器包装	1	1	30	28	24
古着	27	24	22	21	21
牛乳パック	2	2	1	1	2
ビン類	60	57	56	55	53
無色	24	23	24	23	22
茶色	30	29	19	20	20
その他	6	5	13	12	11
プラスチック製容器包装	69	73	70	67	64
ペットボトル	35	33	35	35	35
食品トレー・発泡スチロール	6	5	7	6	6
有害ごみ	5	5	5	4	4
蛍光灯	1	1	1	1	1
乾電池	4	4	4	3	3
その他	0	0	0	0	0
粗大ごみ	20	22	18	12	14

資料) 町データ

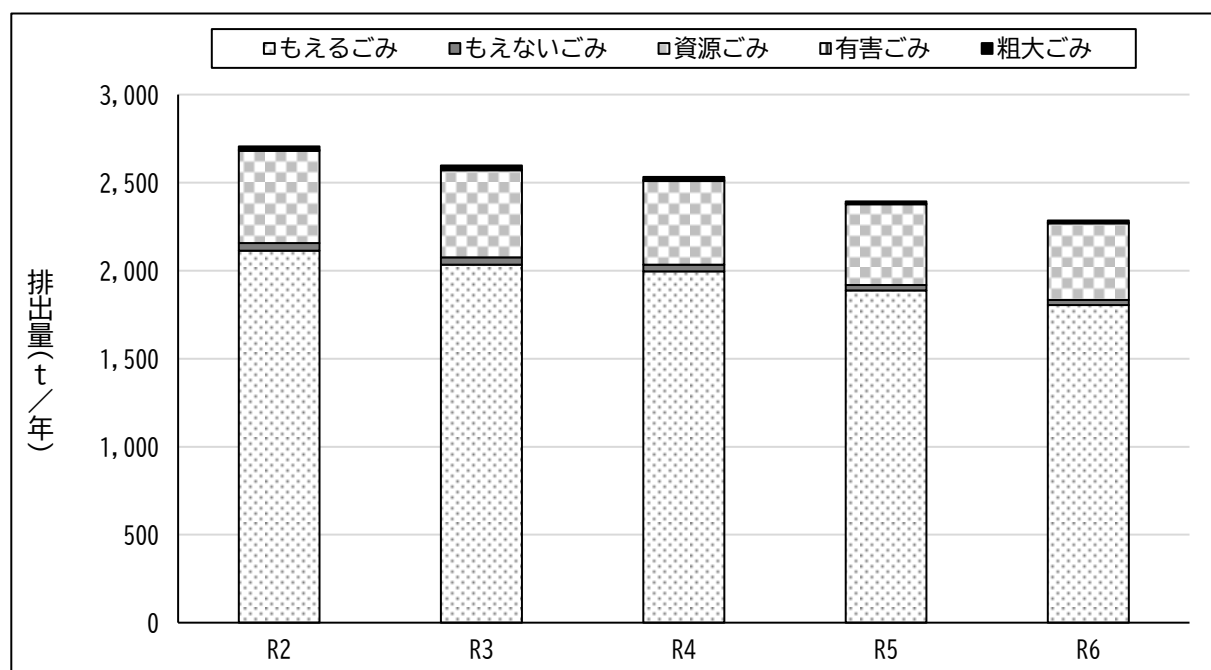


図 2-12 家庭系ごみの実績の推移

イ. 事業系ごみ

事業系ごみの実績を表 2-16 に、その推移を図 2-13 に示す。

事業系ごみが、令和 2 年度～令和 6 年度の過去 5 年間に於いて、700 t / 年前後で横ばいに推移している。

ごみの排出種類をみると、もえるごみが大半で、他のごみの排出はほとんどない。

表 2-16 事業系ごみの実績

単位：t/年

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
事業系ごみ	719	693	706	664	682
もえるごみ	709	684	697	655	675
もえないごみ	5	6	4	3	3
資源ごみ	2	3	4	2	2
その他	3	0	1	4	2

資料) 町データ

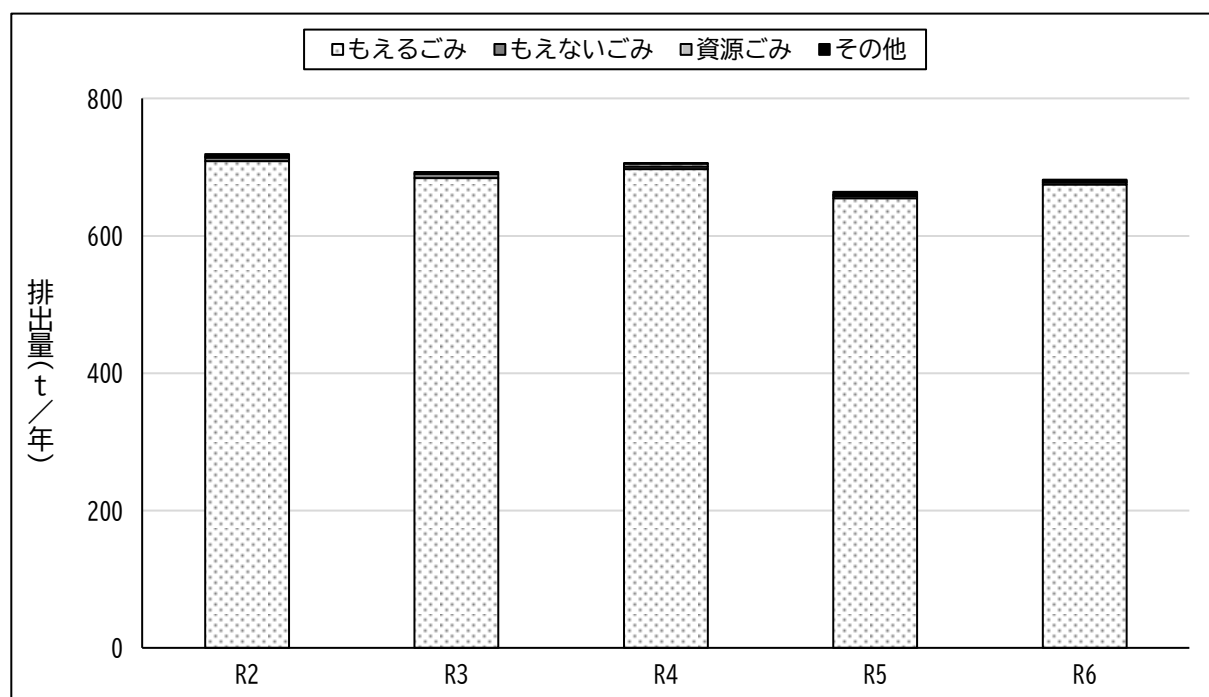


図 2-13 事業系ごみの実績の推移

ウ. 中間処理ごみ

(ア) 焼却施設

焼却施設の稼働実績を表 2-17 に、その推移を図 2-14 に示す。

焼却施設の稼働実績をみると、令和 2 年度～令和 6 年度の過去 5 年間においては、処理量が減少傾向にある。

主に家庭系ごみ、事業系ごみ及び粗大ごみ処理施設からの破碎可燃ごみ等のもえるごみを焼却し、発生した有害物質や有害ガスは除去装置により適正処理を行っている。

また、焼却炉で発生した熱を利用して、温水を作り、施設内の給湯・暖房に利用している。さらに、施設内で発生した工場排水、洗車排水、生活排水及び汚水は全て排水処理設備で処理した後、施設内で循環再利用している。

表 2-17 焼却施設の稼働実績（可燃）

項目	年度 単位	R2	R3	R4	R5	R6
搬入量合計	t/年	6,723.82	6,534.30	6,506.72	6,246.32	6,110.09
山北町		2,833.84	2,734.85	2,706.47	2,555.33	2,491.34
開成町		3,889.98	3,799.45	3,800.25	3,690.99	3,618.75
(内破碎後可燃ごみ)		64.86	41.03	32.79	46.45	110.19
稼働日数	日	306	308	315	298	287
年間日処理量	t/日	23.48	21.62	21.57	21.81	21.67
焼却処理残渣内訳	t/日	586.32	698.30	706.69	652.72	629.88
焼却灰		560.12	683.11	701.63	639.07	617.27
焼鉄		16.20	15.19	15.03	13.65	12.61
焼却残渣率	—	7.79	10.26	10.33	9.83	9.92

注 1) 排出された灰を再度焼却することがあるため、搬入量と処理量の値は異なる。

注 2) 破碎後可燃ごみとは、粗大ごみ処理後の可燃物であり、山北町及び開成町の内数である。

注 3) 焼却施設は、開成町で収集したごみも処理している。

資料) 組合データ

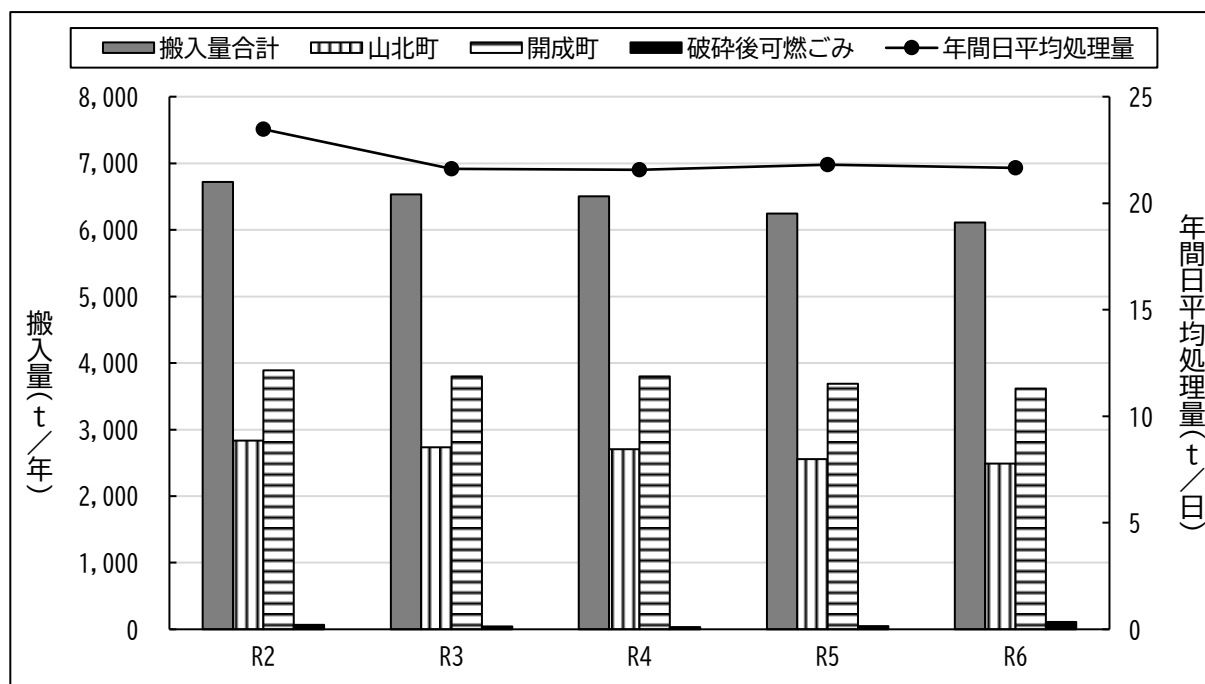


図 2-14 焼却処理施設の稼働実績推移

次に、熱効減量の測定結果を表 2-18 に、ダイオキシン類測定結果を表 2-19 に、排ガス測定結果を表 2-20 に示す。

令和 2 年度～令和 6 年度の過去 5 年間の測定結果は、全て排出基準を満足している。

表 2-18 熱効減量の測定結果

単位：％

年度 系統	基準値	R2	R3	R4	R5	R6
1 系統	10 以下	0.31	0.52	0.88	0.38	0.25
2 系統		0.32	0.41	0.64	0.41	0.35

注) 上記データは平均値である。

資料) 組合データ

表 2-19 ダイオキシン類の測定結果

年度 項目			排出 基準値	R2	R3	R4	R5	R6
排ガス (ng-TEQ/Nm ³)	1 系炉	測定日	10	7 月 26 日	8 月 27 日	8 月 4 日	8 月 9 日	8 月 4 日
		測定値		2.7	1.4	2.3	0.83	3.3
	2 系炉	測定日		7 月 26 日	8 月 26 日	8 月 5 日	8 月 10 日	8 月 5 日
		測定値		0.54	6.2	0.42	0.22	0.8
飛灰 (ng-TEQ/g)	1 系炉	測定値	3	0.54	0.14	2.4	0.46	0.091
	2 系炉	測定値		0.78	0.039	2.5	0.47	0.084

資料) 組合データ

表 2-20 排ガスの測定結果

1 系炉							
項目	年度	排出 基準値	R2	R3	R4	R5	R6
	単位						
硫黄酸化物	Nm³/h	1.66	0.024 未満	0.017 未満	0.017 未満	0.018 未満	0.016
			0.016 未満	0.016 未満	0.014 未満	0.014 未満	0.01 未満
ばいじん	g/Nm³	0.10	0.0012 未満	0.0011 未満	0.0012 未満	0.0012 未満	0.0010 未満
			0.0010 未満	0.0010 未満	0.0010 未満	0.001 未満	0.0016
塩化水素	mg/Nm³	700	33.0	0.78 未満	0.79 未満	4.4	1.1
			5.2	0.72 未満	0.93	3.4	1.2
窒素酸化物	ppm	250	33.0	43.0	22.0	16	30
			33.0	38.0	21.0	13	60
カドミウム	mg/Nm³	0.5	0.0012 未満	0.0011 未満	0.0012 未満	0.0012 未満	0.001 未満
			0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
鉛	mg/Nm³	10	0.012 未満	0.011 未満	0.012 未満	0.012 未満	0.01 未満
			0.01 未満	0.01 未満	0.023	0.01 未満	0.010 未満
2 系炉							
項目	年度	排出 基準値	R2	R3	R4	R5	R6
	単位						
硫黄酸化物	Nm³/h	1.66	0.019 未満	0.88 未満	0.017 未満	0.018 未満	0.014 未満
			0.053	0.016	0.014 未満	0.013 未満	0.023
ばいじん	g/Nm³	0.10	0.0012 未満	0.0011 未満	0.0044	0.0012 未満	0.0011 未満
			0.0011 未満	0.0010 未満	0.0010 未満	0.0011 未満	0.0011
塩化水素	mg/Nm³	700	16.0	25.00	4.6	4.6	0.92
			8.4	3.20	1.6	1.7	21
窒素酸化物	ppm	250	34.0	25.0	40.0	22	17
			17.0	38.0	29.0	13	71
カドミウム	mg/Nm³	0.5	0.0012 未満	0.0011 未満	0.0012 未満	0.0012 未満	0.0011 未満
			0.0012 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.0011 未満	0.001 未満
鉛	mg/Nm³	10	0.012 未満	0.03	0.012 未満	0.012 未満	0.011 未満
			0.012 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.011 未満	0.01 未満

注) 各年度 2 回測定を行っている。(上段: 1 回目測定結果、下段: 2 回目測定結果)
資料) 組合データ

次に、ごみ組成分析調査結果を表 2-21、その推移を図 2-15 に示す。

令和 2 年度～令和 6 年度の過去 5 年間のごみの種類・組成、ごみの三成分、単位体積重量及び低位発熱量の実績の 4 項目について整理している。

廃棄物処理法に準じ、焼却処理施設のごみピットのごみについて年間 4 回の測定を行っている。ごみの種類組成をみると、令和 2 年度～令和 4 年度、令和 6 年度は紙・布類が最も多く、次いでビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類となっており、これらの合計が約 60～70%で推移している。令和 5 年度は紙・布類が最も多く、次いで木・竹・わら類となっており、これらの合計が 59.1%であった。

ビニール・合成樹脂等の組成が高いが、水分が多いため、低位発熱量はやや低い
が標準的な値といえる。

表 2-21 ごみ質組成分析調査結果（ピット内）

項目	年度 単位	R2	R3	R4	R5	R6
ごみの種類・組成	%					
紙・布類		56.45	40.99	47.07	36.07	48.91
ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革		15.83	21.97	23.11	20.03	25.96
木・竹・わら類		6.65	18.75	6.99	22.99	12.22
ちゅう芥類		15.08	7.26	16.89	12.59	9.5
不燃物類		3.86	4.64	1.22	4.85	1.44
その他		2.14	6.39	4.72	3.48	1.98
ごみの三成分						
水分		51.86	40.12	51.41	47.65	48.8
灰分		6.93	9.46	5.18	8.17	6.22
可燃物		41.21	50.42	43.42	44.18	44.59
単位体積重量	kg/m ³	255.4	197.2	197.9	215.3	193.8
低位発熱量	kJ/kg	6,300	7,925	7,060	7,923	7,883

注) 上記データは平均値である。
資料) 組合データ

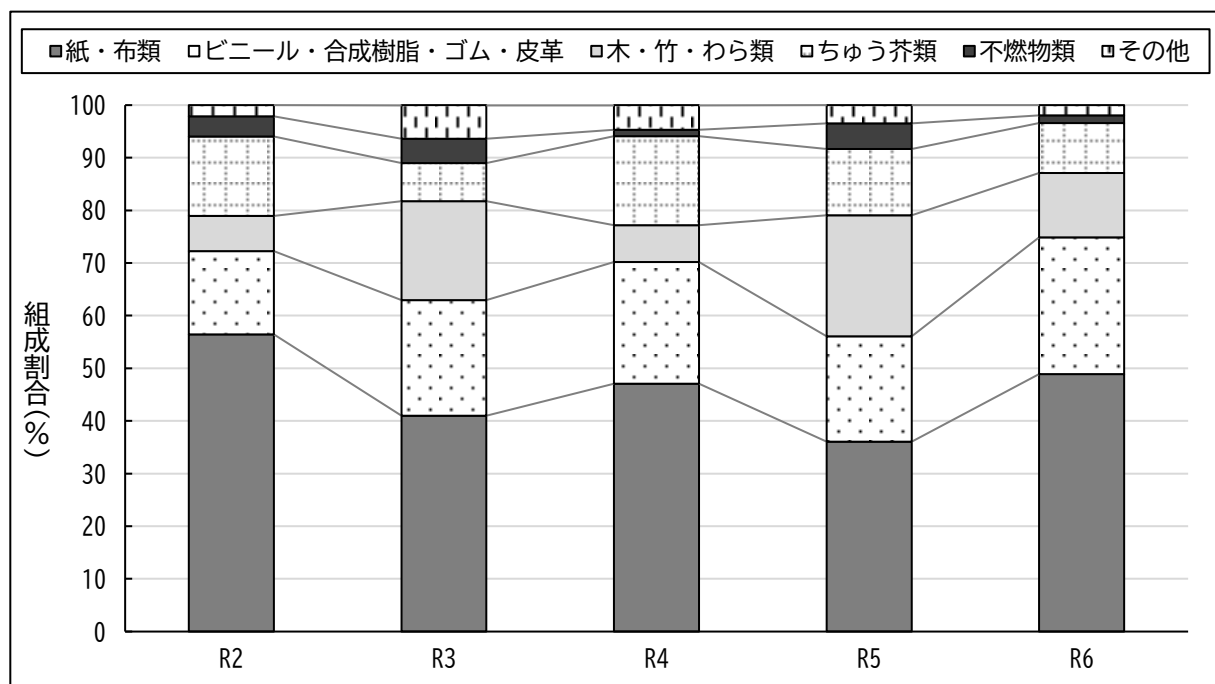


図 2-15 ごみ質組成分析調査結果（ピット内）

(イ) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の稼働実績を表 2-22、その推移を図 2-16 に示す。

粗大ごみ処理について、令和 2 年度～令和 6 年度の過去 5 年間の搬入量、処理量、稼働日数、年間日平均処理量及び処理内訳量の実績について整理している。

搬入されたもえないごみ及び粗大ごみは、破碎・選別処理により鉄分、不燃物、アルミ、可燃物に分離される。

可燃性の粗大ごみは、切断式破碎機により細かくし、焼却している。

また、施設の各所で発生する粉じんは、発生状況に応じて、噴霧水の散布と集じん装置を併用して、施設内の環境を良好に保ち、外部への粉じんの排出はない。

表 2-22 粗大ごみ処理施設の稼働実績

項目	年度 単位	R2	R3	R4	R5	R6
搬入量合計	t/年	343.60	325.16	289.27	264.73	255.05
山北町		173.98	170.91	151.63	133.56	126.59
開成町		169.62	154.25	137.64	131.17	128.46
処理量	t/年	359.73	329.98	303.69	292.16	327.21
搬入量		343.60	314.79	288.64	278.51	265.01
焼鉄(焼却残渣)		16.20	15.19	15.05	13.65	62.20
稼働日数	日	123	130	132	134	132
年間日平均処理量	t/日	2.92	2.54	2.30	2.18	2.48
処理内訳量	t/年	359.73	329.98	303.69	292.16	327.21
破碎屑(不燃残渣)		111.45	119.38	112.51	100.20	88.73
資源化		183.42	169.97	158.39	145.51	128.29
アルミ		34.68	32.72	31.26	31.03	30.69
スチール		43.71	38.36	35.37	32.82	30.40
粗大屑		55.64	48.77	41.39	36.39	33.60
ダスト		8.23	7.62	7.01	6.42	5.67
アルミ屑		6.67	6.16	5.83	5.32	5.63
鉄シュレ		2.26	2.53	1.04	2.34	1.35
傘類		2.61	2.29	2.07	2.09	2.12
その他鉄屑		26.46	28.17	32.03	26.92	16.52
コード類		3.16	2.95	2.39	2.18	2.31
破碎可燃ごみ		64.86	41.03	32.79	46.45	110.19

注) 粗大ごみ処理施設は、開成町で収集したごみも処理している。

資料) 組合データ

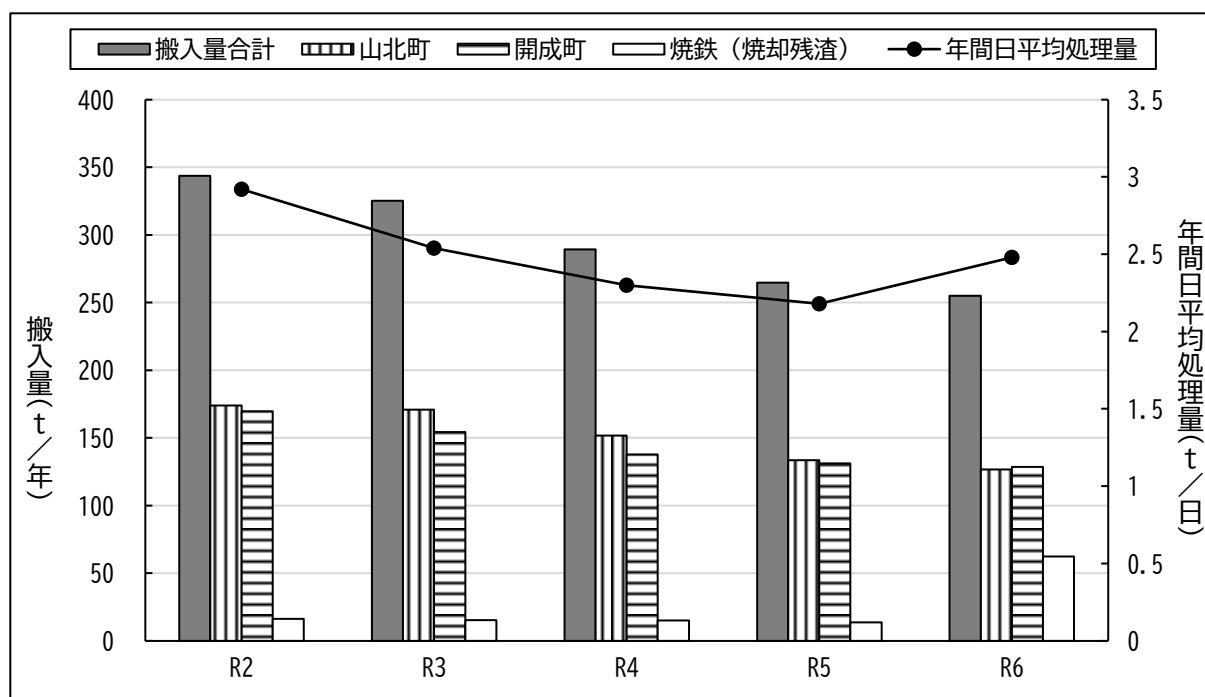


図 2-16 粗大ごみ処理施設の稼働実績の推移

エ. 最終処分ごみ

埋立処分の実績を表 2-23 に示す。

埋立処分量は令和 2 年度は 700 t / 年未満だったが、令和 3 年度～令和 5 年度においては約 700～820 t / 年で推移していた。

なお、焼却灰は約 560～700 t / 年と変動が大きく、破砕くずは約 80～120 t / 年で推移しており、埋立処分量の変動に大きく寄与しているのは焼却灰量である。

足柄西部清掃組合では一般廃棄物最終処分場を有していないため、民間業者へ処分を委託している。

表 2-23 埋立処分の実績

単位：t/年

項目 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
埋立処分量	671.57	802.49	814.14	739.27	706.00
焼却灰	560.12	683.11	701.63	639.07	617.27
破砕くず	111.45	119.38	112.51	100.2	88.73

資料) 組合データ

オ. ごみ処理事業費

ごみ処理事業費の実績を表 2-24、その推移を図 2-17 に示す。

住民 1 人当たりの費用は、令和 2 年度～令和 6 年度において、16,000～19,000 円/年の範囲で推移している。

また、排出ごみ(家庭系ごみ・事業系ごみ) 1 t 当たりの費用は、令和 2 年は 45,000 円だが、令和 3 年～令和 6 年度においては処理及び維持管理費の委託費(収集運搬費)及び組合分担金が増加しているため、49,000～53,000 円/t で推移している。

表 2-24 ごみ処理事業費の実績

単位：千円

	R2	R3	R4	R5	R6
歳入	155,243	168,696	168,766	178,270	174,939
特定財源	10,318	9,442	13,295	9,548	9,890
国庫支出金	0	0	0	0	0
都道府県支出金	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0
使用料及び手数料	1,941	1,866	1,672	1,225	1,401
その他	8,377	7,576	11,623	8,323	8,489
一般財源	144,925	159,254	155,471	168,722	165,049
歳出	155,243	168,696	168,766	178,270	174,939
建設改良費	6,169	8,643	9,815	16,512	9,737
工事費	0	0	0	0	0
収集運搬施設	0	0	0	0	0
中間処理施設	0	0	0	0	0
最終処分場	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
調査費	0	0	0	0	0
建設改良費組合分担金	6,169	8,643	9,815	16,512	9,737
処理及び維持管理費	149,074	160,053	158,951	161,758	165,202
人件費	6,964	4,784	4,284	4,956	3,845
一般職	5,315	3,312	2,744	3,001	3,001
収集運搬	1,649	1,472	1,540	1,955	844
中間処理	0	0	0	0	0
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	6,640	5,837	8,749	8,289	5,817
収集運搬費	6,640	5,837	8,749	8,289	5,817
中間処理費	0	0	0	0	0
最終処分費	0	0	0	0	0
車両等購入費	0	0	0	0	0
委託費	69,985	70,528	71,304	72,883	77,328
収集運搬費	61,043	62,694	62,164	64,027	68,780
中間処理費	8,942	7,834	9,140	8,856	8,548
最終処分費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
組合分担金	65,485	78,904	74,614	75,630	78,212
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
住民1人当たりの費用	16	18	18	19	19
人口(人)	9,761	9,620	9,377	9,241	9,093
排出ごみ1t当たりの費用	45	50	49	53	52
排出ごみ(t/年)	3,425	3,399	3,412	3,370	3,388

注1) 住民は各年度の10月1日時点の人数である。

注2) 排出ごみは家庭系ごみ及び事業系ごみの合計である。

出典) 「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)

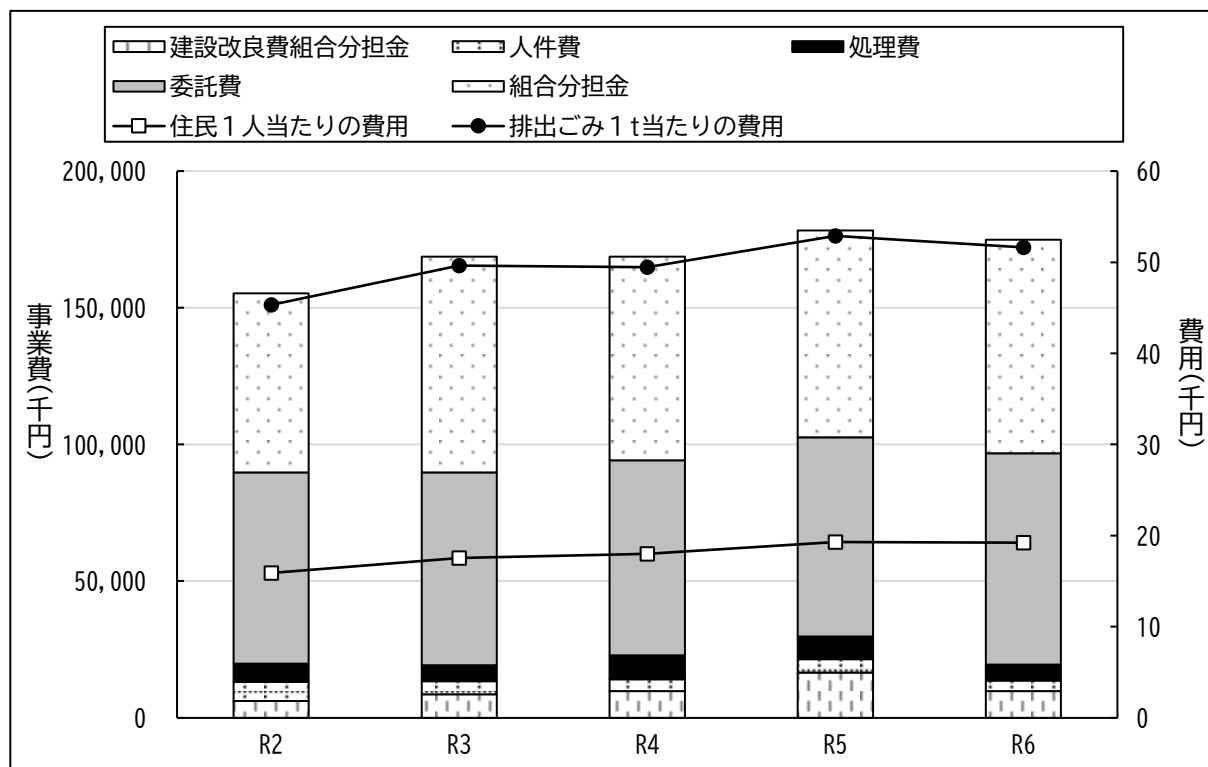


図 2-17 ごみ処理事業費の実績の推移

カ. 排出ごみのまとめ

(ア) 家庭系ごみ

資源集団回収・家庭系ごみの実績のまとめを表 2-25 に、その推移を図 2-18 に示す。

資源集団回収、家庭系ごみ（もえるごみ、もえないごみ、資源ごみ、有害ごみ及び粗大ごみ）に係る令和 2 年度～令和 6 年度の過去 5 年間の排出量、人口及び年間日数を整理し、資源集団回収・家庭系ごみ原単位、家庭系ごみ原単位を求めている。

資源集団回収・家庭系ごみ原単位は、令和 2 年度～令和 6 年度において 693～765 g / 人・日、家庭系ごみ原単位は 689～760 g / 人・日の範囲で推移している。

家庭系ごみ原単位のうちもえるごみは、令和 2 年度は 593 g / 人・日であるが、令和 6 年度は 544 g / 人・日と減少している。

また、家庭系ごみ原単位のうち資源ごみは、令和 2 年度は 147 g / 人・日であるが、令和 6 年度は 131 g / 人・日と減少している。

(イ) 事業系ごみ

事業系ごみの実績のまとめを表 2-26 に、その推移を図 2-19 に示す。

事業系ごみ（もえるごみ、資源ごみ及び粗大ごみ）に係る令和 2 年度～令和 6 年度の過去 5 年間の排出量、人口及び年間日数を整理し、事業系ごみ年間日平均排出量を求めている。

事業系ごみは、令和 2 年度～令和 6 年度において 1.81～1.97 t / 日の範囲であり、概ね横ばいで推移している。

事業系ごみ日平均排出量のもえるごみは令和 2 年度～令和 6 年度において 1.79～1.94 t / 日の範囲であり、概ね横ばいで推移している。

表 2-25 資源集団回収・家庭系ごみの実績まとめ

項目	年度 単位	R2	R3	R4	R5	R6
計画収集人口	人	9,761	9,620	9,377	9,241	9,093
年間日数	日	365	365	365	366	365
資源集団回収・家庭系ごみ原単位	g/人・日	764	745	745	712	693
資源集団回収原単位		5	6	5	4	4
家庭系ごみ原単位		759	740	740	708	689
もえるごみ		593	579	583	558	544
もえないごみ		12	12	11	9	9
資源ごみ		147	141	139	135	131
有害ごみ		1	1	1	1	1
粗大ごみ		6	6	5	4	4

注) 四捨五入による端数処理を行っているため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

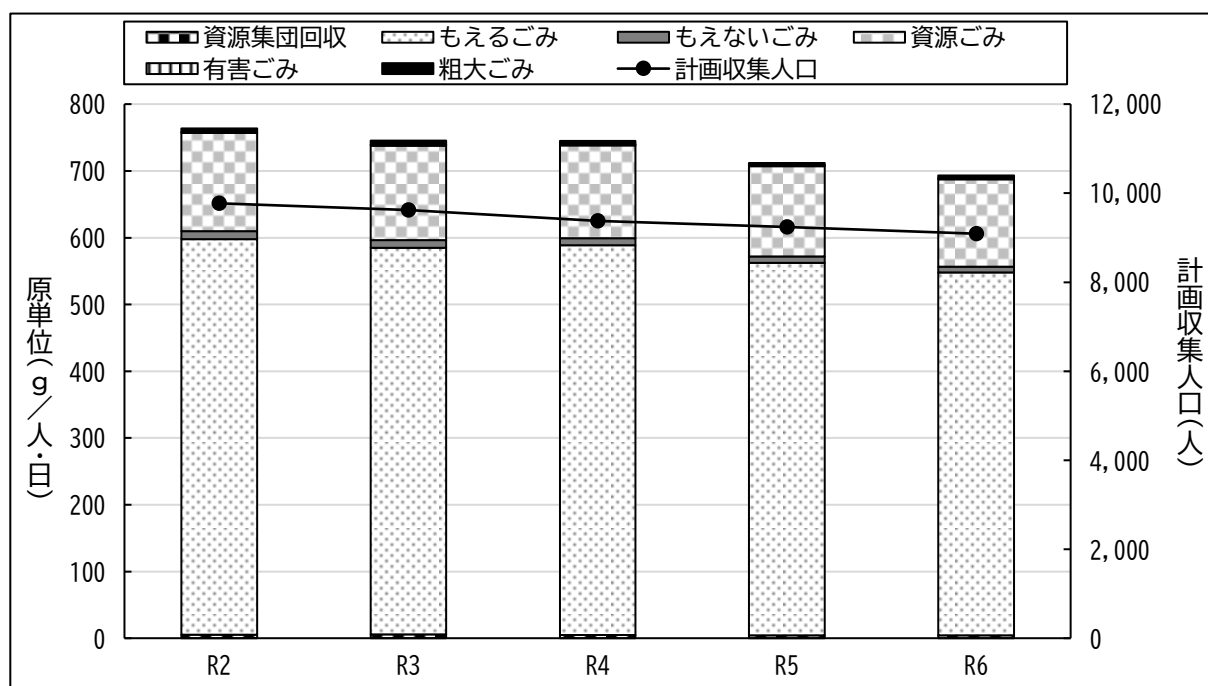


図 2-18 資源集団回収・家庭系ごみ原単位の推移

表 2-26 事業系ごみの実績まとめ

項目	年度 単位	R2	R3	R4	R5	R6
計画収集人口	人	9,761	9,620	9,377	9,241	9,093
年間日数	日	365	365	365	366	365
事業系ごみ 年間日平均排出量	g/人・日	202	197	206	196	205
	t/日	1.97	1.90	1.93	1.81	1.87
もえるごみ	t/日	1.94	1.87	1.91	1.79	1.85
もえないごみ		0.01	0.02	0.01	0.01	0.01
資源ごみ		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
その他		0.01	0.00	0.00	0.01	0.01

注) 四捨五入による端数処理を行っているため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

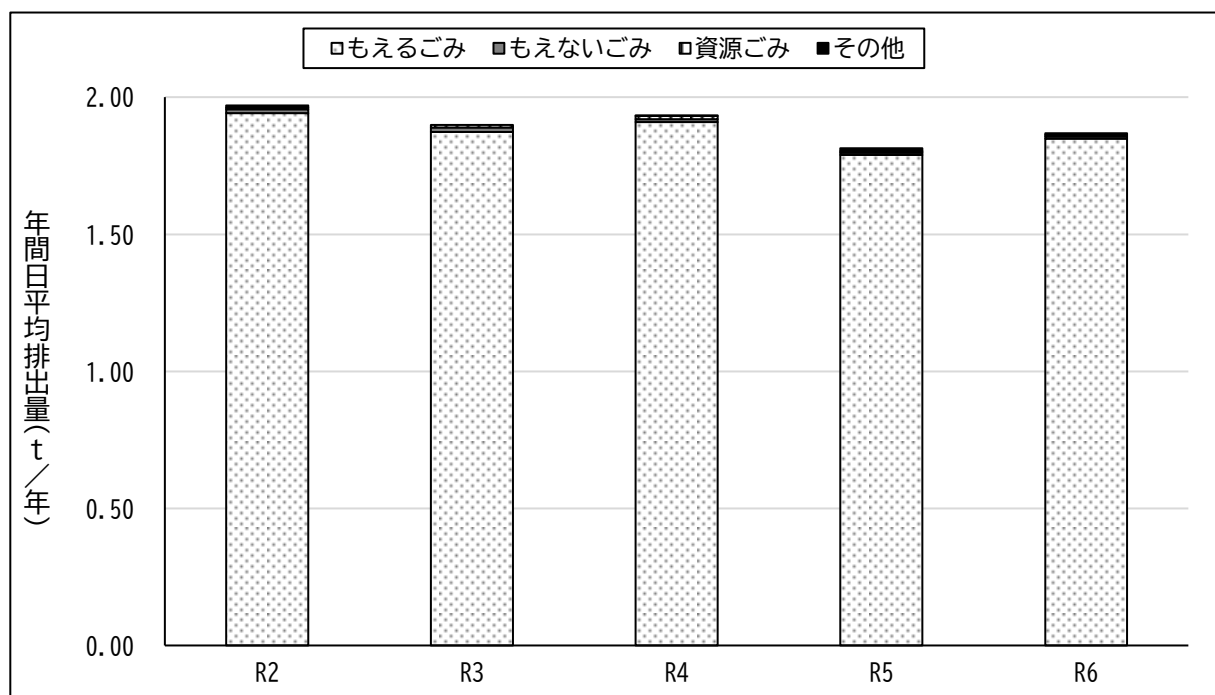


図 2-19 事業系ごみ日平均排出量の推移

5) ごみ処理の評価

ア. 前回一般廃棄物（ごみ）処理基本計画のレビュー

山北町の前ごみ処理基本計画のレビューを表 2-27(1)～(8)に示す。

令和2年度～令和6年度の過去5年間における施策の進捗状況、基本的な方向・施策への達成度・取り組みの課題・留意点について整理した。

なお、施策への達成度は、以下の評価とする。

- ◎：計画を上回る達成状況である。
- ：おおよそ計画通り達成している。
- △：計画に係る調査・検討・調整中である。
- ：計画の見直し、再検討の必要がある。

表 2-27(1) 前計画のレビュー

施策内容	施策の進捗状況	達成度・取組の課題・留意点
1. 循環型社会地域づくりの構築		
①ごみをつくらない・出さない地域づくり		
a. PR・啓発活動・リサイクル教育の促進		
【1-①-a 山北町基本施策】		
「広報やまきた」のごみと資源のページ掲載 (ごみ処理・資源化に係る情報“ecommunication”の掲載)	定期的なごみの不法投棄の注意喚起や資源回収のお知らせを掲載している。	達成度：○ 引き続き、広報やまきたへの掲載を続ける。
資源集団回収の助成制度	実施団体、回収量が減少しつつあるが、毎年数団体は実施しているため、排出抑制は図れている。	達成度：○ 新規の団体に参加を呼び掛けるなどし、実施団体、回収量を増加させる手立てが必要である。
家庭用生ごみ処理機器の助成制度	平成 27 年に補助金交付要綱を改正し、生ごみ堆肥化容器の代わりに電動生ごみ処理機を助成対象に変更し、継続して助成をしている。	達成度：○ 助成件数が低迷しているため、更なる啓発が必要である。
不用品情報交換制度	実施していない。	達成度：— 今後、民間企業との連携による実施を検討している。
幼稚園・保育園環境出前教室	近年実施はできていないが、園からの希望があれば実施する体制は整っている。	達成度：○ 園独自で環境教育を実施しているため、近年出前教室等は行っていない。
小・中学生向け環境教育 (小学校環境出前教室・中学校総合学習)	毎年、小学 4 年生を対象に、ごみをテーマとした出前授業を行っている。	達成度：○ 引き続き、環境教育の実施を継続する。また、環境教育・学習の充実を図るため、指導・助言等の支援を実施する。
ごみ処理施設の見学会	毎年、小学 4 年生を対象に、ごみ処理施設の見学を行っている。	達成度：○ 令和 11 年度までは引き続き、足柄西部環境センターにて見学会を行う予定。
パンフレット・ポスターの配布・掲示	役場環境課の窓口にてポスターの掲示やパンフレット等を配布し、啓発を行っている。	達成度：○ 引き続き、配布・掲示による啓発を続けていく。
【1-①-a 山北町検討施策】		
町のホームページによる P R (ごみ処理・資源化に係る情報の提供)	ごみの分別や出し方について周知している。	達成度：○ 引き続き、町のホームページへの掲載を続ける。
マグネットパネルを公用車へ貼付した P R・啓発	公用車に「不法投棄監視中」と記載されたマグネットパネルを貼付し、啓発を行っている。	達成度：○ 引き続き、マグネットパネルを添付し、啓発を続けていく。

表 2-27(2) 前計画のレビュー

施策内容	施策の進捗状況	達成度・取組の課題・留意点
b. 家庭系ごみ減量化		
【1-①-b 山北町基本施策】		
一般家庭の生ごみの水切り排出の周知・啓発	町ホームページやカレンダーで、ごみの分別・出し方について周知しており、その中で生ごみについては水を切って排出してもらうように記載をしている。	達成度：○ 引き続き、町ホームページやカレンダーにて周知を行う。
一般家庭における生ごみの庭先の埋立（土壌改良）のPR	生ごみ処理機の助成対象に直置きタイプの製品も含まれている。	達成度：○ 引き続き、生ごみ処理機の助成は続けていく。
レジ袋削減運動（神奈川県との連携）	分別収集計画の中で、神奈川県や地元事業者と連携し、レジ袋削減することが定められている。	達成度：△ 過去に神奈川県との共同事業でエコバックの配布を行っているが、近年では積極的に連携し削減に努めることは現状できていない。
【1-①-b 山北町検討施策】		
一般家庭世帯への生ごみ水切り器の配布	現状、水切り器の配布等は行っておらず、生ごみ処理機の助成にて対応をしている。	達成度：○ 水切り器の配布は必要ないと判断したため、今後も実施する予定はない。
家庭系ごみの有料化の調査・研究	可燃ごみ処理施設の広域化が進んでいるため、本町単独で検討せず、1市5町で検討していくようにしている。	達成度：△ 引き続き、検討していく。
c. 事業系ごみの減量化、排出管理・指導の徹底		
【1-①-c 山北町基本施策】		
事業系ごみ処理手数料の見直し	前計画策定時より、事業系ごみ処理手数料を変更した。	達成度：○ 今後も、必要な場合は変更を行う。
事業系ごみ搬入の適正化の検討	検討は行っていない。	達成度：－ 現状を把握できていないため。
【1-①-c 山北町検討施策】		
事業系ごみの直接搬入への可能性検討	直接搬入は行っていない。	達成度：－ 今後も、必要な場合は協議を行っていく。ごみ処理広域化が進んでおり、令和12年度以降については、検討中である。
d. 行政のリサイクル実践行動		
【1-①-d 山北町基本施策】		
学校給食等に対する生ごみリサイクルの検討	現状、検討は行っていない。	達成度：－ 現状把握ができておらず、調査等の実施から検討する必要がある。
庁内職員のごみ減量化・リサイクル意識の強化	紙の使用量削減や、3R推進の取り組みの庁舎・施設内掲示を行っている。	達成度：○ 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に記載されている内容を基本に、引き続きごみ減量・リサイクルの意識向上を目指す。
ごみの分別・リサイクルの推進・ごみの減量化		
庁舎内のゼロ・エミッション	庁舎内の会議を通じて啓発を行っている。	達成度：○ 今後も、引き続き実施をする。

表 2-27(3) 前計画のレビュー

施策内容	施策の進捗状況	達成度・取組の課題・留意点
②みんなで努力して行動する地域づくり		
a. 住民の役割		
【1-②-a 山北町基本施策】		
環境負荷の少ない商品の購入、使用の実践	グリーン購入ガイドラインを作成し、業務内で周知徹底する。	達成度：○ 引き続き、グリーン購入を継続する。
リサイクル商品の購入		
マイバックの持参、レジ袋使用の自粛	「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」の構成員であり、令和4年には「県西地域2市8町プラごみゼロ共同宣言」に調印した。	達成度：◎ 神奈川県全体でワンウェイプラスチックを削減する活動が始まり、加えて令和2年から開始したレジ袋有料化が後押しをして、マイバックの持参及びレジ袋の使用自粛は増えたと考えられる。
「モノ消費・所有」より「機能・サービスの利用」の重視	町ホームページやカレンダーを通じて啓発を行っている。	達成度：○ 引き続き、実施をする。
分別排出の自覚		
ごみ処理・資源化情報の正しい理解		
ごみ排出者としてのごみ発生・排出抑制の努力	町ホームページやカレンダーを通じて啓発を行っている。	達成度：△ 1人あたりのごみ排出量の削減を進めていく必要がある。
耐久性・耐用性機能のある製品の長期使用	グリーン購入ガイドラインを作成し、業務内で周知徹底する。	達成度：○ 引き続き、実施をする。
b. 事業者の役割		
【1-②-b 山北町基本施策】		
環境負荷の抑制・低減に配慮した製品の設計・製造・販売	令和7年3月に策定した「山北町第3次環境基本計画」を基に周知を行っている。	達成度：○ 環境基本計画に基づき、町内事業者との連携を図るため、意見交換等を実施している。
製品の特性に応じた再使用、リサイクルサービスの実施		
事業活動や製品に関する環境情報の開示		
環境負荷の少ない事業活動へのごみ減量化・資源化		

表 2-27(4) 前計画のレビュー

施策内容	施策の進捗状況	達成度・取組の課題・留意点
c. 行政の役割		
【1-②-c 山北町基本施策】		
ごみ処理・資源化事業の着実な実施及び組織体制の強化	使用済み紙おむつや製品プラスチック等の新たな資源化品目の検討を行っている。	達成度：△ 今後、調査研究を行う。
分別排出・収集運搬の実施、住民への周知・啓発	町ホームページやカレンダー、広報誌での周知を行っている。	達成度：○ 引き続き、継続する。
地域における環境事業の支援	地域の清掃活動の支援として美化運動推進団体への助成やごみ袋の配布、公園や緑地等に植栽する花いっぱい運動の支援として苗木等の支給を行っている。	達成度：○ 引き続き、地域の環境事業への支援を行う。
行政が自ら実施する先進的な取り組み	庁舎内の会議を通じて協議をしている。	達成度：△ 協議した内容が実践できていない部分もあるため、今後検討をする必要がある。
行政活動に伴う環境保全対策の実施	庁舎内の会議を通じて協議をしている。	達成度：○ 引き続き、実施をする。
公共事業をはじめとする公共的物資（資材）について、環境に配慮した製品やサービス（事業）の積極的な採用への配慮	グリーン購入ガイドラインを作成し、業務内で周知徹底する。	達成度：○ 引き続き、グリーン購入を継続する。
③みんなで美しい地域づくり		
【1-③ 山北町基本施策】		
ごみポイ捨て防止と環境美化の強化	清掃活動や不法投棄パトロール等の定期的な取り組みが行われている。	達成度：△ 定期的な取り組みは行われているが、ごみのポイ捨てや人々の意識は改善されていない。また、観光客によるポイ捨てへの対策が必要である。
ごみ不法投棄防止の拡充	月に3回のパトロールや他県との共同のパトロールに加え、広報誌やホームページ等での啓発活動を行っている。	達成度：△ キャンプ場等での観光客による不法投棄の対策が必要である。
イベントごみの減量化・資源化	ごみの分別は行っているが、減量化の啓発はできていない。	達成度：△ 減量化については、今後関係課と協力し検討する必要がある。
環境美化キャンペーン	年間2回の美化推進活動を行っている。 6月：酒匂川統一美化キャンペーン 10月：町内統一美化クリーンキャンペーン	達成度：○ 引き続き、実施をする。
不適正排出・不法投棄防止監視カメラ・看板等の設置	不法投棄禁止啓発看板の設置や、不法投棄多発頻発箇所に監視カメラを設置している。	達成度：○ 引き続き、カメラ等のメンテナンスを行い、不法投棄等を防ぐ。

表 2-27(5) 前計画のレビュー

施策内容	施策の進捗状況	達成度・取組の課題・留意点
2. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項		
①効率的なごみ分別収集・運搬、事業系ごみの搬入の取り組み		
a. ごみ排出ルールへの遵守・協力要請		
【2-①-a 山北町基本施策】		
各自治会、全町民等へのごみの分別と出し方の周知	広報やまきたやホームページ上での周知を行っている。	達成度：○ 引き続き同様に周知は行いつつ、町民の意識向上のための新規の取り組みが必要である。
ごみ処理・処分の実情に応じた適正な分別方法の検討	新たに適正な分別が必要になる品目については、適宜町の広報やホームページを通じて周知を行っている。	達成度：○ 引き続き同様に周知は行いつつ、町民の意識向上のための新規の取り組みが必要である。
障がい者、高齢者等を含めた分かりやすいごみの分別・出し方のカレンダーづくり	誰が見ても分かりやすいカレンダー作りを行っている。	達成度：○ 引き続き行い、町民から問い合わせが多く寄せられる項目については適宜修正をする。
ごみ収集運搬業者（委託）による収集作業時の監視	常時の監視は実施していないが、外出時の監視は行っている。	達成度：○ 今後も継続して行う。
b. ごみ収集サービスの向上		
【2-①-b 山北町基本施策】		
ごみの適正処理・リサイクルに適した収集体制 （平成 23 年度：ごみ収集運搬の民間業者全面委託）	収集運搬許可業者への説明会により、適正な収集運搬の指導を行っている。	達成度：○ 今後も継続して行う。
収集業務のイメージアップの持続	収集運搬許可業者と連絡を取り合い、収集トラブルの低減に努めている。	達成度：○ 今後も継続して行う。
通常期及び繁忙期におけるごみ収集	収集運搬許可業者と連絡を取り合い、必要に応じて調整を行っている。	達成度：○ 今後も継続して行う。
【2-①-b 山北町検討施策】		
高齢者、障がい者等への訪問収集	ごみ出しが困難な方向けの戸別収集の実施は、保険健康課や福祉課と今後について検討していくこととなっている。	達成度：△ 今後、検討を進めていく必要がある。

表 2-27(6) 前計画のレビュー

施策内容	施策の進捗状況	達成度・取組の課題・留意点
c. 収集作業環境の向上		
【2-①-c 山北町基本施策】		
ごみ集積所の設置や維持管理に関する協議	自治会と連絡を取り合い、必要に応じて集積所の維持管理を協議している。	達成度：○ 今後も継続して行う。
適正排出の徹底等による収集作業員の安全確保	リチウムイオン電池等の捨て方について町ホームページや広報紙にて周知を行っている。	達成度：○ 引き続き、継続して行う。
環境に配慮した収集機材の整備	収集運搬許可業者での対応としている。	達成度：－ 引き続き委託事業者での対応とする。
環境負荷の抑制・低減された収集車両の導入		
d. 適正処理困難物の対応		
【2-①-d 山北町基本施策】		
廃タイヤ、スプリング入りマットレスの適正処理	個別に収集運搬許可業者を紹介している。	達成度：○ 今後も継続して行う。
家電リサイクル法への対応	町ホームページやカレンダー、ごみ分別表にて周知を行っている。	達成度：○ 今後も継続して行う。
感染性一般廃棄物の適正処理	町のごみ分別表にて周知を行っている。	達成度：○ 今後も継続して行う。

表 2-27(7) 前計画のレビュー

施策内容	施策の進捗状況	達成度・取組の課題・留意点
②施設の適正管理・延命化		
a. 中間処理施設の適正運転・延命化		
【2-②-a 足柄西部清掃組合・山北町基本施策】		
足柄西部環境センター（ごみ焼却施設）の延命化	投資の妥当性・費用対効果及び計画整合性を考慮すると、今後の広域化に向けた方向性の中で、過度な延命化はできない。	達成度：△ 広域化の進捗に併せて、考慮していく。
足柄西部環境センター（粗大ごみ処理施設）の延命化		
足柄上地区ごみ処理広域化ブロックにおける協議・検討	令和 12 年度の新可燃ごみ処理施設稼働に向けて事業が進んでいる。	達成度：◎ 引き続き、稼働開始に向けて協議・検討を行う。
③緊急時のごみ処理対策		
a. 事前の対策		
【2-③-a 山北町基本施策】		
震災廃棄物処理基本計画策定の検討	令和 6 年 3 月に「山北町災害廃棄物処理計画」を策定した。	達成度：○ 今後必要に応じて見直しや改正を行っていく。
水害廃棄物処理基本計画策定の検討		
【2-③-a 足柄西部清掃組合・山北町基本施策】		
廃棄物処理施設の防災体制の整備	停電時、焼却場の稼働ができないことから、ごみの一時保管場所を確保する方策を検討する。	達成度：△ 耐震化・浸水対策・急傾斜地対策については、対応ができていない。
b. 災害時の的確かつ迅速な対応		
【2-③-b 足柄西部清掃組合・山北町基本施策】		
広域的連携の強化 ・周辺自治体との連携強化 ・震災等災害時の相互応援・支援体制	山北町、開成町ともに広域一般廃棄物事業協同組合と、「災害時一般廃棄物の収集に関する協定」の締結を行った。新可燃ごみ処理施設では、神奈川県西部地震発生時には、処理を行う計画である。	達成度：◎ 引き続き、相互応援・支援体制の拡充を目指す。
c. 環境に配慮した復旧		
【2-③-c 足柄西部清掃組合・山北町基本施策】		
環境に配慮した災害廃棄物の処理	期間内に災害廃棄物の処理を行うことはなかったが、災害発生時には災害廃棄物処理計画等に基づいて環境に配慮した処理を行う。	達成度：○ 引き続き、環境負荷を減らしつつ、地域の復旧に努める体制をとっていく。

表 2-27(8) 前計画のレビュー

施策内容	施策の進捗状況	達成度・取組の課題・留意点
3. ごみ処理事業に関する事項		
①計画進行管理の確立		
a. ごみ処理・資源化に関する「共通目標」の設定・周知		
【3-①-a 足柄西部清掃組合・山北町検討施策】		
ごみ処理・資源化に関する「共通目標」の検討・周知	環境負荷の軽減に向けて、各町からの排出量が減少したことで、CO ₂ の削減につながった。	達成度：○ 引き続き、持続可能な社会づくりに寄与する。
b. PDCA(計画→実施→評価→見直し)サイクル手法管理の構築		
【3-①-b 山北町検討施策】		
ごみ・資源に係る住民意向調査の実施の検討	現状、実施の検討は行っていない。	達成度：－ 必要に応じて、実施の検討を行う。
家庭系もえるごみの組成分析調査実施の検討	令和2年度、令和3年度にごみ処理広域化事務局で、こみ質調査を実施した。	達成度：○ 今後、新たな資源化を進めていくために、定期的の実施する必要がある、令和8年度に実施予定。
PDCA サイクル手法管理の導入に向けた調査・研究	令和6年度の山北町環境基本計画策定時、事業者ヒアリングを行った。	達成度：○ 今後も、必要に応じて実施する。
②総合的な情報管理の確立		
a. コスト管理の検討		
【3-②-a 足柄西部清掃組合・山北町検討施策】		
ごみ処理・資源化に係るコスト管理導入に向けた調査・研究(組合)	精密機能検査により、施設・設備の老朽化度や実態を客観的に把握することができた。これにより、今後のコスト管理が可能となる。	達成度：◎ 引き続き、正確な維持管理に努めていきたい。
一般廃棄物会計基準の調査・研究	足柄西部清掃組合として、事業に係るコストの明確化を目指す。なお、町では5t以上の廃棄物処理施設を所有していないので、導入する予定がない。	達成度：○ 引き続き、コストのデータ収集を続ける。
b. 情報整備・公開の推進		
【3-②-b 足柄西部清掃組合・山北町基本施策】		
情報の提供と意見募集活動の継続	小学4年生を対象にした施設見学を実施し、環境教育の面で情報提供に貢献。	達成度：○ 引き続き、情報の提供に努めていく。
c. 条例・要綱等の見直し・整備		
【3-②-c 山北町基本施策】		
廃棄物の処理及び清掃に関する条例の見直し	直近で平成26年に改正を行っている。	達成度：○ 今後も必要に応じて改正を行っていく。
その他関連条例・要綱等の見直し	今後、ごみ分別表の見直しを行う予定。	達成度：△ 現在、実施を検討している。

イ. 前計画の目標値との比較

前計画の目標値に対する、令和6年度の目標達成状況を表 2-28 に示す。

山北町は資源集団回収原単位及び資源ごみが減少し、資源ごみへの分別の余地が残っていると考えられ、資源ごみの分別、回収に課題がある。

また、前計画時の予測時よりも組合圏域（山北町及び開成町）の合計計画収集人口は少ないが、粗大ごみ及び最終処分ごみの処理量は予測を上回った。

表 2-28 前計画の目標達成状況

区分	項目	単位	前計画目標値	達成状況	
山北町	計画収集人口	人	11,541	—	9,093
	資源集団回収原単位	g / 人・年	26	×	4
	家庭系ごみ原単位		685	×	689
	もえるごみ		482	×	544
	もえないごみ		33	○	9
	資源ごみ		166	×	131
	有害ごみ		1	○	1
	粗大ごみ		3	×	4
	事業系ごみ年間日平均排出量	t / 年	2.35	○	1.87
	もえるごみ		2.23	○	1.85
	もえないごみ		0.04	○	0.01
	資源ごみ		0.04	×	0.01
	粗大ごみ		0.04	○	0.01
中間 処理 ・ 最終 処分	中間処理ごみ	t / 年	6,978	○	6,437
	ごみ焼却施設処理量		6,668	○	6,110
	粗大ごみ焼却施設処理量		310	×	327
	最終処分ごみ		655	×	706

ウ. 国の目標値との比較

国の目標値に対する、令和 6 年度の目標達成状況を表 2-29 に示す。

「廃棄物処理法に基づく基本方針」は平成 28 年と、令和 7 年にそれぞれ改定されている。平成 28 年改訂版は目標年度を令和 7 年度（平成 37 年）に、令和 7 年改訂版は目標年度を令和 12 年度としている。令和 5 年度の実績値との比較のため、平成 28 年度改訂版と令和 7 年改訂版の目標値それぞれと比較を行った。

山北町では、平成 28 年改訂版の一般廃棄物の排出量及び令和 7 年改訂版の一般廃棄物の最終処分量の目標を達成しているが、その他の項目については目標は達成していない。

表 2-29 国の目標達成状況

項目	指標	目標年度	目標値	達成状況(令和 6 年度実績)	
				山北町	
年間日数				365 日	
計画収集人口				9, 093 人	
排出量	一般廃棄物の排出量	R7	H24 年度比 約 16%削減	○	2, 982 t
					H24 : 4, 033 t →(目標)3, 388 t
		R12	R4 年度比 約 9%削減	×	2, 982 t
					R4 : 3, 256 t →(目標)2, 963 t
	1 人 1 日当たりの 家庭系ごみの排出量	R7	約 440g/人・日	×	558 g / 人日
		R12	約 478g/人・日	×	
焼却量	1 人 1 日当たり ごみ焼却量	R12	約 580g/人・日	×	754 g / 人日
最終処分	一般廃棄物の 最終処分量	R7	H24 年度比 約 31%削減	×	256 t
					H24 : 346 t →(目標)239 t
		R12	R4 年度比 約 5%削減	○	256 t
					R4 : 302 t →(目標)287 t

注 1) ○：達成、×：未達成

注 2) 平成 24 年度値については、「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）の値を採用している。

注 3) 1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量：(生活系ごみ搬入量－生活系ごみ[資源ごみ])/計画収集人口/365 日

注 4) 1 人 1 日当たりごみ焼却量：直接焼却量/計画収集人口/365 日

出典) 「廃棄物処理法に基づく基本方針」（平成 28 年 1 月環境省告示第 7 号）、
「廃棄物処理法に基づく基本方針」（令和 7 年 2 月環境省告示第 6 号）、
「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

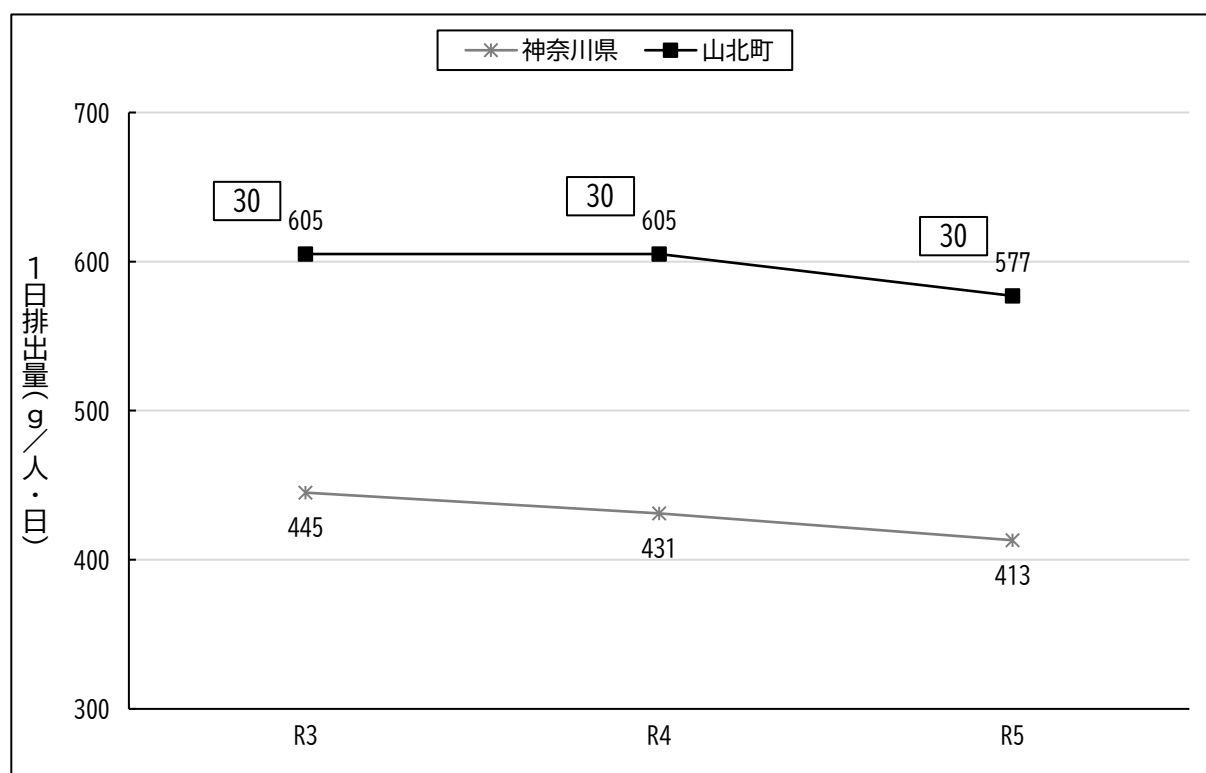
エ. 神奈川県内の家庭系ごみ原単位の順位

神奈川県内における令和3年度～令和5年度の1日排出量（1人1日当たりの家庭系ごみの排出量）、リサイクル率及び最終処分率の推移を図 2-20、図 2-21 及び図 2-22 に、県内市町村のそれぞれの値を表 2-30 に示す。

本町の1日排出量は、令和3年度～令和5年度の過去3年間連続して、神奈川県全体（平均）よりも上回っている。神奈川県33市町村の中で少ない方から過去3年連続で第30位である。

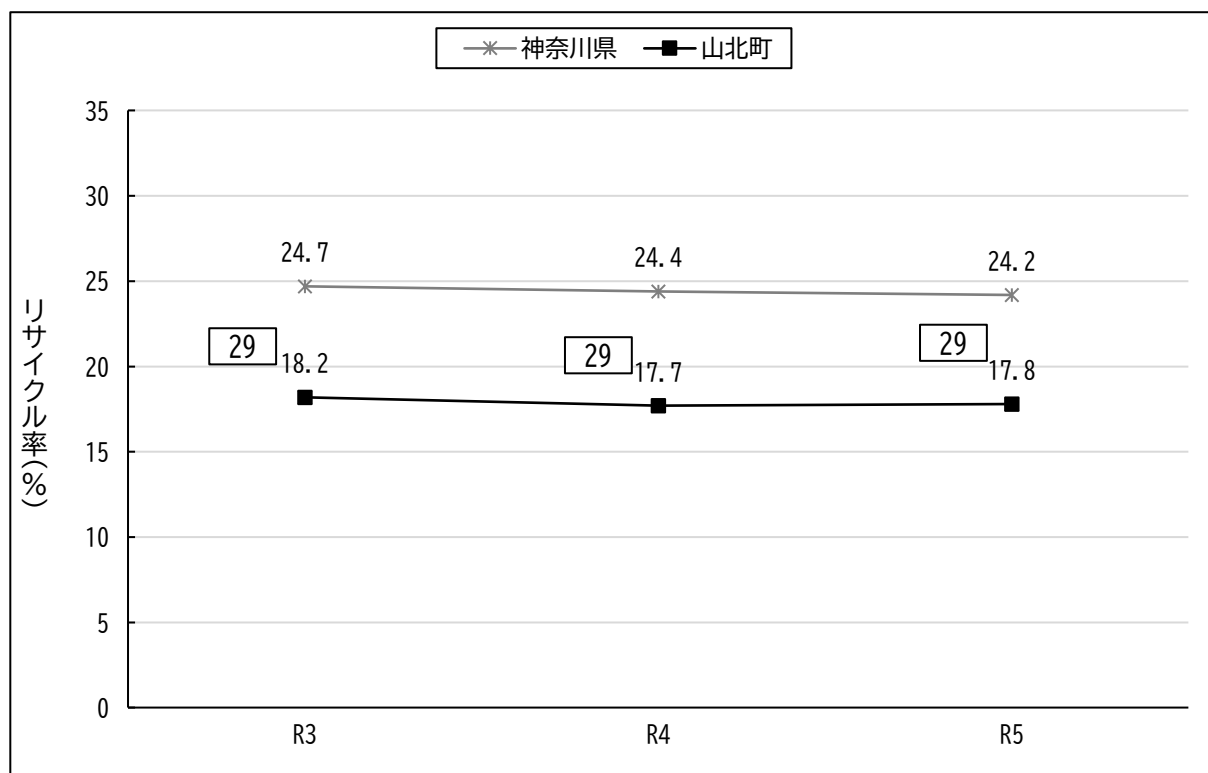
また、リサイクル率は、令和3年度～令和5年度の過去3年間連続して、神奈川県全体（平均）よりも下回っている。神奈川県33市町村の中で多い方から過去3年連続で第29位である。

さらに、最終処分率は、令和3年度～令和5年度の過去3年間連続して、神奈川県全体（平均）よりも上回っている。神奈川県33市町村の中で少ない方から令和3年度は第27位、令和4年度は第28位、令和5年度は第29位である。



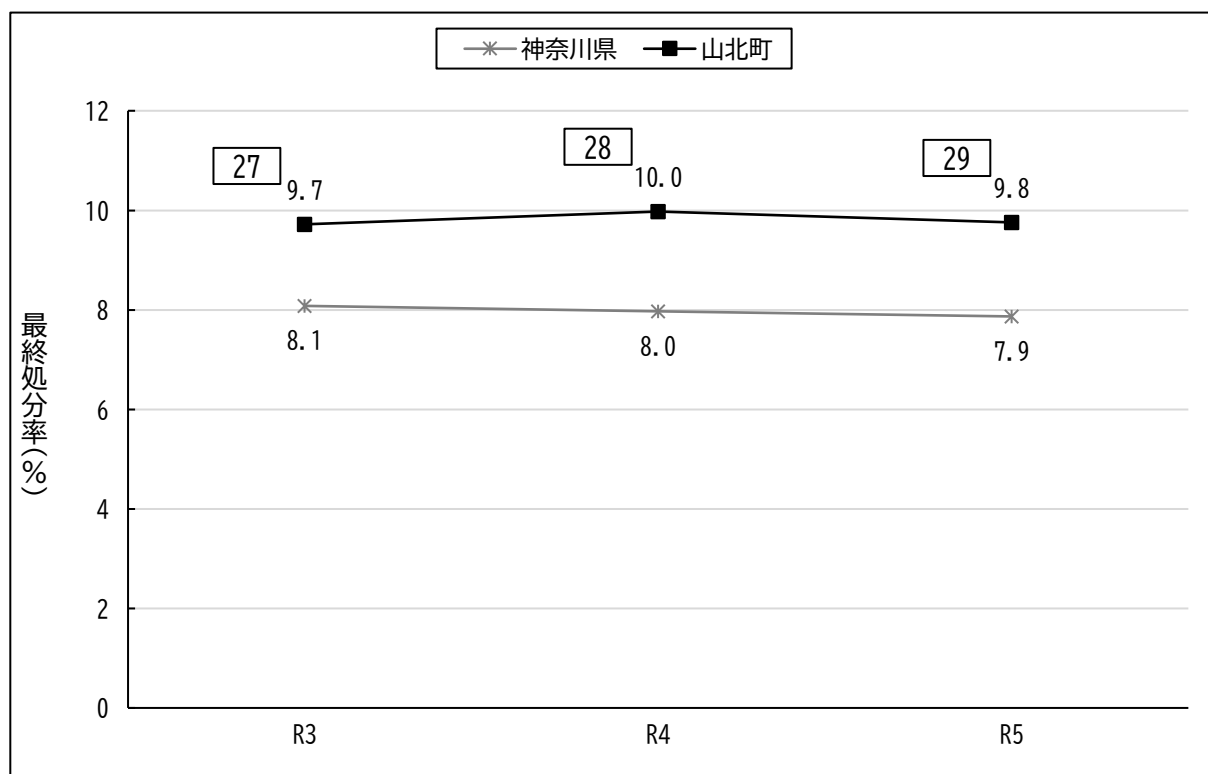
注) 四角内の数値は、神奈川県33市町村の中における順位を示す。

図 2-20 神奈川県内における1日排出量の推移



注) 四角内の数値は、神奈川県 33 市町村の中における順位を示す。

図 2-21 神奈川県内におけるリサイクル率の推移



注) 四角内の数値は、神奈川県 33 市町村の中における順位を示す。

図 2-22 神奈川県内における最終処分率の推移

表 2-30 神奈川県内市町村の 1 日排出量、リサイクル率及び最終処分率

年度	R3				R4				R5			
	計画収集人口	1 日排出量	リサイクル率	最終処分率	計画収集人口	1 日排出量	リサイクル率	最終処分率	計画収集人口	1 日排出量	リサイクル率	最終処分率
	(人)	(g/人・日)	(%)	(%)	(人)	(g/人・日)	(%)	(%)	(人)	(g/人・日)	(%)	(%)
神奈川県	9,223,214	445	24.7	8.1	9,218,311	431	24.4	8.0	9,227,786	413	24.2	7.9
横浜市	3,775,352	413	23.2	11.1	3,771,961	404	22.6	11.0	3,771,766	388	22.1	11.1
川崎市	1,523,311	459	19.2	10.8	1,523,861	444	19	10.6	1,529,436	421	18.8	9.9
相模原市	719,011	496	20.5	8.5	719,646	483	19.6	8.9	718,174	467	20.2	9.3
横須賀市	384,638	488	33.3	0.6	379,803	479	32.5	0.5	384,663	443	32.6	0.6
平塚市	257,883	476	25.5	0.9	257,713	458	25.1	0.6	258,463	435	25.3	0.9
鎌倉市	177,125	362	52.8	0.0	172,428	347	56.7	0.0	175,953	341	58.7	0.0
藤沢市	440,487	439	30.1	0.1	443,451	427	29.6	0.1	443,986	409	29.7	0.1
小田原市	188,957	555	22.7	9.5	188,061	542	22.8	9.0	187,052	521	22.5	8.7
茅ヶ崎市	245,419	512	23.8	8.7	246,123	410	26.8	7.5	247,588	401	26.6	7.3
逗子市	59,528	419	46.6	0.3	59,131	344	45.9	0.4	58,541	333	44.9	0.4
三浦市	41,921	464	34.9	0.4	41,399	432	37.3	0.4	40,762	429	36.8	0.4
秦野市	161,976	473	30.1	5.3	161,652	457	29.9	4.9	161,278	443	30.3	4.4
厚木市	223,771	426	24.9	7.7	224,095	412	25.3	7.6	224,058	394	25.1	7.7
大和市	240,523	423	26	0.9	244,034	411	25.9	0.9	244,606	402	25.1	0.9
伊勢原市	99,919	534	24.3	5.5	100,042	517	24.3	5.1	100,128	496	24.9	4.5
海老名市	136,776	369	34.4	0.3	139,387	357	33.8	0.7	140,170	345	32.6	0.6
座間市	131,703	420	32.8	0.4	132,182	405	32.4	0.7	132,075	385	31.3	0.6
南足柄市	40,412	560	24.3	9.8	40,190	545	24	6.3	39,817	518	28.4	5.8
綾瀬市	84,458	472	29.5	0.4	84,474	452	29.3	0.7	82,929	429	29.5	0.6
葉山町	31,629	423	50.6	1.0	31,431	418	49.6	0.7	31,118	403	49.7	0.7
寒川町	48,999	458	29	3.4	49,133	438	28.6	3.4	49,118	419	27.6	3.4
大磯町	31,475	546	28.5	1.0	31,353	527	28.1	0.6	31,146	509	28	0.9
二宮町	28,195	502	34.1	1.1	27,934	487	32.7	0.8	26,968	485	32.5	0.8
中井町	9,116	571	18.1	6.5	9,098	552	17.4	6.4	8,971	536	16.9	6.6
大井町	17,314	541	23.9	6.3	17,375	517	23	6.1	17,480	501	22.1	6.3
松田町	10,616	584	24.3	6.2	10,477	567	23.7	6.1	10,361	547	23.8	6.3
山北町	9,620	605	18.2	9.7	9,377	605	17.7	10.0	9,241	577	17.8	9.8
開成町	18,338	456	29.2	8.6	18,502	444	28.5	8.9	18,633	428	29.7	8.3
箱根町	11,124	745	5.7	13.5	10,928	777	5.3	12.8	10,915	830	11.5	6.7
真鶴町	7,007	740	17.4	11.1	6,920	770	17.5	11.3	6,755	767	17.2	11.2
湯河原町	24,199	762	14.7	11.3	23,965	808	14.1	11.5	23,583	790	16	11.3
愛川町	39,537	514	26	9.1	39,412	503	25	8.9	39,312	477	27.4	8.6
清川村	2,875	535	28.9	7.7	2,773	545	29.3	7.7	2,740	522	29.6	7.9

注 1) 1 日排出量：1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量を示す。

1 日排出量：(生活系ごみ搬入量－生活系ごみ[資源ごみ])/計画収集人口/365 日

注 2) リサイクル率：{(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)}×100

注 3) 最終処分率：{(直接最終処分量+焼却残渣量+処理残渣量)/(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)}×100
出典)「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)

6) 課題の抽出

ア. ごみ排出の現況まとめ

山北町の令和2年度の家庭系ごみ量は2,706 t/年、計画収集人口は9,761人であったが、家庭系ごみ量、計画収集人口ともに減少し、令和6年度ではそれぞれ2,286 t/年、9,093人となった。また、家庭系ごみ原単位は759 g/人・日から689 g/人・日へと減少している。このことから、家庭系ごみ量の減少は、計画収集人口の減少及び住民のごみの減量化の両方が影響していると考えられる。しかし、神奈川県内における1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は33市町村のうち第30位と、神奈川県内において1人当たりの排出量はまだ多いことがうかがえる。

また、家庭系の資源ごみは、令和2年度の524 t/年に対し、令和6年度は89 t/年減少の435 t/年である。なお、家庭系ごみの総量も減少しており、総量に対する資源ごみの割合は大きく変化していない。

事業系ごみは、令和2年度の719 t/年に対し、令和6年度は37 t/年減少の682 t/年である。

イ. 現況と課題（山北町）

山北町における現況と、それに対する課題を表2-31に示す。

表 2-31 現況と課題（山北町）

区分	現況		課題
ごみ発生 ・ 排出抑制	神奈川県内における 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量が、33 市町村のうち第 30 位と多い	→	家庭系ごみ（もえるごみ）排出量の削減が必要
	家庭系ごみ原単位の前計画目標の未達成 目標値：685 g / 人・日 現況値：689 g / 人・日	→	もえるごみ原単位の目標が 482 g / 人・日に対し、現況が 544 g / 人・日であり、もえるごみの削減が必要
	資源集団回収による回収量の減少	→	実施団体数の増加に向けた取組が必要
	家庭用生ごみ処理機器の助成件数の低迷	→	助成件数の普及が必要
	不用品のリユース啓発の不足	→	不用品の交換する場の提供や、企業との提携が必要
家庭系ごみの分別排出 ・ 収集運搬	焼却施設のごみ質組成において、最も割合を占めているのが紙・布類である	→	雑がみの資源化の検討と、分別の徹底が必要
	ごみの分別については、町ホームページまたは「家庭ごみ分別早見表」で周知している	→	捨てたい品目をピンポイントで検索する方法が「家庭ごみ分別早見表」のみであり、手段を増やすことが望ましい
	戸別収集は実施していない	→	高齢者や障がい者等の、ごみ出しが困難な世帯への対応ニーズが高まっている
不法投棄 防止・ 美化推進	監視カメラ、センサーライト等の設置 広報誌への、定期的な不法投棄の注意喚起の掲載	→	不法投棄は、特に用水路への家庭ごみや剪定枝等の投棄の対策が必要
	清掃活動や不法投棄パトロール等の定期的な活動の実施	→	人々の不法投棄への意識の改善が必要
	河川敷等でのレジャー活動で生じたごみの放置	→	放置ごみを生じさせないように、利用者の意識の改善が必要

ウ. 現況と課題（足柄西部清掃組合・山北町）

足柄西部清掃組合及び山北町における現況と、それに対する課題を表 2-32 に示す。

表 2-32 現況と課題（足柄西部清掃組合・山北町）

区分	現況		課題
事業系ごみの分別排出・収集運搬	事業系ごみの直接搬入を行っていない	→	広域化に伴い、事業系ごみの直接搬入について、山北町・開成町だけでなく、他の関係市町との協議が必要
中間処理ごみ	おおむね適正な運転・維持管理により良好な状態で稼働を継続中だが、不適切なごみの排出による、焼却施設の停止が発生	→	処理不適物・禁忌品の更なる啓発が必要
	広域化に伴う施設の稼働の終了・継続を検討している	→	粗大ごみ処理施設の継続運用・運用方法の検討が必要
最終処分ごみ	一般廃棄物最終処分場を保有しておらず、民間事業者への委託を行っている	→	委託先の民間事業者の埋立容量を確保し続けるために、適切な分別搬入及びごみ焼却・粗大ごみ処理施設による残渣物の減量化・減容化が必要
ごみ処理事業費	大きな増加はない	→	ごみ発生・排出抑制、家庭系ごみの分別排出・収集運搬、中間処理及び最終処分に係る事業費について、可能な限りの節減と限られた事業費の適切な使用
計画の進行管理	過去の計画で定めた施策の実施や、実態に合わせた取組により、ごみは減量傾向にある	→	施策の進捗状況や住民・事業者の取組状況を把握・点検・評価し、計画を定期的に見直すことが求められる
その他	ごみ減量に関わる計画の策定が努力義務となっている（食品ロス削減推進計画）	→	食品ロスに関する実態の把握等、計画策定の検討が必要
	ごみの資源化を進めている自治体がある	→	高齢化社会に伴い排出量が増加する紙おむつと、排出量の多い生ごみの資源化が求められる
	AI 等を活用したごみ処理技術を導入している自治体がある	→	一般廃棄物処理において活用可能な新技術の把握と導入検討が求められる

(3) ごみ処理行政の動向

1) 国

「第五次循環型社会形成推進基本計画」の概要を表 2-33 に示す。
なお、本計画に基づき一般廃棄物（ごみ）に係る内容を整理した。

表 2-33 第五次循環型社会形成推進基本計画の概要

1. 目標年次	令和 12 年
2. 循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性	(1) 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり (2) 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環 (3) 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現 (4) 資源循環・廃棄物管理基盤の強化と着実な適正処理・環境再生の実行 (5) 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
3. 循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標	多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現 【背景・課題】 ・地域においてもネット・ゼロ、ネイチャーポジティブと循環経済の統合的取組を進めることが重要 ・地産地消によって地域は活性化し、里地里山・里海に管理が行き届くようになることで生態系の保全にもつながる ・食品ロス・食品廃棄物の削減など食品・農業分野の取組は、生物多様性の回復に向けても大きく貢献 ・廃棄物系バイオマスや未利用間伐材等の未利用資源について、地域の実情に応じて活用を検討することが重要 ・プラスチックを含む海洋ごみは海洋生物等に影響を与えることから、国内外由来の海洋ごみへの対応の加速が必要 【目指すべき将来像】 ・人口減少・少子高齢化の進む状況下においても循環資源が各地域・各資源に応じた最適な規模で循環 ・持続可能な農林水産業が地域産業として確立、地域コミュニティの再生、雇用の創出、地場産業の振興や高齢化への対応等地域課題の解決や地方創生が実現 ・自然環境の管理、循環システムの構築による生態系の保全 ・循環分野の経済活動による地域の経済社会の活性化等の先行地域の取組に係る情報の全国的横展開のための整理・共有 ・施設整備、廃棄物処理の広域化・集約化、特性に応じた効果的なエネルギー回収技術導入などの実施 【国の取組】 ・資源の特性に応じた最適規模での資源循環の推進 ・リユース品や修理サービス、地域の循環資源・再生可能資源を活用した製品など、環境価値に関する表示等を伴った多様な選択肢の提供を推進し、消費者のライフスタイル転換を促進し、質の高い暮らしを実現 ・地域の循環資源や再生可能資源を活用し、再生材として新たな製品等の原料としたり、肥飼料の原料としたりすることで地域に新たな付加価値や雇用を創出して地域経済を活性化

出典)「循環型社会形成推進基本計画」(令和 6 年 8 月、環境省)

2) 神奈川県

「神奈川県循環型社会づくり計画」の概要を表 2-34 に示す。

なお、本計画に基づき一般廃棄物（ごみ）に係る内容を整理している。

表 2-34 神奈川県循環型社会づくり計画の概要

1. 計画期間	令和 6 年度～令和 12 年度の 7 年間																														
2. 基本理念	廃棄物ゼロ社会																														
3. 計画目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th><th colspan="2">目標値</th></tr> <tr> <th colspan="2">項目</th><th>目標値</th><th>R1 実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標 1</td><td>生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量</td><td>608 g / 人・日</td><td>638 g / 人・日</td></tr> <tr> <td>目標 2</td><td>産業廃棄物の排出量</td><td>1, 826 万 t</td><td>1, 808 万 t</td></tr> <tr> <td>目標 3</td><td>一般廃棄物の再生利用率</td><td>28. 0%</td><td>24. 1%</td></tr> <tr> <td>目標 4</td><td>産業廃棄物の最終処分量</td><td>263 千 t</td><td>277 千 t</td></tr> <tr> <td>目標 5</td><td>不法投棄等残存量</td><td>前年度より減少</td><td>150, 484 t (R3 実績)</td></tr> </tbody> </table>					目標値		項目		目標値	R1 実績	目標 1	生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	608 g / 人・日	638 g / 人・日	目標 2	産業廃棄物の排出量	1, 826 万 t	1, 808 万 t	目標 3	一般廃棄物の再生利用率	28. 0%	24. 1%	目標 4	産業廃棄物の最終処分量	263 千 t	277 千 t	目標 5	不法投棄等残存量	前年度より減少	150, 484 t (R3 実績)
		目標値																													
項目		目標値	R1 実績																												
目標 1	生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	608 g / 人・日	638 g / 人・日																												
目標 2	産業廃棄物の排出量	1, 826 万 t	1, 808 万 t																												
目標 3	一般廃棄物の再生利用率	28. 0%	24. 1%																												
目標 4	産業廃棄物の最終処分量	263 千 t	277 千 t																												
目標 5	不法投棄等残存量	前年度より減少	150, 484 t (R3 実績)																												
4. 施策事業	資源循環の推進 (1) 排出抑制、再利用の推進 ・ 県民のライフスタイル変革の促進 ・ 事業者の取組の推進 ・ 市町村と連携した取組の推進 ・ 広域的な取組の推進 (2) 再生利用等の推進 ・ 質の高いリサイクルの推進 ・ 上下水道汚泥の再生利用の推進 ・ 建設廃棄物のリサイクルの推進 ・ 各種リサイクル制度の推進 (3) 環境教育・学習及び人材育成の推進等 ・ 環境教育・学習の推進 ・ 排出事業者・処理業者における人材育成の推進 ・ 環境関連技術の研究、開発の推進 適正処理の推進 (1) 廃棄物の適正処理の推進 ・ 一般廃棄物の適正処理の推進 ・ 産業廃棄物の適正処理の推進 ・ PCB 廃棄物の確実な処理 ・ 有害物質を含む廃棄物等の適正処理の促進 (2) 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進 ・ 不法投棄を許さない地域環境づくり ・ 産業廃棄物の不適正処理対策の推進 ・ 不法投棄の原状回復に向けた取組 (3) クリーン活動の推進 ・ 県民、市町村、事業者等と連携したクリーン活動の推進 ・ 情報提供の充実等による普及啓発																														

出典)「神奈川県循環型社会づくり計画」(令和 6 年 3 月、神奈川県)

3) 近隣市町

「足柄上地区循環型社会形成推進地域計画」及び「足柄上地区新可燃ごみ処理施設に係る施設整備基本計画」の概要を表 2-35 に示す。

表 2-35 ごみ処理広域化の概要

1. 計画目標年度	令和 11 年度																													
2. 施設整備基本方針	基本方針 1 安心・安全な処理を行う施設 基本方針 2 環境に配慮した施設 基本方針 3 エネルギー効率を活用する施設 基本方針 4 地域に親しまれ、環境学習が行える施設 基本方針 5 経済性に優れた施設																													
3. 将来予測値	<table><tr><th colspan="3">将来予測値</th></tr><tr><th>項目</th><th>単位</th><th>予測値(令和 11 年度)</th></tr><tr><td>南足柄市</td><td rowspan="10">t/年</td><td>7,859</td></tr><tr><td>中井町</td><td>2,153</td></tr><tr><td>大井町</td><td>3,553</td></tr><tr><td>松田町</td><td>2,005</td></tr><tr><td>山北町</td><td>2,099</td></tr><tr><td>開成町</td><td>3,658</td></tr><tr><td>可燃ごみ合計</td><td>21,327</td></tr><tr><td>可燃残渣</td><td>127</td></tr><tr><td>選別残渣</td><td>4</td></tr><tr><td>焼却対象ごみ合計</td><td>21,458</td></tr></table>			将来予測値			項目	単位	予測値(令和 11 年度)	南足柄市	t/年	7,859	中井町	2,153	大井町	3,553	松田町	2,005	山北町	2,099	開成町	3,658	可燃ごみ合計	21,327	可燃残渣	127	選別残渣	4	焼却対象ごみ合計	21,458
将来予測値																														
項目	単位	予測値(令和 11 年度)																												
南足柄市	t/年	7,859																												
中井町		2,153																												
大井町		3,553																												
松田町		2,005																												
山北町		2,099																												
開成町		3,658																												
可燃ごみ合計		21,327																												
可燃残渣		127																												
選別残渣		4																												
焼却対象ごみ合計		21,458																												
4. 施策の内容	発生抑制、再使用の推進 (1) 家庭系ごみの有料化 (2) 環境教育、普及啓発、助成 (3) マイバッグ・マイボトル運動、レジ袋の削減の推進 (4) ごみ分別の推進 ・ 剪定枝等の木質系廃棄物の資源化 ・ プラスチック使用製品廃棄物の資源化 ・ 紙類・布類の資源化 ・ 紙おむつの資源化 (5) ごみ減量の推進 ・ 厨芥類や食品残渣の削減 ・ 食品ロスの削減 (6) 生活排水対策																													

出典)「足柄上地区循環型社会形成推進地域計画」(令和 6 年 11 月改訂、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、足柄東部清掃組合、足柄西部清掃組合、足柄上衛生組合)、「足柄上地区新可燃ごみ処理施設に係る施設整備基本計画」(令和 7 年 3 月、南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町)

(4) ごみ処理技術の動向

個別リサイクル法として、「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」をはじめとした法令が整備され、資源ごみの再利用が推進されている。

1) 廃棄物の資源化

令和5年度時点で、全国の自治体が設置した資源化施設数を表 2-36 に示す。

表 2-36 資源化施設設置状況

資源化方法	施設数	備考
堆肥化	56	処理対象物に「家庭系生ごみ」、「事業系生ごみ」、「剪定枝」、「その他」のいずれかを含む「ごみ堆肥化施設」の施設数
バイオガス化	13	処理対象物に「可燃ごみ」または「生ごみ（厨芥類）」を含む「メタン化」を行う施設の数
RDF 化	39	処理対象物に「可燃ごみ」を含む「固形燃料化（RDF 化）」を行う施設の数
BDF 化	1	処理対象物に「廃食用油」を含む「BDF 化」を行う施設の数

注) 休止中の施設を除く。

出典) 「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)

ア. 堆肥化

有機性廃棄物を好氣的微生物により分解させ、成分的に安定するまで腐熟させることを堆肥化という。堆肥は肥料や土壌改良剤として使用される。

イ. バイオガス化

有機性廃棄物をメタン発酵させ、バイオガスを生成させることをバイオガス化という。バイオガスには燃焼しやすいメタンが含まれており、それを用いて電気・熱にエネルギー利用する取り組みが進められている。バイオガス化では肥料化や飼料化に向かない食品廃棄物を活用することができる。

ウ. RDF 化

有機性廃棄物を含む家庭ごみを破碎、乾燥させ、葉巻状に固めた固形燃料を RDF といい、焼却、発電の燃料として用いることが可能である。ただし、品質が不安定であり、熱量も石炭等より低く、発酵による発火の危険性もあるため、現在は取り扱う施設数は減少している。

エ. BDF 化

廃食用油をメチルエステル化処理したものを BDF（バイオディーゼル）といい、軽油代替燃料として用いることが可能である。ただし品質面で粗悪な物では、自動車等に使用した際に燃料系統にトラブルを起こす可能性がある。現在はごみ収集車や市営バス等の燃料として用いられることが多い。

2) 紙おむつの資源化

ア. 再生利用

紙おむつの素材である、パルプ、樹脂、高分子吸収剤（SAP）は、殺菌処理等を施したうえで再生利用等が可能である。また、素材を破砕、発酵、乾燥処理を行い固形燃料化させることも可能である。

令和6年度における、全国の紙おむつ資源化施設の設置状況を表 2-37 に示す。

表 2-37 紙おむつ資源化施設設置状況

事業者	ユニ・チャーム株式会社	トータルケア・システム株式会社	栗田工業株式会社	株式会社スーパー・フェイズ
方式	水溶化・分離・オゾン処理による水平リサイクルに向けたパルプ回収	水溶化・分離処理によるパルプ・プラスチック回収	洗浄・分離処理によるパルプ・プラスチック回収と熱回収	破砕・発酵・乾燥処理による燃料製造
設置場所	鹿児島県志布志市	福岡県大牟田市	【サムズシステム】 千葉県松戸市 【クリタサムシステム】 北海道富良野市、京都府亀岡市等（実証段階も含め7箇所）	鳥取県伯耆町、北海道富良野市等（実証段階も含め10箇所）
搬入自治体	・家庭系：2自治体 ・事業系：2026年から回収を検討	・家庭系：2自治体 ・事業系：49自治体	【サムズシステム】 ・事業系：8自治体 【クリタサムシステム】 ・事業系：7自治体 ・家庭系：2自治体（試験のみ）	・事業系：11自治体

出典)「令和6年度使用済紙おむつ再生利用等に関する調査報告書」
(令和7年3月、株式会社エックス都市研究所)

イ. 炭素化リサイクル

紙おむつを半炭化物化したものをペレット化し、土地改良材や化石燃料の代替燃料として利用する方法である。

こちらは現在実証実験段階である。(事業者：花王株式会社、自治体：愛媛県西条市（令和3年1月開始）、徳島県上勝町（令和7年10月開始）)

3) プラスチックごみの資源化

令和5年度における、プラスチックの処理処分状況を表 2-38 に示す。

表 2-38 プラスチック処理処分状況

処理方法		割合	
サーマルリサイクル	ガス化(燃料利用)	2%	有効利用廃プラ 89%
	固形燃料/セメント原・燃料	25%	
	発電焼却	31%	
	熱利用焼却	6%	
マテリアルリサイクル		22%	
ケミカルリサイクル		3%	
未利用	単純焼却	8%	未利用廃プラ 11%
	埋立	3%	

注) 四捨五入により、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

出典)「プラスチックリサイクルの基礎知識」

(令和7年7月、一般社団法人 プラスチック循環利用協会)

ア. サーマルリサイクル

サーマルリサイクルの手法としては、ごみ焼却熱利用、ごみ焼却発電、セメント原・燃料化、固形燃料化(RPF、RFD)等がある。

プラスチックのうち、PE、PP、PSは石炭や石油と同等の発熱量をもち、全国の約41%のごみ処理施設には、ごみ焼却による発電設備が設置されている。一方、プラスチック焼却過程での燃料の使用や、CO₂発生などの環境問題も提起されている方法である。

イ. マテリアルリサイクル

マテリアルリサイクルは、廃プラスチックをプラスチックのまま原料にして新しい製品をつくることをいう。

基本的に、樹脂選別や不純物除去のあと、粉碎、洗浄したもの(フレーク)や、フレークを粒上にしたもの(ペレット)を原料に製品にする。このうち、原料となった製品とリサイクル後の製品が同じ場合を水平リサイクル、異なる場合をカスケードリサイクルという。

ウ. ケミカルリサイクル

ケミカルリサイクルの手法としては、高炉原料化技術、コークス炉化学原料化技術、ガス化技術、油化技術、原料・モノマー化技術等がある。

新たな製品にリサイクル(再生利用)する原料・モノマー化技術は、マテリアルリサイクルの弱点である、衛生面やにのいの問題を解決できるが、高度な技術や設備が必要であるため、導入のハードルが高い。

ケミカルリサイクルは、再生利用のほかに、製鉄所の還元剤(高炉原料化)、コークス炉の再生利用(コークス炉化学原料化)、合成ガスの生成(ガス化)、石油化(油化)など、様々な手法が存在する。

4) AI を活用したごみの分別

ア. チャットボット

自治体のホームページや外部アプリを用いて、ごみの出し方や手数料等のごみの排出に関する案内を、会話形式で知ることができる。これにより、住民が手軽に情報を入手でき、自治体の職員の負荷も低減することが可能である。三鷹市や横浜市等で導入されている。

イ. 選別の自動化

通常、資源化施設においてビンの選別は手選別により、色ごとに選別する。青森市の資源ごみリサイクル施設「ECO プラザ青森」では、手選別工程の自動化を目的として、令和6年に廃棄物分別特化 AI エンジン搭載の「資源ゴミ自動選別機～AI・B-sort～」が導入されている。

3. ごみ処理基本方針

ごみ処理の基本的な方向性を図 3-1 に示す。
循環型社会の形成に向けた持続可能なシステムとして、「循環型地域づくり」、「循環型廃棄物・資源化処理システムの形成」及び「循環型廃棄物マネジメントの実施」の3本柱を掲げ、各々の連携により、山北町の総合計画及び環境基本計画に示される将来像を目指すこととする。

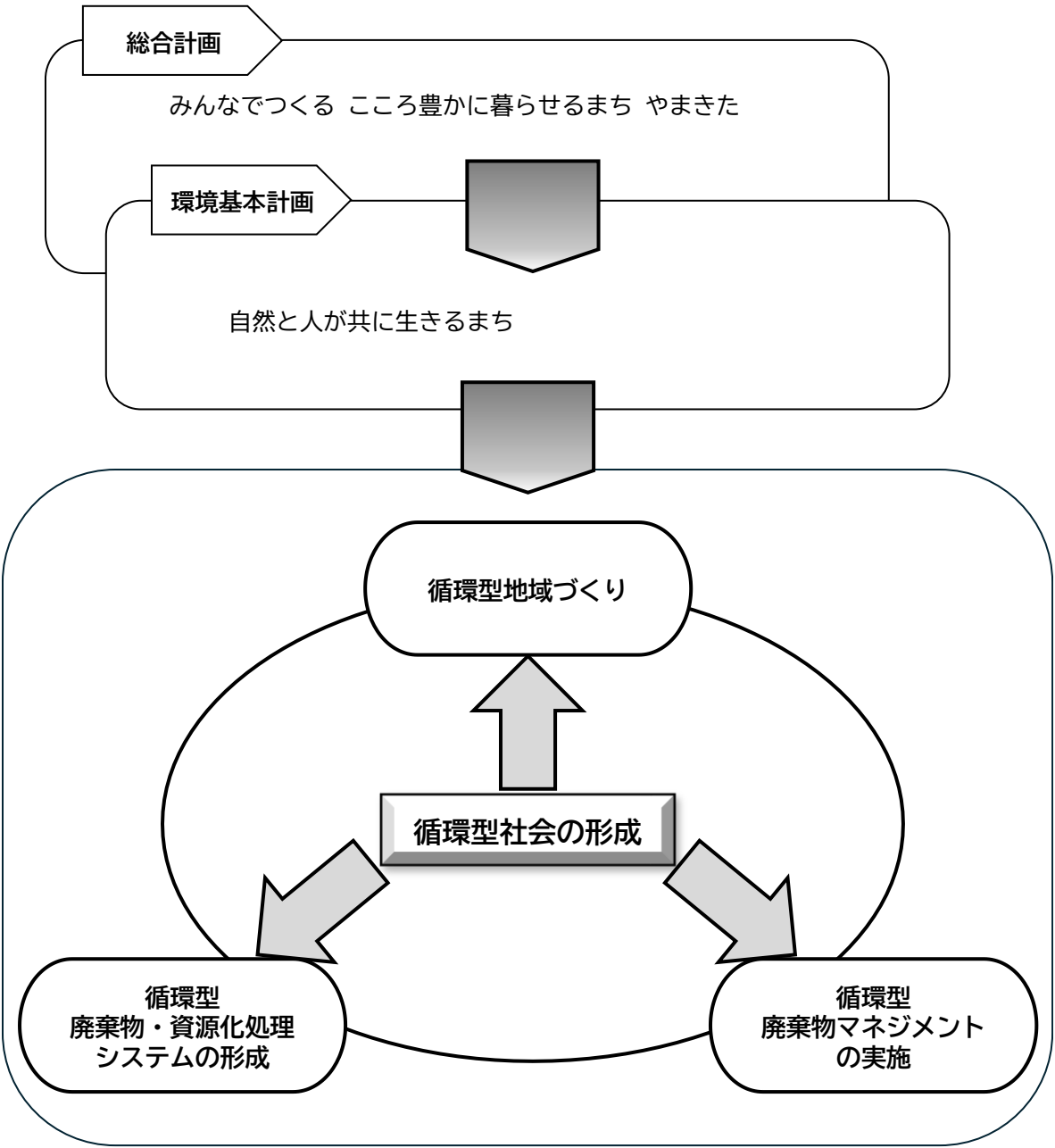


図 3-1 ごみ処理の基本的な方向性

(1) 循環型地域づくり

ごみの発生抑制を重視した1R（リフューズ：発生回避）＋3R（リデュース：発生抑制，リユース：再使用，リサイクル：再生利用）への取り組みを展開することで、やすらぎがあり、住みたい街を目指し、地域美化を守りつつ、環境への負荷を低減した循環型地域づくりをつくる。

1) ごみをつくらない・出さない地域づくり

循環基本法が平成13年1月より施行され、循環型社会の構築に向けて、ごみの発生・排出抑制、再使用が最優先として掲げられている。

一人ひとりがごみを排出する人としての責任と自覚を持ち、より環境に配慮した消費生活行動を実践し、ごみの発生・排出抑制、再使用を進める地域づくりを進めていく。

2) みんなが努力して行動する地域づくり

持続可能な循環型社会の構築を目指すことは、住民・事業者・行政がそれぞれの立場で自らの責任を自覚し、お互いに協働しあうことが重要である。

これまでも、循環型社会の構築に向け、様々なごみ減量・リサイクル活動を進めてきたが、これらの活動について自然・社会環境の変化に応じて見直し、より多くの人々が様々な立場からいつでも参加できるような仕組みや活動拠点づくりに取り組んでいく。

3) みんなで美しい地域づくり

本町では平成15年4月から「安全で安心な住みよいまちづくり条例」が施行され、町、住民等、事業者及び土地所有者等が一体となって、空き缶等及び吸殻等の散乱を防止するとともに、地域の環境美化活動に努めることにより、まちを美化する心をはぐくみ、清潔で美しいまちづくりの実現を図ることを掲げている。

住民、来訪者及び事業者等が、ごみの投げ捨て、宣伝物等の放置及びふん害等のまちの美観を害する行為を防止できるような地域づくりを進めていく。

(2) 循環型廃棄物・資源化処理システムの形成

ごみの分別収集、中間処理（選別・破碎・圧縮・焼却等）という一連のシステムによるごみ処理プロセスにより、環境負荷の低減と資源の有効利用に努め、自然・社会環境に配慮した安全・安心な循環型廃棄物・資源化処理システムを形成する。

1) 適正なごみ排出・効率的なごみ分別収集・運搬

一般家庭から排出されるごみの安定的な収集運搬業務を継続するため、環境負荷の抑制となる車両を使用して効率的な収集が可能となるような体制に取り組んでいく。また、事業系ごみの搬入についても、安定的な焼却施設及び粗大ごみ処理施設の受入を継続していくために必要に応じて見直しを行っていく。

2) 施設の適正管理・延命化

平成7年度から稼働を開始した足柄西部環境センターは、適正な運転・維持管理のもと稼働しており、今後も延命整備事業や定期修繕等の適正な維持管理に取り組むとともに、周辺的环境負荷低減に配慮した運営を進めていく。

また、足柄上地区1市5町と連携を図りつつ、今後も新可燃ごみ処理施設建設に向けての事業及び維持管理に取り組んでいく。

3) 緊急時のごみ処理対策

震災・水害等の自然災害時においては、ごみ収集車両の走行不可、施設の稼働停止等が想定される。こうした災害等の緊急時においても、通常のごみ処理が可能な限り維持できるよう事前の対策を検討するとともに、災害時及び非常時における対策について、あらかじめ十分に検討を行っていく。

(3) 循環型廃棄物マネジメントの実施

循環型地域づくりや循環型廃棄物・資源化処理システムの取り組みに対応して、計画の進行管理や達成度、数値目標及びコスト等を指標とした管理と情報公開等を含めた効率的・効果的な循環型廃棄物マネジメントを実施する。

1) 計画の進行管理

循環型地域づくりにおいては環境負荷の抑制・低減を目的とし、必要に応じて目標やシステムの見直しを図りつつ、継続的に取り組んでいくことが重要である。このため、本計画の進ちょく状況を照査・検証する計画管理を構築していく。

2) 総合的な情報管理

ごみ減量化・資源化の目標は、定期的の実態把握を行い、ごみ処理の動向を見極めながら施策の効果を検証する。そしてその検証結果を踏まえて目標達成がなされるよう継続的な施策の強化・徹底を図るとともに、必要な施策を講じて展開を図っていく。

また、計画的かつ多角的な施策の展開ならびに施設の点検・保守及び補修等が実施できるよう、経営的な視点から事前・事後の検証・評価を行うとともに、総合的なコスト管理の枠組みを構築していく。

4. ごみ処理基本計画の策定

(1) ごみの発生量及び処理量の見込み

1) 計画収集人口の将来予測

ア. 予測方法

計画収集人口の予測は、「足柄上地区循環型社会形成推進地域計画」（令和 6 年 11 月改訂、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、足柄東部清掃組合、足柄西部清掃組合、足柄上衛生組合。以下、「地域計画」という。）との整合性を図るため、地域計画の予測結果を基に推計する。

なお、地域計画の令和 6 年度における予測値と、令和 6 年度の人口の実績値は合致しないため、地域計画と同様の値を予測結果として使用すると実態と乖離する可能性が考えられる。そのため、地域計画の令和 7 年度以降の人口の変化を令和 6 年度実績にあてはめることで、計画収集人口を算出した。

イ. 予測結果

計画収集人口の将来予測結果を図 4-1 に示す。

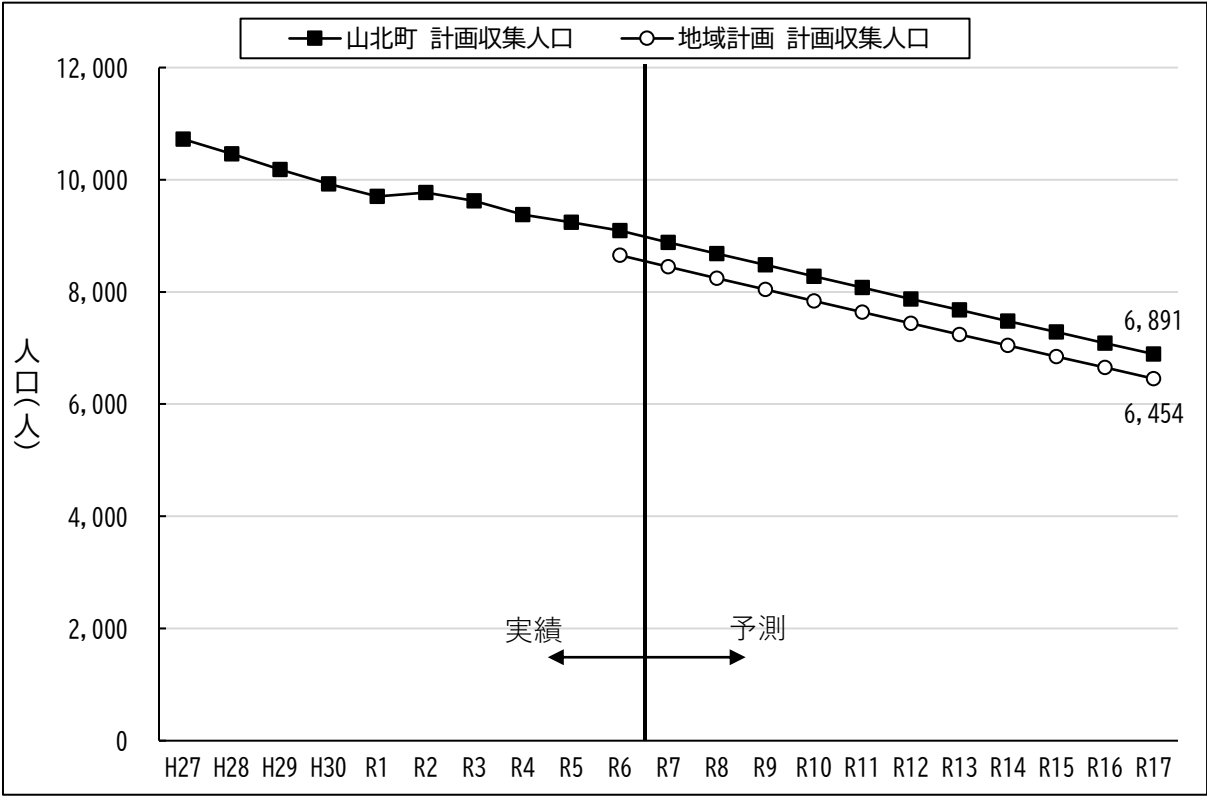


図 4-1 計画収集人口の将来予測結果

2) ごみ量の将来推計

ごみ量の予測は、人口と同様に地域計画の予測結果を基に推計する。

なお、地域計画の令和6年度における予測値と、令和6年度のごみ量の実績値は合致しないため、地域計画と同様の値を予測結果として使用すると実態と乖離する可能性が考えられる。そのため、地域計画の令和7年度以降のごみ量の変化を令和6年度実績にあてはめることで、ごみ量を算出した。なお、一部項目については、目標値達成のため、地域計画との整合値からさらに減量した値を予測値としている。

また、将来ごみ量を予測する場合、家庭系ごみは1人1日当たり排出するごみ量（g/人・日、原単位）とし、事業系ごみでは、年間排出量（t/年）を用いて予測する。

詳細な予測結果は資料編に掲載する。

ア. 家庭系ごみ量原単位の将来予測

(ア) もえるごみ

家庭系もえるごみ原単位の将来予測結果を図 4-2 に示す。

(イ) もえないごみ

家庭系もえないごみ原単位の将来予測結果を図 4-3 に示す。

(ウ) 資源ごみ

家庭系資源ごみ原単位の将来予測結果を図 4-4 に示す。

(エ) 有害ごみ

家庭系有害ごみ原単位の将来予測結果を図 4-5 に示す。

(オ) 粗大ごみ

家庭系粗大ごみ原単位の将来予測結果を図 4-6 に示す。

(カ) 資源集団回収

資源集団回収原単位の将来予測結果を図 4-7 に示す。

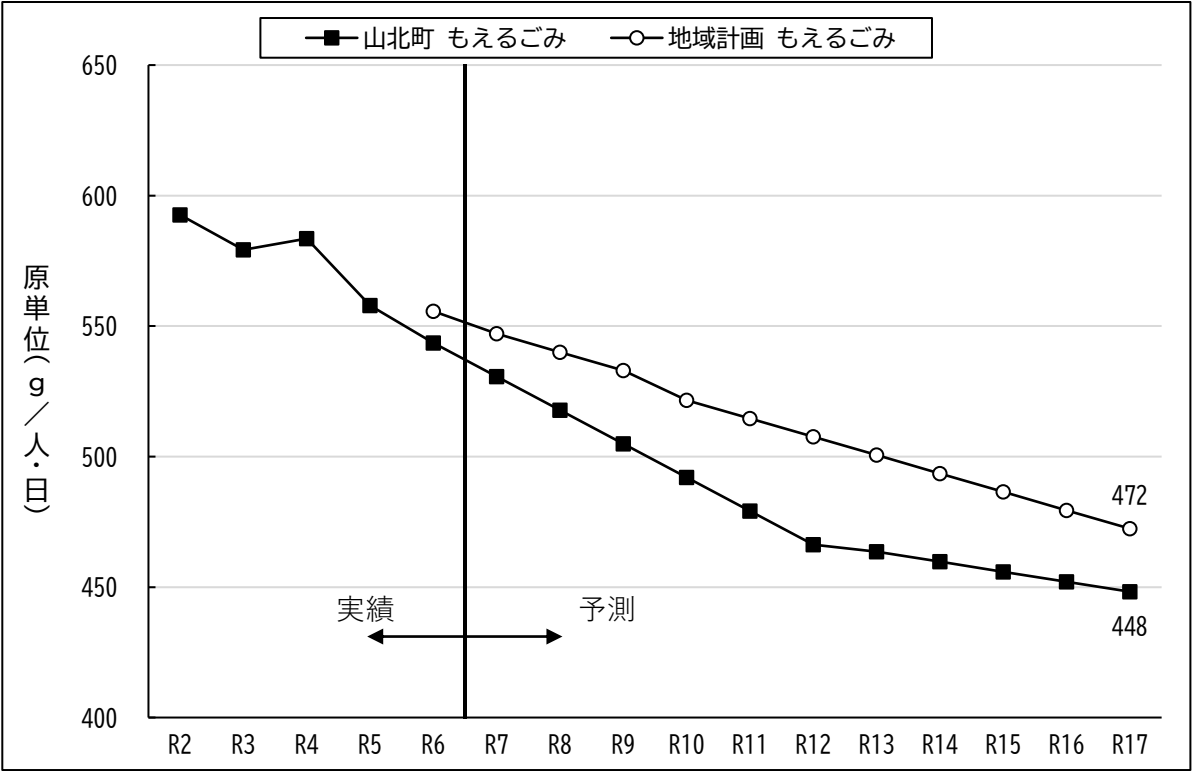


図 4-2 もえるごみの将来予測結果

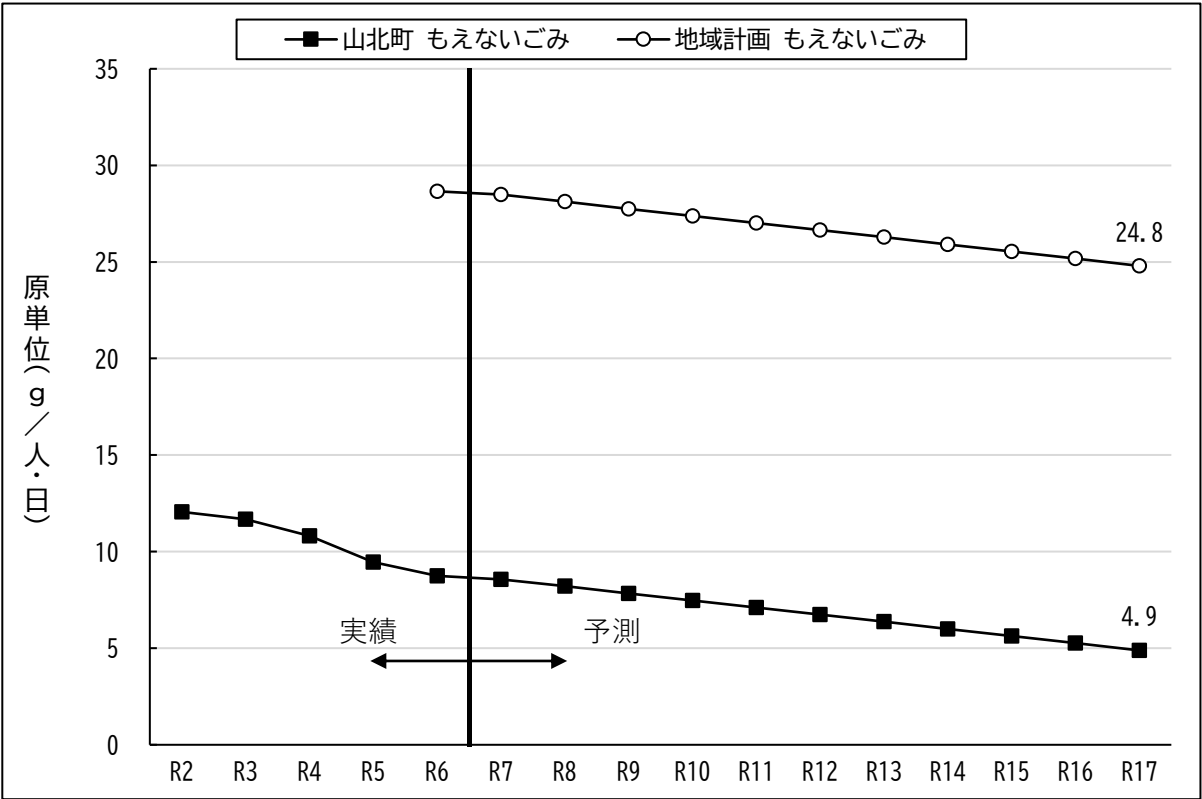


図 4-3 もえないごみの将来予測結果

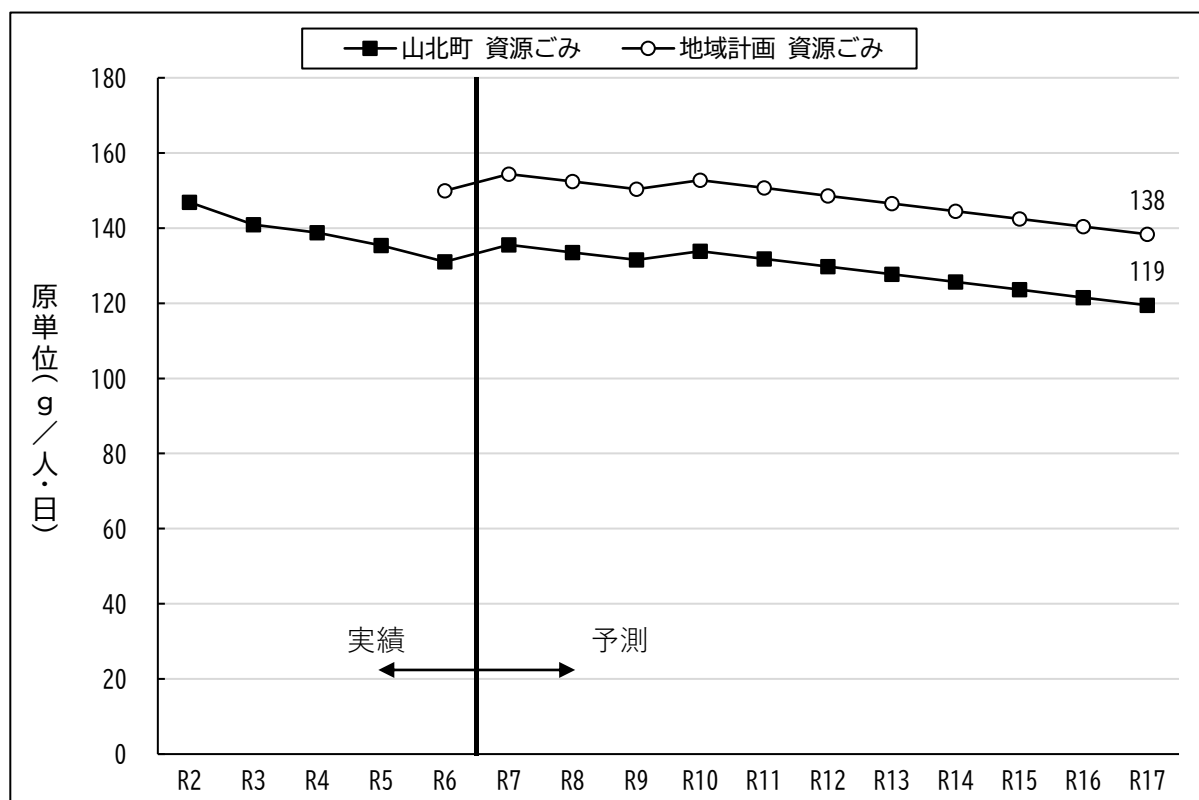


図 4-4 資源ごみの将来予測結果

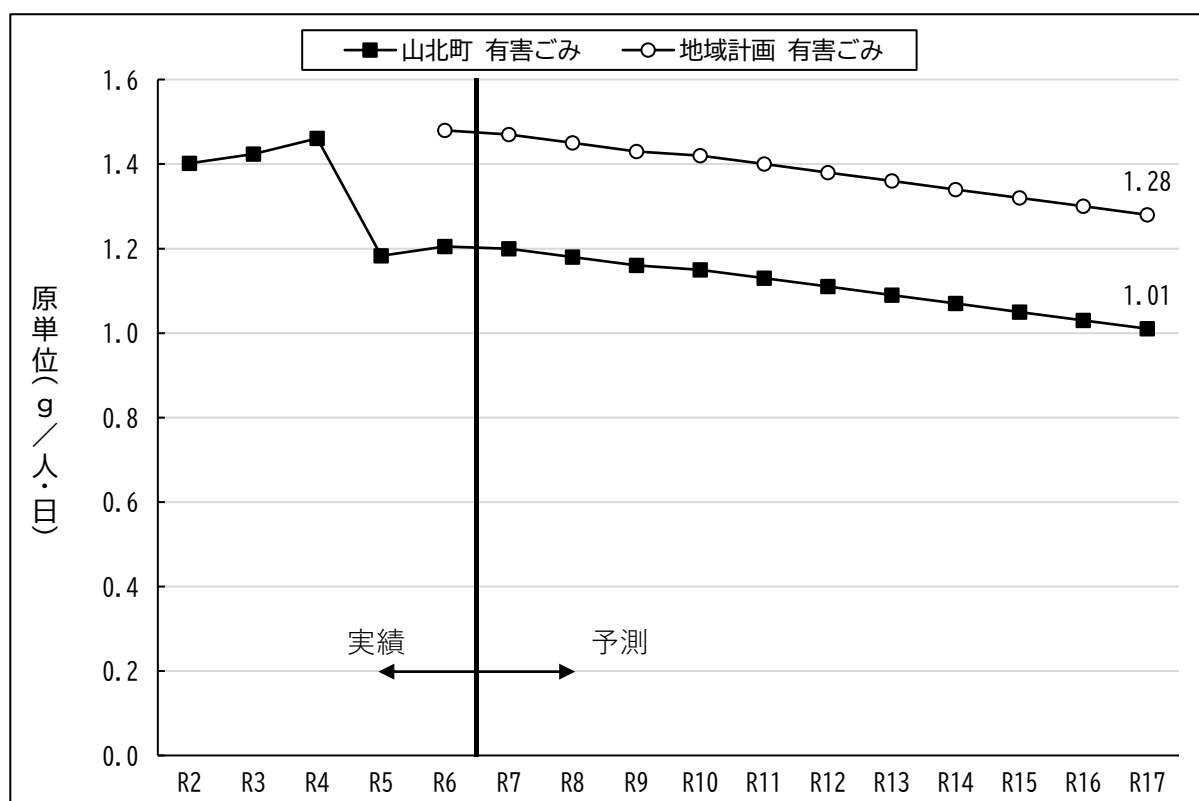


図 4-5 有害ごみの将来予測結果

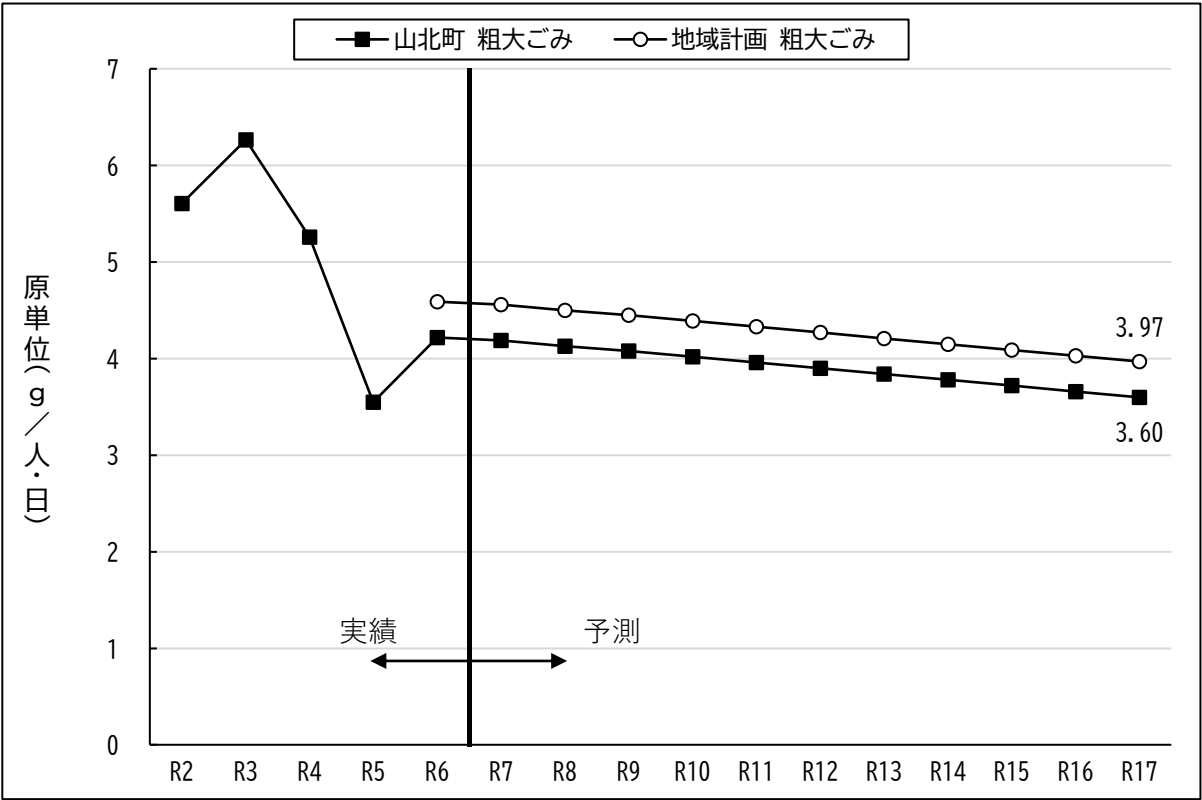


図 4-6 粗大ごみの将来予測結果

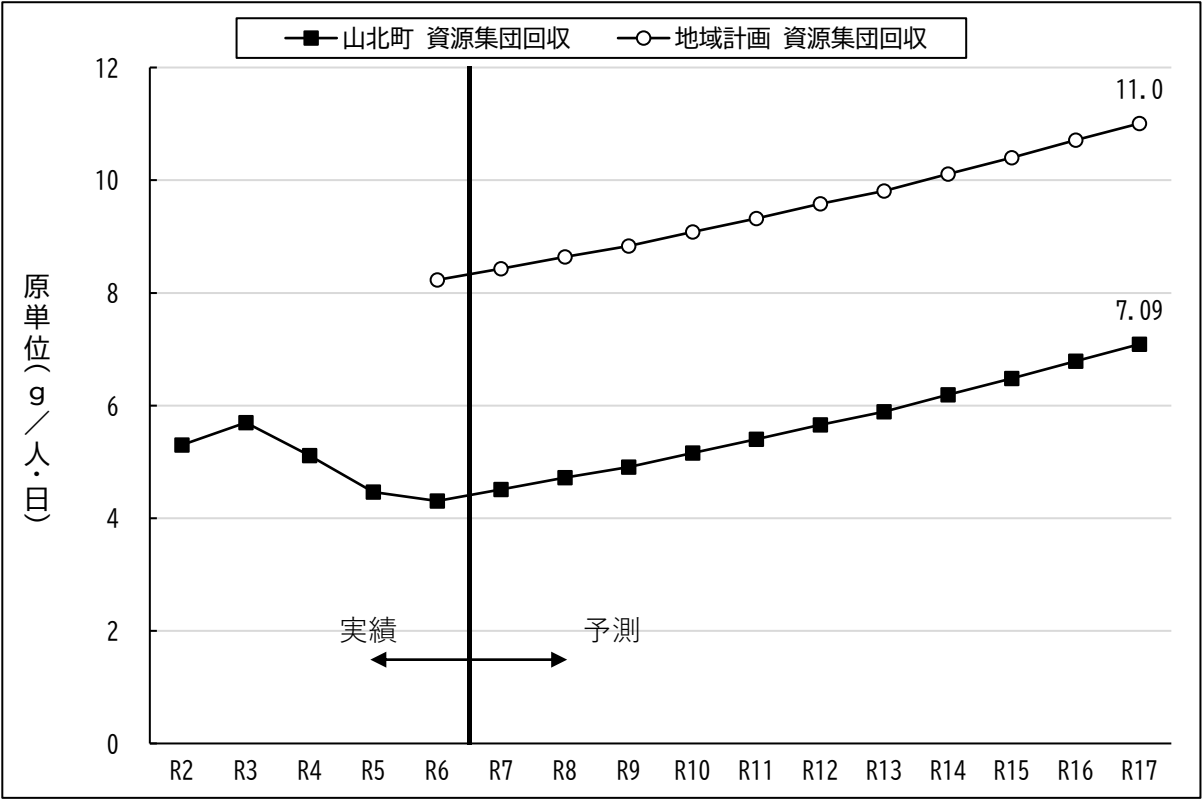


図 4-7 資源集団回収の将来予測結果

イ. 事業系ごみ年間排出量の将来予測

事業系ごみ年間排出量の将来予測結果を図 4-8 に示す。

なお、本町では「山北町第4次土地利用計画」（令和7年3月）において施策展開の柱に「企業誘致」及び「観光振興」を掲げており、企業及び店舗が増加することで、事業系ごみが想定より大幅に増加する可能性がある。

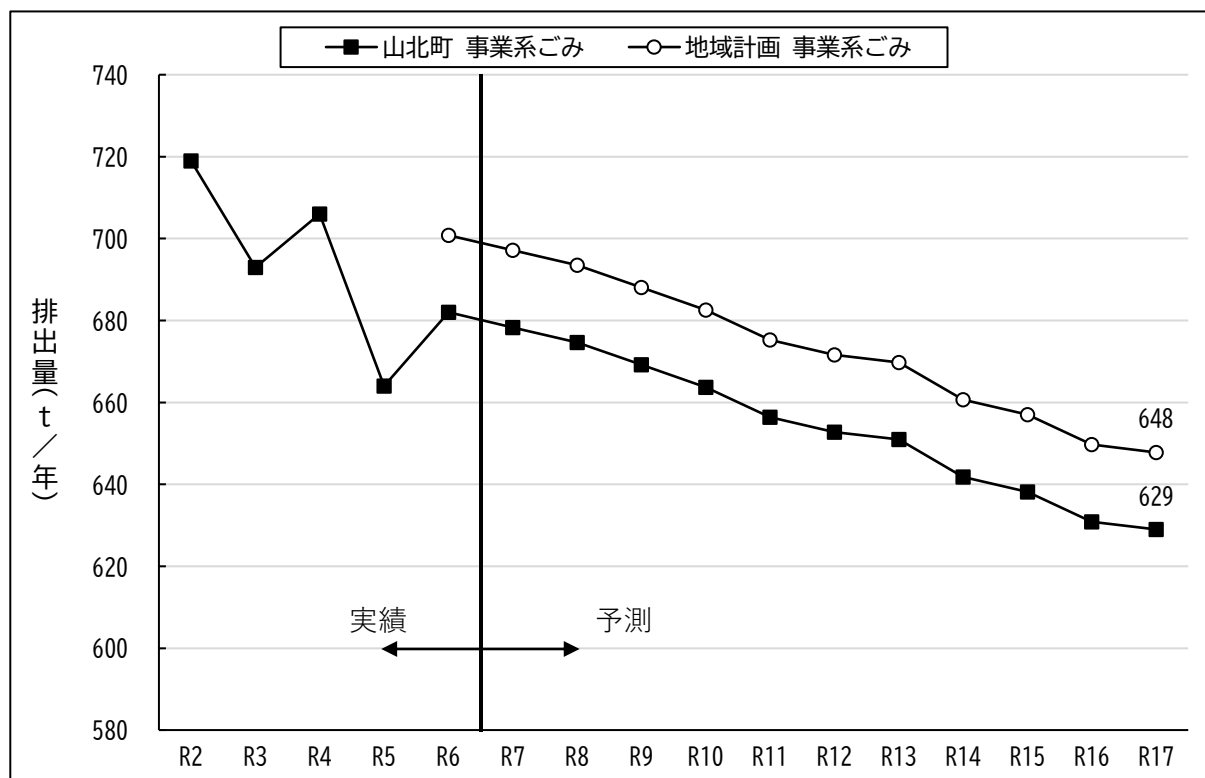


図 4-8 事業系ごみの将来予測結果

3) 計画収集人口・ごみ量の将来予測のまとめ

計画収集人口・ごみ量の将来予測のまとめを図 4-9 に示す。

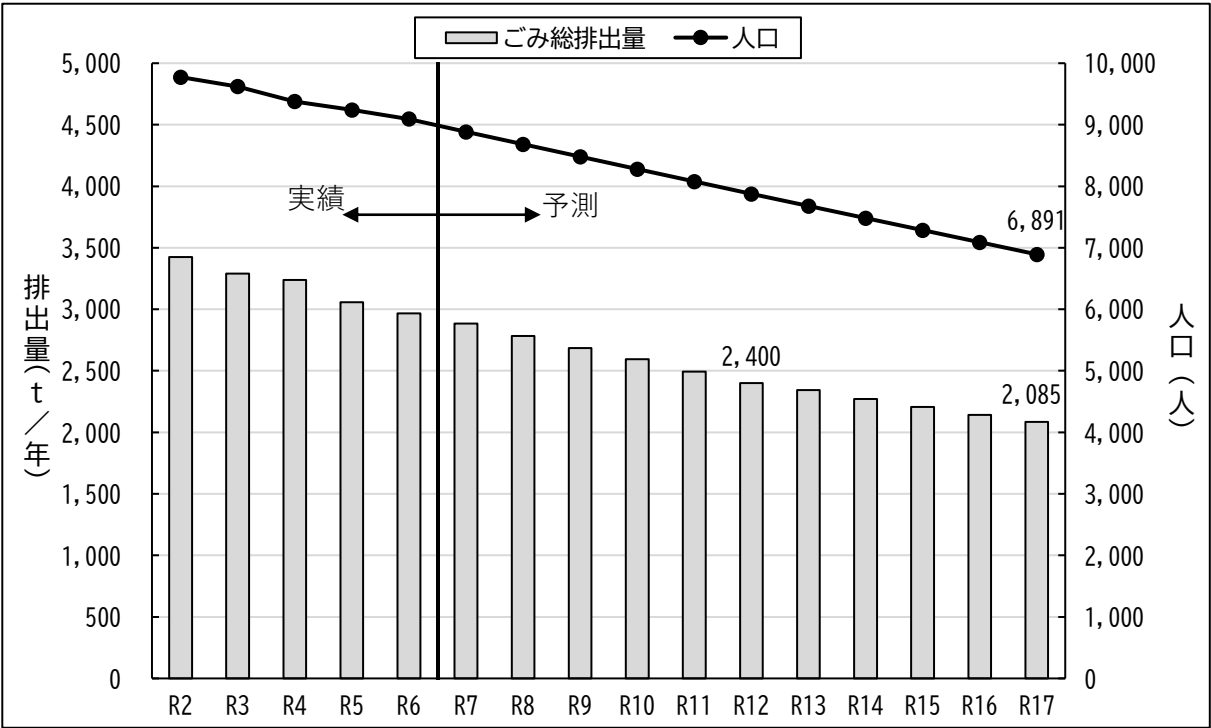


図 4-9 計画収集人口・ごみ量将来推計

4) 一般廃棄物の減量化の目標

本計画における目標を表 4-1 に示す。

本計画における目標値は、国や地域計画における目標値及び町の総合計画、環境基本計画等から設定した。

表 4-1 本計画の目標

項目	現況値	目標値	目標値
	令和 6 年度	令和 12 年度	令和 17 年度
家庭系ごみ総排出量 (資源集団回収を除く)	2, 286 t / 年	1, 869 t / 年	1, 514 t / 年
1 人 1 日当たり家庭系ごみ 排出量 (資源ごみを除く)	558 g / 人・日	478 g / 人・日	458 g / 人・日
事業系ごみ総排出量	682 t / 年	672 t / 年	648 t / 年
ごみ総排出量 (資源集団回収を除く)	2, 968 t / 年	2, 541 t / 年	2, 161 t / 年
資源化率	15. 7%	18. 2%	18. 2%
最終処分量	256 t / 年	可能な限り削減に努める。	

(2) 施策の体系

本計画の基本方針から施策方針までの施策体系図を図 4-10 に示す。

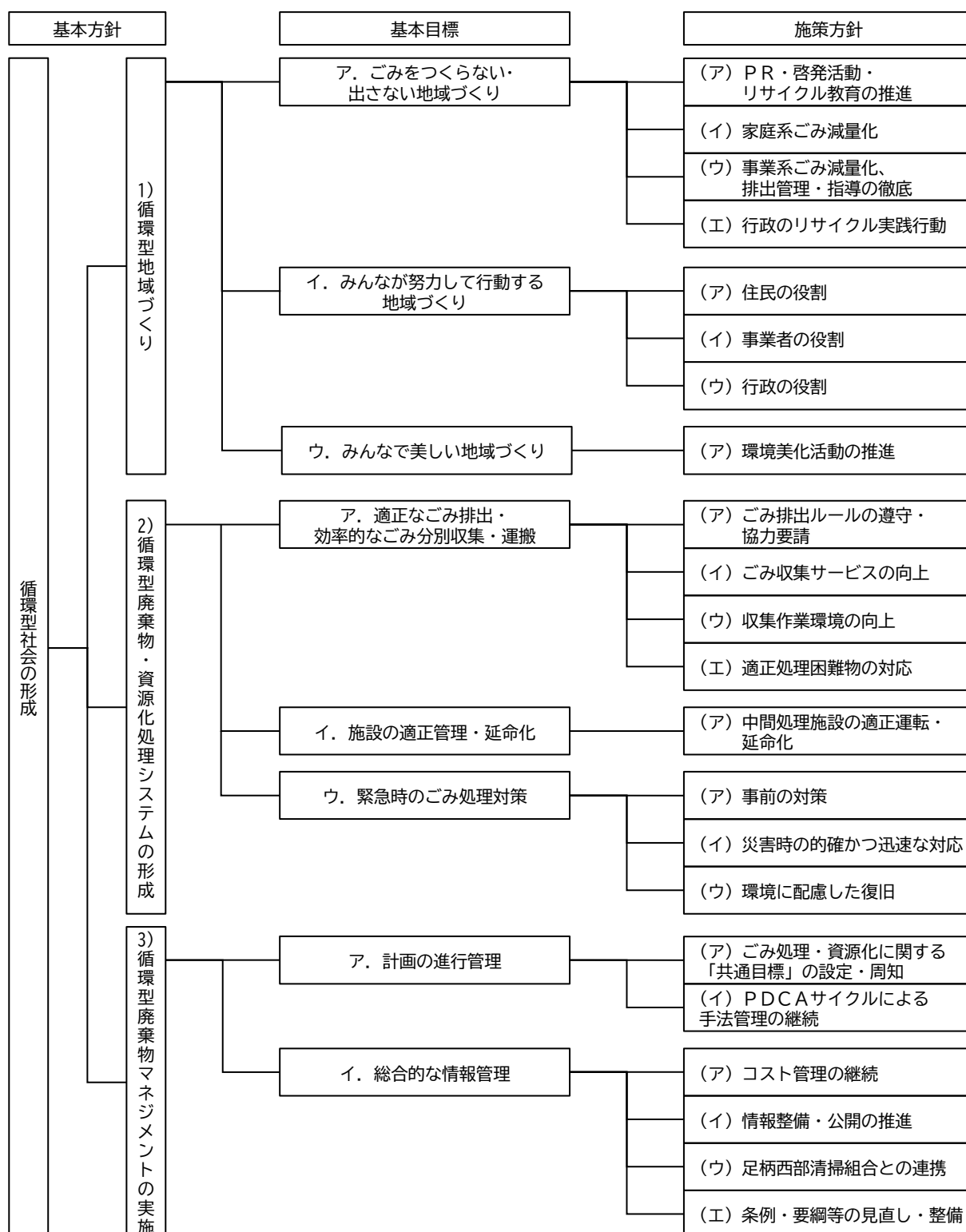


図 4-10 施策体系図

(3) 課題解決に向けた施策の概要

山北町の現況に対する課題解決に向けた施策の概要を表 4-2 に、足柄西部清掃組合・山北町の現況に対する課題解決に向けた施策の概要を表 4-3 に示す。

表 4-2 施策の概要（山北町）

区分	課題		施策の概要	ページ
ごみ発生 ・ 排出抑制	家庭系ごみ（もえるごみ）排出量の削減が必要	→	・もえるごみの組成分析調査や住民意向調査を実施し、対策を検討（重点）	86
	もえるごみ原単位の目標が 482 g / 人・日に対し、現況が 544 g / 人・日であり、もえるごみの削減が必要	→	・生ごみの「3きり運動」の周知・啓発（重点） ・水切り効果の周知 ・食品ロス削減の啓発（重点） ・7 R の推進	77
	実施団体数の増加に向けた取組が必要	→	・対象団体への実施の案内 ・助成金等のメリットの広報	77
	助成件数の普及が必要	→	・助成件数向上の取組	77
	不用品の交換する場の提供や、企業との提携が必要	→	・民間企業とのリユースに関する連携の実施	76
家庭系ごみの分別排出 ・ 収集運搬	雑がみの資源化の検討と、分別の徹底が必要	→	・分別の啓発	76
			・雑がみ回収・委託先の検討	80
			・フリーリサイクルステーションの継続 ・資源回収拠点マップの作成	82
	捨てたい品目をピンポイントで検索する方法が「家庭ごみ分別早見表」のみであり、手段を増やすことが望ましい	→	・WEB 検索システム等の導入検討	82
不法投棄 防止・ 美化推進	高齢者や障がい者等の、ごみ出しが困難な世帯への対応ニーズが高まっている	→	・戸別収集の検討（重点）	82
	不法投棄は、特に用水路への家庭ごみや剪定枝等の投棄の対策が必要	→	・違反ごみ対策の強化の検討	81
			・剪定枝分別回収の継続	82
	人々の不法投棄への意識の改善が必要	→	・団体への参加の呼びかけ	81
	河川敷等で放置ごみを生じさせないよう、利用者の意識の改善が必要	→	・ピクトグラム等を使用した看板の設置	81

表 4-3 施策の概要（足柄西部清掃組合・山北町）

区分	課題		施策の概要	ページ
事業系ごみの分別排出・収集運搬	広域化に伴い、事業系ごみの直接搬入について、他の関係市町との協議が必要	→	・関係市町との協議による、直接搬入の必要性検討	78
中間処理ごみ	処理不適物・禁忌品の更なる啓発が必要	→	・分別の啓発（再掲）	76
			・小型充電式電池の回収・案内	82
	粗大ごみ処理施設の継続運用・運用方法の検討が必要	→	・関係市町との協議	83
最終処分ごみ	委託先の民間事業者の埋立容量を確保し続けるために、適切な分別搬入及びごみ焼却・粗大ごみ処理施設による残渣物の減量化・減容化が必要	→	・分別の啓発（再掲） ・ごみの減量（生ごみの「3きり運動」の啓発、食品ロス削減の推進等）	76
ごみ処理事業費	ごみ発生・排出抑制、家庭系ごみの分別排出・収集運搬、中間処理及び最終処分に係る事業費について、可能な限りの節減と限られた事業費の適切な使用	→	・分別の啓発（再掲） ・ごみの減量（生ごみの「3きり運動」の啓発、食品ロス削減の推進等）	76
計画の進行管理	施策の進捗状況や住民・事業者の取組状況を把握・点検・評価し、計画を定期的に見直すことが求められる	→	・PDCA サイクルによる手法管理の構築	86
その他	食品ロスに関する実態の把握等、計画策定の検討が必要	→	・食品ロス削減推進基本計画の策定の検討	80
	高齢化社会に伴い排出量が増加する紙おむつと、排出量の多い生ごみの資源化が求められる	→	・紙おむつの資源化の検討 ・生ごみの減量化・再資源化の検討	80
	一般廃棄物処理において活用可能な新技術の把握と導入検討が求められる	→	・A I 等の活用の検討	80

(4) ごみの排出抑制に関する施策

1) 循環型地域づくり

ア. ごみをつくらない・出さない地域づくり

(ア) P R・啓発活動・リサイクル教育の促進

山北町 P. 73 1) -ア- (ア)

【基本施策】

- ・町の広報誌、ホームページにごみと資源の情報を掲載
- ・パンフレット・ポスターの配布
- ・幼稚園・保育園環境出前教室
- ・小・中学生向け環境教育（小学校環境出前教室・中学校総合学習）
- ・ごみ処理施設の見学会（小学校・団体・自治会）
- ・マグネットパネルを公用車へ貼付した P R・啓発

【検討施策】

- ・民間企業とのリユースに関する連携の実施
- ・分別の啓発
 - ・転入者への案内
 - ・分別率の低い地区での説明会の開催、指導
 - ・分別率の低い品目についての分別方法の周知

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続 →				
民間企業とのリユースに関する連携	検討 →				
分別の啓発	検討 →				

(イ) 家庭系ごみ減量化

山北町 P. 73 1) -ア- (イ)

【基本施策】

- ・資源集団回収の助成制度
- ・フードドライブの実施

【検討施策】

- ・生ごみ減量のための、「使い切り、食べきり、水切り」の「3きり運動」の周知・啓発（重点）
- ・水切り効果の周知
- ・食品ロス削減の啓発（重点）
 - ・「3010 運動」や「てまえどり」等の食品ロス削減運動の啓発
 - ・9月の防災月間にローリングストックの周知
 - ・10月の食品ロス削減月間の周知
- ・7 R の推進
- ・資源集団回収の周知・広報
 - ・対象団体に実施の案内、手続き方法、メリット等を周知（特にコロナ禍で休止した団体）
- ・家庭用生ごみ処理機器の助成制度の助成件数向上の取組
 - ・年度初めの町の広報誌に、助成金額、助成対象、予算対象台数等を掲載し、認知率向上を図る
 - ・家庭用生ごみ処理機器のメリットの周知
- ・家庭系ごみの有料化の調査・研究

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続				
「3きり運動」の周知・啓発	検討				
水切り効果の周知	検討				
食品ロス削減の啓発	検討				
7 R の推進	検討				
資源集団回収の周知	検討				
家庭用生ごみ処理機器の取組	検討				
家庭系ごみの有料化の調査・研究	検討				

(ウ) 事業系ごみ減量化、排出管理・指導の徹底

山北町 P. 73 1) -ア- (ウ)

【基本施策】

- ・ 事業系ごみ処理手数料の見直し
- ・ 事業系ごみ搬入の適正化の検討
- ・ 多量排出事業者への減量化指導の実施
- ・ 事業系ごみの家庭系ごみへの搬出・混入の削減
- ・ 事業系ごみ排出実態の継続的な把握
- ・ ホームページの事業系ごみの案内の適宜見直し

【検討施策】

- ・ 関係市町との協議による、事業系ごみの直接搬入の必要性の検討

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続				
直接搬入の必要性の検討	検討				

(エ) 行政のリサイクル実践行動

山北町 P. 73 1) -ア- (エ)

【基本施策】

- ・ 学校給食等に対する生ごみリサイクルの実施・検討
- ・ 庁内職員のごみ減量化・リサイクル意識の強化
- ・ ペーパーレス化の推進及び紙の使用量・排出量の把握
- ・ 庁舎内のゼロ・エミッションの推進（アクションプランより）

注）アクションプラン…「第五期山北町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）やまきたアクションプラン+1」（令和8年3月改訂、山北町）

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続				

イ. みんなが努力して行動する地域づくり

(ア) 住民の役割

山北町 P. 73 1) -イ- (ア)

【基本施策】

- ・ 住民団体による資源集団回収の実施
- ・ 環境負荷の少ない商品の購入、使用の実践（グリーン購入の推進）
- ・ リサイクル商品の購入
- ・ リユース容器の使用、適切な返却
- ・ マイバックの持参、レジ袋使用の自粛
- ・ 容器包装・ワンウェイプラスチックの使用の自粛
- ・ 「モノ消費・所有」より「機能・サービスの利用」の重視
- ・ 分別排出の自覚
- ・ ごみ処理・資源化情報の正しい理解
- ・ ごみ排出者としてのごみ発生・排出抑制の努力
- ・ 耐久性・耐用性機能のある製品の長期使用

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続				

(イ) 事業者の役割

山北町 P. 73 1) -イ- (イ)

【基本施策】

- ・ 環境負荷の抑制・低減に配慮した製品の設計・製造・販売
- ・ 製品の特性に応じた再使用、リサイクルサービスの実施
- ・ 事業活動や製品に関する環境情報の開示
- ・ 環境負荷の少ない事業活動へのごみ減量化・資源化

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続				

(ウ) 行政の役割

山北町 P. 73 1) -イ- (ウ)

【基本施策】

- ・ ごみ処理・資源化事業の着実な実施及び組織体制の強化
- ・ 分別排出・収集運搬の実施、住民への周知・啓発
- ・ 地域における環境活動の支援
- ・ 行政活動に伴う環境保全対策の実施
- ・ 公共事業をはじめとする公共的物資（資材）について、環境に配慮した製品やサービス（事業）の積極的な採用への配慮
- ・ 行政が自ら実施する先進的な取り組み（アクションプラン等の実施）

【検討施策】

- ・ 雑がみ回収・委託先の検討
- ・ 食品ロス削減推進基本計画の策定の検討（「3）食品ロス削減推進計画の導入について」参照）
- ・ 紙おむつの資源化の検討（「4）紙おむつの資源化（高齢化社会への対応）について」参照）
- ・ 生ごみの減量化・再資源化の検討（「6）生ごみの減量化・再資源化に向けた支援強化について」参照）
- ・ A I 等の活用の検討（「8）新たな技術の活用について」参照）

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続				
雑がみ回収・委託先の検討	検討				
食品ロス削減推進基本計画の策定の検討	検討				
紙おむつの資源化の検討	検討				
生ごみの減量化・再資源化の検討	検討				
A I 等の活用の検討	検討				

ウ. みんなで美しい地域づくり

(ア) 環境美化活動の推進

山北町 P. 73 1) -ウ- (ア)

【基本施策】

- ・ごみポイ捨て防止と環境美化の強化
- ・ごみ不法投棄防止の拡充
- ・イベントごみの減量化・資源化
- ・不適正排出・不法投棄防止センサーカメラ・看板等の設置、管理
- ・環境美化キャンペーンの実施

【検討施策】

- ・環境美化キャンペーンへの参加の呼びかけ
 - ・町民の自発的な参加だけではなく、事業者や自治会等の団体単位での参加を呼びかける
- ・ピクトグラム等を使用した、分かりやすい看板の設置
- ・違反ごみ対策の強化の検討（「7）違反ごみ対策の強化（分別の徹底）について」参照）

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続	→	→	→	→
環境美化キャンペーンへの参加の呼びかけ	検討	→	→	→	→
ピクトグラム等を使用した看板の設置	検討	→	→	→	→
違反ごみ対策の強化の検討	検討	→	→	→	→

2) 循環型廃棄物・資源化処理システムの形成

ア. 適正なごみ排出・効率的なごみ分別収集・運搬

(ア) ごみ排出ルールへの遵守・協力要請

山北町 P. 73 2) -ア- (ア)

【基本施策】

- ・各自治会、全町民等へのごみの分別と出し方の周知
- ・ごみ処理・処分の実情に応じた適正な分別方法の検討
- ・障がい者、高齢者、外国人等を含めた分かりやすいごみの分別・出し方の啓発

【検討施策】

- ・WEB 検索システム等の導入検討

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続				
WEB検索システム等の導入検討	検討				

(イ) ごみ収集サービスの向上

山北町 P. 73 2) -ア- (イ)

【基本施策】

- ・ごみの適正処理・リサイクルに適した収集体制
- ・小型充電式電池の回収

【検討施策】

- ・高齢者、障がい者等への戸別収集の検討（「5）戸別収集の導入（ごみ排出負担の軽減）について」を参照）
- ・剪定枝分別回収の継続
- ・フリーリサイクルステーションの継続・拡大の検討
- ・資源回収拠点マップの整備

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続				
戸別収集の検討	検討				
剪定枝分別回収の継続	検討・継続				
フリーリサイクルステーションの継続・拡大の検討	実証実験・検討				
資源回収拠点マップの整備	検討				

(ウ) 収集作業環境の向上

山北町 P. 73 2) -ア- (ウ)

【基本施策】

- ・適正排出の徹底等による収集作業員の安全確保
- ・環境に配慮した収集機材の整備
- ・環境負荷の抑制・低減された収集車両の導入
- ・ごみ集積所の設置や維持管理に関する協議

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続				

(エ) 適正処理困難物の対応

山北町 P. 73 2) -ア- (エ)

【基本施策】

- ・廃タイヤ、スプリング入りマットレス等の適正処理
- ・家電リサイクル法への対応
- ・感染性一般廃棄物（家庭用医療器具等）の適正処理

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続				

イ. 施設の適正管理・延命化

(ア) 中間処理施設の適正運転・延命化

足柄西部清掃組合・山北町 P. 73 2) -イ- (ア)

【基本施策】

- ・足柄上地区ごみ処理広域化ブロックにおける協議・検討

足柄西部清掃組合 P. 73 2) -イ- (ア)

【基本施策】

- ・足柄西部環境センター（ごみ焼却施設）の延命化
- ・足柄西部環境センター（粗大ごみ処理施設）の稼働継続の検討・延命化

項目	R8	R9	R10	R11	R12
ごみ焼却施設の延命化	継続				終了
粗大ごみ処理施設の延命化	継続・検討				

注) 新可燃ごみ処理施設の稼働開始は令和12年3月を予定しているため、ごみ焼却施設は令和11年度までの稼働を予定している。粗大ごみ処理施設については、稼働の継続については検討中である。

ウ. 緊急時のごみ処理対策

(ア) 事前の対策

足柄西部清掃組合・山北町 P. 73 2) -ウ- (ア)

【基本施策】

- ・ 廃棄物処理施設の防災体制の整備

山北町 P. 73 2) -ウ- (ア)

【基本施策】

- ・ 災害廃棄物処理計画の見直し

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続				

(イ) 災害時の的確かつ迅速な対応

足柄西部清掃組合・山北町 P. 73 2) -ウ- (イ)

【基本施策】

- ・ 広域的連携の強化
- ・ 周辺自治体との連携強化
- ・ 震災等災害時の相互応援・支援体制

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続				

(ウ) 環境に配慮した復旧

足柄西部清掃組合・山北町 P. 73 2) -ウ- (ウ)

【基本施策】

- ・ 環境に配慮した災害廃棄物の処理

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続				

3) 循環型廃棄物マネジメントの実施

ア. 計画の進行管理

(ア) ごみ処理・資源化に関する「共通目標」の設定・周知

足柄西部清掃組合・山北町 P.73 3) -ア- (ア)

【基本施策】

- ・ごみ処理・資源化に関する「共通目標」の検討・周知

<共通目標事項>

- ・(全 般) みどり豊かなまちは 心も豊かにする
- ・(全 般) リフューズ (Refuse)・リデュース (Reduce)・リユース (Reuse)
・リサイクル (Recycle)・
- ・(減量化) ごみ箱にポイと捨てる前に何かに使えないかな
- ・(減量化) もう少し減らそうよ ごみダイエット!
- ・(資源化) 混ぜればごみ 分ければ資源
- ・(資源化) みんなでリサイクル 一人ひとりの心がけ

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続				

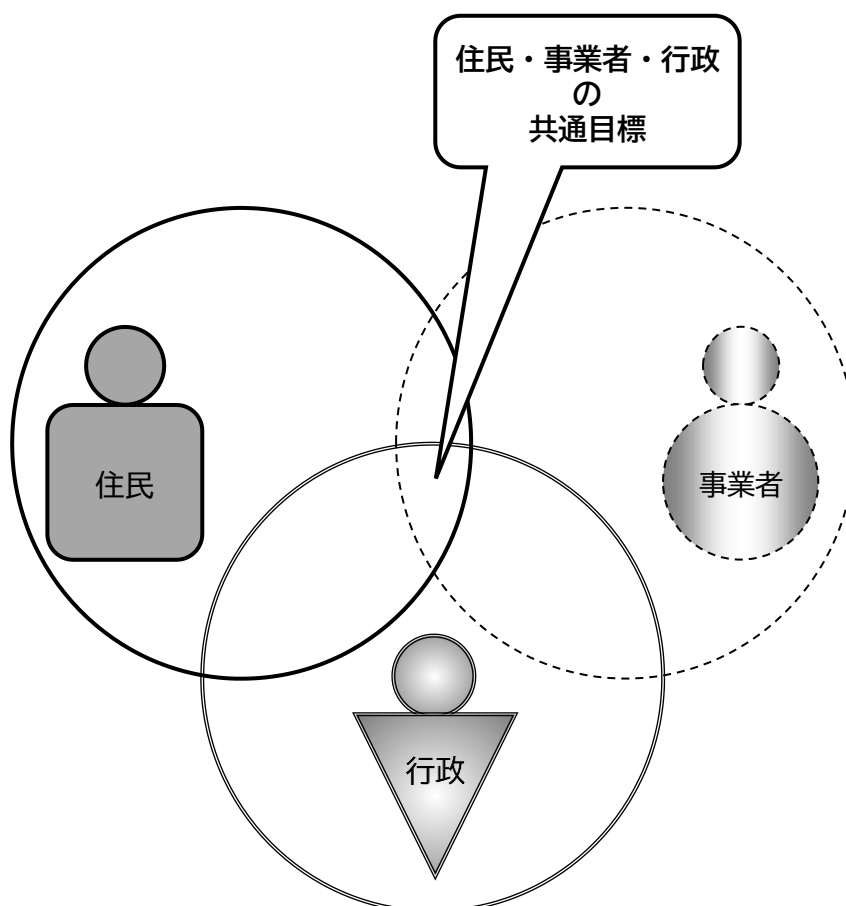


図 4-11 ごみ処理・資源化に関する共通目標のイメージ

(イ) P D C A (計画→実施→評価→見直し) サイクルによる手法管理の継続

山北町 P. 73 3) -ア- (イ)

【基本施策】

- ・ P D C A サイクルによる手法管理による計画の遂行
- ・ 家庭系もえるごみの組成分析調査の実施

【検討施策】

- ・ ごみ・資源に係る住民意向調査の実施
- ・ 調査結果を基にした対策の検討 (重点)
(例) ・ 食品ロスが多い→使い切りレシピの公開、フードドライブ利用の呼びかけ
 - ・ 生ごみが多い→水切りのメリットの周知
 - ・ 不燃ごみの混入が多い→特に混入が多い品目の分別啓発 等

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続 →				
ごみ・資源に係る住民意向調査の実施	検討 →				
調査結果を基にした対策の検討	検討 →				

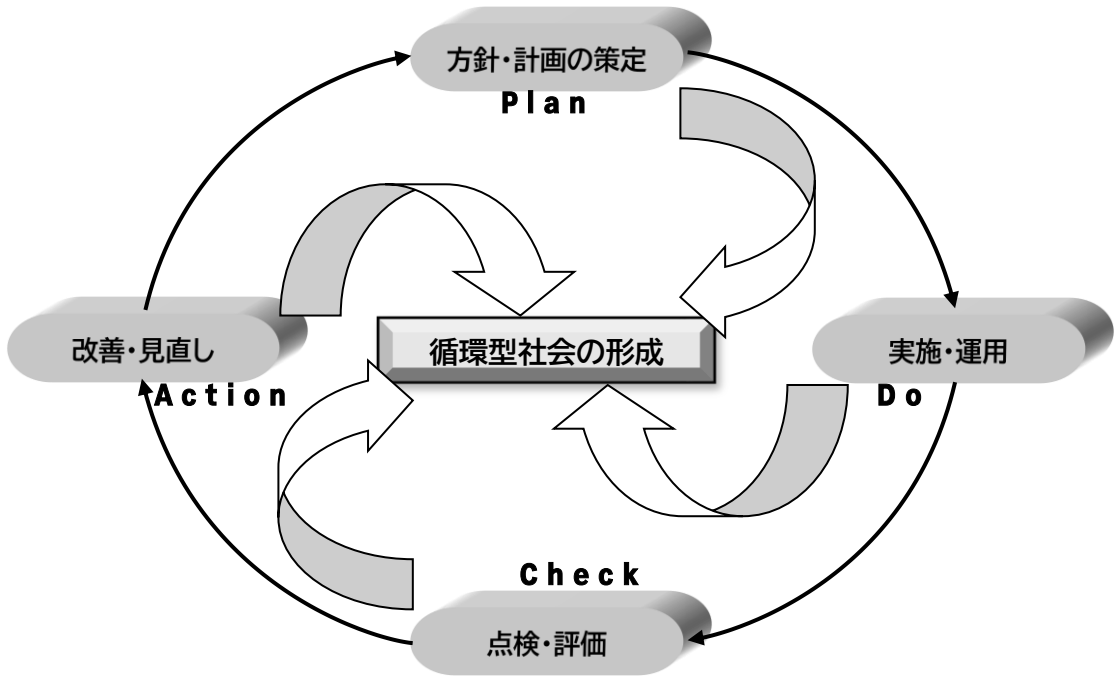


図 4-12 P D C A サイクル手法の管理イメージ

イ. 総合的な情報管理

(ア) コスト管理の継続

足柄西部清掃組合・山北町 P. 73 3) -イ- (ア)

【基本施策】

- ・ごみ処理・資源化に係るコスト管理
- ・一般廃棄物会計基準の調査

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続				

(イ) 情報整備・公開の推進

足柄西部清掃組合・山北町 P. 73 3) -イ- (イ)

【基本施策】

- ・情報の提供と意見募集活動の継続

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続				

(ウ) 足柄西部清掃組合との連携

山北町 P. 73 3) -イ- (ウ)

足柄西部清掃組合は、中間処理（ごみ焼却処理、粗大ごみ処理）、最終処分を今後も行い（ごみ焼却処理施設については令和 11 年度まで、粗大ごみ処理施設については稼働時期については検討中）、山北町は、ごみ発生・排出抑制、分別排出・収集運搬及び中間処理（再資源化処理）を取り組んでいく。

このことから、足柄西部清掃組合との連携・協力を積極的かつ計画的に取り組んでいく。

(エ) 条例・要綱等の見直し・整備

山北町 P. 73 3) -イ- (エ)

【基本施策】

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する条例の見直し
- ・その他関連条例・要綱・計画等の見直し

項目	R8	R9	R10	R11	R12
基本施策	継続				

(5) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

1) 家庭系ごみ

ごみの標準的な分別収集区分を表 4-4 に示す。

類型Ⅰ～Ⅲの3段階に区分し、それぞれの類型別に標準的な分別収集区分を整理している。

令和7年4月1日現在における本町の分別収集区分は、類型Ⅱ以上類型Ⅲ未満の位置である。

将来的には、循環型社会の構築に向けて様々な施策に取り組むことにより類型Ⅲ＋本町オリジナルのごみ分別収集区分を目指して、調査・研究・検討を進めていく。このため、ごみの分別収集を検討するに当たっては、再生するために分別したごみは、分別の区分に従って収集・運搬するとともに、適正に再生できるよう、その体制整備だけではなく、再生利用ルートの整備等も含めて考慮する。また、分別するごみの種類及び区分等、分別収集の実施方法は、ごみ集積所の確保、他のごみの収集との関係、収集した資源ごみの再生施設の必要性等他、住民の協力の得やすさ、地域における再生品市場の状況等の多岐にわたる検討も行っていく。

なお、もえるごみは新可燃ごみ処理施設にて処理されることから、もえるごみとして回収する品目については、関係市町と分別品目の共通化をする必要がある。

2) 事業系ごみ

令和7年4月1日現在において本町は、家庭系ごみに準じてもえるごみ、もえないごみの2区分である。

今後は、事業系ごみの排出実態を調査・把握し、適正な搬入を指導していくとともに、関係市町と調整しつつ搬入区分をさらに分類できるよう調査・研究・検討をしていく。

表 4-4 ごみの標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分		
類型Ⅰ	① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
	⑥ 燃やさないごみ		
	⑦ その他専用の処理のために分別するごみ		
	⑧ 粗大ごみ		
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	④ 小型家電		
	⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
	⑥ 燃やさないごみ		
⑦ その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧ 粗大ごみ			
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	③ 資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		
	④ 小型家電		
	⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
	⑥ 燃やさないごみ		
⑦ その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧ 粗大ごみ			

出典)「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 28 年 9 月、環境省)

(6) 施策の検討について

1) 施設整備、収集・運搬体制の精査

ア. 収集運搬計画

「2. 策定にあたって整理すべき事項、(2) ごみ処理の現況と課題、2) 取組・事業等、ウ. 分別排出・収集運搬・搬入受入システム」に示す体制による収集を継続する。

1 市 5 町による広域処理の開始後については、「2. 策定にあたって整理すべき事項、(1) 地域概況、2) 社会環境、エ. 関係市町の動向、(ア) 足柄上地区新可燃ごみ処理施設建設について、C. 事業概要」に示す体制を基本として、より効率的な収集運搬のあり方について検討・導入する。

イ. 中間処理計画

「2. 策定にあたって整理すべき事項、(2) ごみ処理の現況と課題、2) 取組・事業等、エ. 中間処理システム」に示す体制による中間処理を継続する。

1 市 5 町による広域処理の開始後については、「2. 策定にあたって整理すべき事項、(1) 地域概況、2) 社会環境、エ. 関係市町の動向、(ア) 足柄上地区新可燃ごみ処理施設建設について、C. 事業概要」に示す体制による処理を行う。

既存の中間処理施設について、足柄西部環境センターのごみ焼却施設は新可燃ごみ処理施設の稼働まで適正に稼働するよう適切な維持管理を行う。

足柄西部環境センターの粗大ごみ処理施設は、広域化に伴い今後の稼働期間については検討中だが、稼働期間に適した維持管理を行う。

ウ. 最終処分計画

これまでと同様に、外部委託による適切な最終処分を行う。

焼却処理の残渣について、1 市 5 町による広域処理の開始後は足柄上衛生組合による処分となるが、それ以外の埋立ごみについては、引き続き安定的な処分先の確保に努めるとともに、処分量の削減に向けた取組を進める。

2) プラスチック資源循環法に関する事項

ア. 背景

プラスチックは 19 世紀半ばに開発され、瞬く間に社会に浸透し、人々の生活に利便性と恩恵を生んだ素材である。一方で、不適切な処理による海洋汚染や気候変動を引き起こし、2050 年までに海洋へのプラスチックの流出量は魚の重量を上回る懸念がされている。また、平成 29 年に中国の廃プラスチック輸入規制の強化を契機に、東南アジア各国での規制も強まり、令和 3 年 1 月にはバーゼル条約（平成 5 年 12 月条約第 7 号）が改正され、世界的にプラスチックの輸出入に対する規制が強化された。これにより、廃プラスチックの国内処理の重要性がより高まった。

国は令和元年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」（令和元年 5 月消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）を策定し、3 R + Renewable の基本原則と、6 つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げた。令和 3 年 6 月にはプラスチックに係る資源循環の促進を図ることを目的とし、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和 3 年 6 月法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環法」という。）が策定された。

イ. プラスチック資源循環戦略の概要

プラスチック資源循環戦略の概要を表 4-5 に示す。

3 R + Renewable の基本原則と、6 つのマイルストーン（中期的目標）を目指すべき方向性として掲げている。これらを実行、達成することにより、持続可能な発展に貢献することを目指す。

表 4-5 プラスチック資源循環戦略（概要）

重点戦略	基本原則：3 R + Renewable	マイルストーン
リデュース等	・ワンウェイプラスチックの使用削減（レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」） ・石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進	<リデュース> ①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
リサイクル	・プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル ・漁具等の陸域回収徹底 ・連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 ・アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 ・イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム	<リユース・リサイクル> ②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル ④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用
再生材バイオプラ	・利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） ・需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） ・循環利用のための化学物質含有情報の取扱い ・可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 ・バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入	<再生利用・バイオマスプラスチック> ⑤2030年までに再生利用を倍増 ⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入
海洋プラスチック対策	プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した ・ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ・海岸漂着物等の回収処理 ・海洋ごみ実態把握（モニタリング手法の高度化） ・マイクロプラスチック流出抑制対策（2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等） ・代替イノベーションの推進	
国際展開	・途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） ・地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）	
基盤整備	・社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） ・技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） ・調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） ・連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開） ・資源循環関連産業の振興 ・情報基盤（ESG投資、エシカル消費） ・海外展開基盤	

・アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献

・国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進

出典）「プラスチック資源循環戦略（概要）」（令和元年5月、消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）

ウ. プラスチック資源循環法の概要

プラスチック資源循環法の概要を表 4-6 に、各関係主体の役割を表 4-7 に示す。

プラスチック資源循環法は、製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの各段階において、プラスチックの資源循環等の取組（3 R + Renewable）を促進するための措置を講じることが記載されている。

また、すべての関係主体が参画し、相互に連携することで、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する施策を一体的に行い、相乗効果を高めていくことが重要となる。消費者の役割は「①プラスチックの排出抑制」、「②適切な分別」、「③認定プラスチック使用製品の使用」、市区町村の役割は「プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずること」である。

表 4-6 プラスチック資源循環法（概要）

ライフサイクル	法での措置事項（概要）	対象	対象者	主務大臣
設計・製造	プラスチック使用製品設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック使用製品製造事業者等	経産大臣、事業所管大臣（内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣）
販売・提供	特定プラスチック使用製品の使用の合理化	特定プラスチック使用製品（12 品目）	特定プラスチック使用製品提供事業者（小売・サービス事業者等）	経産大臣、事業所管大臣（厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣）
排出・回収・リサイクル	市区町村による分別収集・再商品化	プラスチック使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
	製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品	プラスチック使用製品の製造・販売事業者等	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、事業所管大臣（全大臣）

出典）「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について」（令和 4 年 2 月、経済産業省・環境省）

表 4-7 各関係主体の役割

関係主体	役割
事業者	①プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること ②プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること ③自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して実施すること ④排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進すること
消費者	①プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること ②プラスチック使用製品廃棄物を市区町村及び事業者双方の回収ルートに適した分別をして排出すること ③認定プラスチック使用製品を使用すること
国	①必要な資金の確保等の措置を講ずること ②情報の収集、整理及び活用並びに研究開発の推進及びその成果の普及等の措置を講ずること ③教育活動、広報活動等を通じた国民の理解醸成及び協力の要請等の措置を講ずること
市区町村	・家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずること
都道府県	・市区町村がその責務を十分に果たすために必要な技術的援助を与え、国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずること

出典)「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律について」(令和4年2月、経済産業省・環境省)

エ. 自治体の取組

プラスチック資源循環法において、市区町村の役割は「プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずること」である。

市区町村は主にプラスチックの収集及び処理を担うことが多い。環境省が公開している手引き等のうち、表 4-8 に示す手引きを参考とすることが望ましいと考えられる。なお、市町村の取組方針により、参考にする手引きは異なる。

表 4-8 取組方針と手引き

取組方針	参考とする手引き
法第 32 条に基づき、容器包装リサイクル法の指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に委託し、リサイクルを行う方法	(ア) プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き
法第 33 条に基づき、市区町村が再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいてリサイクルを行う方法	(イ) 再商品化計画の認定申請の手引き

(ア) プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き

これまで「容器包装リサイクル法」(平成7年6月法律第112号)に基づき、プラスチック製容器包装は分別収集、リサイクルが進められてきていたが、その他のプラスチック使用製品はもえるごみとして収集、処分されてきた。

プラスチック資源循環法では、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集に努めることとされた。分別収集物の基準について補完して説明するため、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」(令和4年1月、環境省)が作成された。なお、市区町村は、手引きに定める分別収集の範囲から対象を絞り分別収集を行うことが可能である。

「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」(令和4年1月環境省令第1号)及び手引きに記載されている分別収集物の基準を表4-9に示す。

表 4-9 分別収集物の基準

分別収集に含めてよいもの	分別収集に含めてはいけないもの
・原材料が主としてプラスチックであるプラスチック容器包装廃棄物 ・原材料の全部または大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物 <委託時の基準> ・最大積載量が1万kgの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量が収集されていること ・圧縮されていること ・分別収集に含めてよいものの以外が付着または混入していないこと ・容器包装リサイクル法に基づき指定された施設において保管されていること	・汚れ(食品残渣、生ごみ、土砂等)が付着しているもの ・他の法令または法令に基づく計画により分別して収集することが定められているもの ・PET製容器の廃棄物 ・使用済小型電子機器等 ・一辺の長さが50cm以上のもの ・分別収集の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの ・再商品化過程において火災を生ずるおそれのあるもの(リチウムイオン蓄電池、ガスボンベ等) ・感染性廃棄物 ・その他の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの(刃物、リサイクル困難品)

出典)「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」(令和4年1月環境省令第1号)、
「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」(令和4年1月、環境省)

(イ) 再商品化計画の認定申請の手引き

収集したプラスチック使用製品廃棄物を、再商品化実施者と連携して認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う市区町村に向け、「再商品化計画の認定申請の手引き」（令和 7 年 4 月改訂、環境省）が作成された。なお、リサイクルを阻害するものの混入を防止するため、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」を併せて参照することが望ましい。

現在再商品化計画認定を受けている自治体は 49 自治体（組合を含む。）である。神奈川県では横須賀市、川崎市及び藤沢市が認定を受けている。

認定自治体の実施例を表 4-10 に示す。

主にマテリアルリサイクルにあたる、プラスチック製品の原材料となるペレットやフレークを生成し、それを用いてパレット等を製造している。パレット等の再生製品の製造は、原材料を生成する施設で行う場合もあれば、別のリサイクル事業者に売却され、再生される場合もある。

また、プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品を一括で指定袋で収集していることが多い。

表 4-10 認定自治体の実施例

自治体	再商品化事業者	製造品	プラスチックの一括回収 ^{注)}
宮城県 仙台市	J&T 環境株式会社	ペレット、フラフ、 物流パレット	実施(プラスチック素材 100%に限る)
愛知県 安城市	株式会社富山環境整備	ペレット、 輸送用パレット等	実施(プラスチック素材 100%に限る)
富山県 高岡市	株式会社富山環境整備	ペレット、 輸送用パレット等	実施(見た目の 80%程度以上が プラスチック素材 100%のもの)
富山県 富山市	株式会社富山環境整備	ペレット、 輸送用パレット等	実施
神奈川県 川崎市	JFE プラリソース株式会社 株式会社 J サーキュラーシステム 株式会社レゾナック	ペレット、 ケミカルリサイクル (ガス化、コーク ス炉化学原料利用)	実施(大部分がプラスチック)
福岡県 北九州市	株式会社ビートルエンジニアリング	フレーク、ハンガー、 教室机	実施(プラスチック素材 100%に限る)

注) プラスチック一括回収とは、プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品を同日にまとめて排出することをいう。

出典) 「全国第 1 号！製品プラスチック一括回収・リサイクルに係る大臣認定を取得しました」（仙台市 HP）、

「プラスチック資源一括回収について(令和 6 年 1 月から)」（安城市 HP）、

「プラスチックの一括回収・リサイクルに係る大臣認定を受けました」（高岡市 HP）、

「【令和 6 年 4 月開始】プラスチック資源一括回収の実施について」（富山市）、

「株式会社 J サーキュラーシステム」を設立～川崎臨海部に首都圏最大級のプラスチックリサイクル施設を建設～（JFE エンジニアリング株式会社 HP）、「九州初！家庭から集めたプラスチック資源（製品プラスチック）のリサイクル計画が国から認定されました」（北九州市 HP）

(ウ) 神奈川県内の取組

国の認定を受けていない自治体においても、プラスチック使用製品や資源化を行っている自治体も存在する。

神奈川県においてプラスチックの一括回収を行っている自治体は、横浜市、相模原市（令和8年10月～）、伊勢原市（令和8年4月～）及び綾瀬市である。

プラスチック容器包装とは別途で、プラスチック使用製品の回収を行っている自治体は鎌倉市及び葉山町である。

容器包装以外のごみと同日に収集を行っている自治体は、海老名市（その他プラスチックという分別区分の名称）である。

光学ディスクのみの回収を行っている自治体は、厚木市及び逗子市であり、どちらも拠点回収のみ行っている。

また、神奈川県内での実施例は見られなかったが、東京都江戸川区等では、プラスチック製容器包装は従来通り収集を行い、製品プラスチックは拠点回収で対応している自治体もある。

収集後は指定法人に委託し、ペレット化や固形燃料化している。

プラスチック使用製品の収集を行っていない自治体では、もえるごみやもえないごみの一部として収集されている。

オ. 自治体の負担コストについて

分別収集したプラスチック使用製品の再商品化委託を行う場合、自治体が負担するコストは現在より増加する。

増加が予想されるコストとしては、収取運搬、選別、委託施設への輸送及びリサイクル費用が考えられる。

リサイクル費用について、プラスチック製容器包装については容器包装を製造・販売することが定められているが、一定の小規模の事業者の費用負担は自治体が負担する必要がある。また、プラスチック使用製品のリサイクル費用については自治体が負担するため、財政的な負担の増加が懸念される。

カ. 検討事項

(ア) 収集方法・頻度

プラスチック製容器包装とともに収集する方法や、月に1回別日でプラスチック使用製品を収集する方法等が考えられる。これは選別に係る能力が自治体に備わっているか等で決定される。

(イ) 収集対象物

再商品化にあたり、事業者によって再商品化可能な種別や受入条件が異なることが考えられる。そのため、委託先の事業者との協議の上、収集対象物を選定する必要があると考えられる。

(ウ) 周知方法について

ごみの分別方法の変更に伴い、住民への周知が必要となる。収集地域内のすべての住民が対象となるため、あらゆる属性の住民に周知するために複数の方法の検討が必要と考えられる。

(エ) 国の補助制度の利用

国は再生プラスチック事業に関する補助事業として、実証事業と設備導入補助事業を行っている。開成町グリーンリサイクルセンターでは、製品プラスチック資源化施設の建設を予定しているため、設備導入補助について検討が必要と考えられる。

3) 食品ロス削減推進計画の導入について

ア. 背景

食品ロスの削減については、SDGs のターゲットの 1 つに掲げられており、加えて第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月閣議決定）において削減目標が記載されるなど、国内外の関心が高まっている。

その後、令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年 5 月法律第 19 号。以下「食品ロス削減推進法」という。）及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和 7 年 3 月 25 日閣議決定）が成立し、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めることが努力義務とされた。

上記の背景を踏まえ、環境省は「食品ロス削減推進計画策定マニュアル」（令和 7 年 3 月、環境省）を作成した。

イ. 策定状況

全国の市区町村における策定状況を図 4-13 に、神奈川県内の市区町村における策定状況を表 4-11 に示す。

消費者庁の調査によると、令和 6 年度時点で、47 都道府県はいずれも策定済みであった。神奈川県は令和 4 年 3 月に策定した。

全国においては、策定済みの市区町村は 16.3%であった。そのうち新規の計画として策定したのは 16.9%、既存の計画の一部として策定したのは 83.1%であった。

神奈川県内においては、10 市町が策定していた。そのうち新規の計画として策定したのは 2 市、既存の計画の一部として策定したのは 8 市町であった。

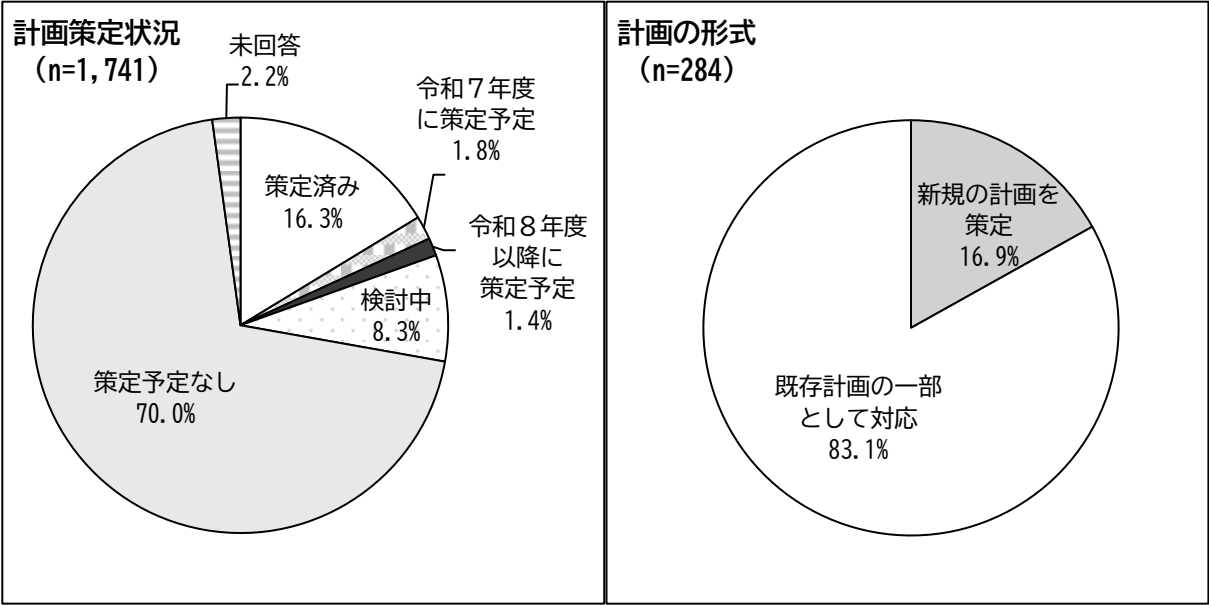


図 4-13 策定状況（全国）

出典)「令和6年度地方公共団体における食品ロス削減の取組状況について」
(令和7年7月、消費者庁)

表 4-11 策定状況（神奈川県）

市区町村名	計画の形式	計画名
横須賀市	新規の計画	横須賀市食品ロス削減推進計画
平塚市	既存の計画の一部	平塚市一般廃棄物処理基本計画
鎌倉市	既存の計画の一部	第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画
藤沢市	既存の計画の一部	藤沢市一般廃棄物処理基本計画
茅ヶ崎市	既存の計画の一部	茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画
厚木市	新規の計画	厚木市食品ロス削減推進計画
南足柄市	既存の計画の一部	南足柄市一般廃棄物処理基本計画
葉山町	既存の計画の一部	葉山町ごみ処理基本計画
寒川町	既存の計画の一部	寒川町一般廃棄物処理基本計画
大磯町	既存の計画の一部	改定 大磯町一般廃棄物処理基本計画

出典)「令和6年度地方公共団体における食品ロス削減の取組状況について」
(令和7年7月、消費者庁)

ウ. 計画の全体像、構成

食品ロス削減推進計画の策定は努力義務であることから、必須の記載事項は定められていない。ただし留意事項として、国の削減目標や実施する基本的施策を踏まえ、地域内における食品ロスの削減目標や、地域の特性に応じた取組を検討することが望まれている。参考として、神奈川県食品ロス削減推進計画の構成を表 4-12 に示す。

なお、一般廃棄物処理計画との整合性を図り、廃棄物の発生特性の観点からも食品ロスの削減に取り組むことが重要とされている。また、市区町村が策定する場合は、都道府県の計画を踏まえた検討を行うことが求められている。

表 4-12 神奈川県食品ロス削減推進計画の構成

第1章 計画策定の趣旨等
第1節 計画策定の趣旨
第2節 計画の位置づけ
第3節 計画期間
第2章 食品ロスの現状と課題
第1節 全国の食品ロスの状況
第2節 神奈川県における食品ロスの状況
第3節 食品ロスの削減に向けた神奈川県の課題
第3章 計画の目指す姿と施策の方向性
第1節 計画の目指す姿（基本目標）
第2節 施策の方向性
第4章 食品ロスの削減目標
第1節 削減目標の考え方
第2節 削減目標
第5章 推進施策
第1節 教育及び学習の振興・普及啓発等
第2節 食品関連事業者等の取組に対する支援
第3節 実態調査等の推進
第4節 情報の収集及び提供
第5節 未利用食品を提供するための活動の支援等
第6章 各主体の役割
第1節 消費者の役割
第2節 農林漁業者・食品関連事業者の役割
第3節 事業者（農林漁業者・食品関連事業者以外の事業者を含む）の役割
第4節 関係団体（マスコミ、消費者団体、NPO）等の役割
第5節 行政の役割
第7章 計画の推進
第1節 推進体制の整備
第2節 計画の進行管理

出典)「食品ロス削減推進計画」(令和4年3月、神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課)

エ. 食品ロスの削減目標

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に示された食品ロスの削減目標を表 4-13 に示す。

表 4-13 食品ロスの削減目標

項目	目標
家庭系食品ロス	2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減させる。
事業系食品ロス	2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を 60%削減させる。
消費者	食品ロス問題を認知して削減に取り組む人の割合を 80%にする。

出典)「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和 7 年 3 月 25 日閣議決定)

オ. 検討**(ア) 策定について**

現在、7 割の市区町村が策定について検討の上、策定しない方針としている。

策定済みの市区町村においても、8 割以上が既存の計画の一部として対応している。既存の計画は、一般廃棄物処理基本計画の一部として策定する事例が多い。

本計画においては食品ロス削減推進基本計画の策定を行っていない。そのため策定の形式としては、本計画改定時に追加の策定、新規の計画として策定、又は本計画以外の既存の計画の一部として策定のいずれかの形式が考えられる。なお、一般廃棄物処理基本計画以外の計画としては、環境基本計画、食育推進基本計画等の一部として策定している自治体がある。

(イ) 目標について

食品ロスの現況を把握している場合、数値目標を設定することが可能である。一方、現況の把握が不十分な場合、目標設定が曖昧になる。

なお、神奈川県からは、食品ロス削減に取り組むための基礎調査の指針として、「家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査マニュアル」(平成 30 年 3 月、神奈川県)が公表されている。

(ウ) 今後の検討方針

食品ロス削減推進計画について情報収集を進めるとともに、ごみ排出状況の実態把握及び計画策定の検討を行う。

4) 紙おむつの資源化（高齢化社会への対応）について

ア. 背景

少子高齢化に伴い、子ども用紙おむつの消費量は減少する見込みだが、一方、大人用紙おむつの消費量は年々増加している。大人用紙おむつが一般廃棄物処理に締める割合は、令和2年度時点では約5%程度であるが、少子高齢化に伴い令和12年度頃には約7%を占めると推計されている。

現在、使用済紙おむつの多くは焼却処分されている。一方、素材としては上質パルプ、フィルム、吸水性樹脂から構成されており、再生利用等によりパルプ等の有効利用が可能である。

紙おむつの再生利用を促進することにより、一般廃棄物処理の焼却処分量の減量化及び資源循環の促進につながるため、循環型社会の構築においては、解決すべき課題の1つとなっている。

上記の背景を踏まえ、環境省は「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」（令和7年3月、環境省）を作成した。

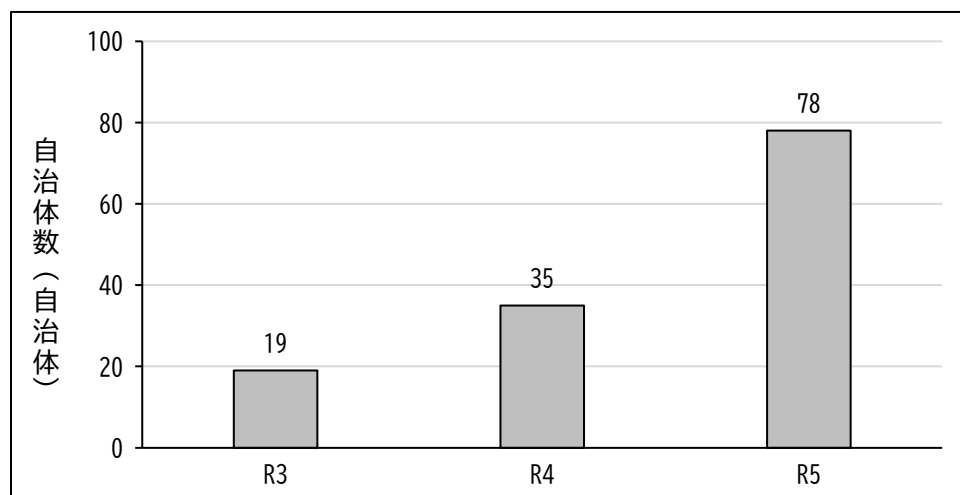
イ. 実施自治体の状況

紙おむつの再生利用等の実施・検討を行っている自治体を図4-14に示す。

令和3年度から令和5年度にかけて実施・検討している自治体数は急激に伸びており、自治体においても関心の高い課題であることがうかがえる。令和5年度に実施・検討を行っている78自治体のうち、実施している21自治体であった。

また、環境省は使用済紙おむつの導入に向けた支援として、自治体等への併走支援事業を実施している。令和6年度には、神奈川県内の座間市や大井町が、資源化事業を開始する前の実態調査を実施していた。

現在は企業や国の事業による協力を受けたうえで、資源化事業を実施する自治体が多いと考えられる。



出典）「令和6年度使用済紙おむつ再生利用等に関する調査報告書」
（令和7年3月、株式会社エックス都市研究所）

図4-14 実施・検討自治体数

ウ. 取組例

資源化に取り組んでいる事業の取組事例を表 4-14 に示す。

各事業者が対象とする搬入自治体のうち、多くは事業者から排出される使用済み紙おむつの資源化を行っている。

対象となる事業者としては、主に保育施設及び介護施設となる。

表 4-14 取り組み事例

施設種別	保育施設	介護施設
紙おむつ使用者数	16～20 名	20 名
交換頻度	2～6 回/日（年齢による）	5～7 回/日
回収方法	紙おむつ用ごみ箱・回収ボックス 1～3 ヶ所	各部屋に回収用バケツ 施設外に保管場所
回収頻度	週 2～3 回 ※他のごみと同時に回収	週 3 回 ※他のごみと同時に回収

出典)「令和 6 年度使用済み紙おむつ再生利用等に関する調査報告書」
(令和 7 年 3 月、株式会社エックス都市研究所)

エ. 課題

(ア) 作業負担の増加

現在、取組事例としてあげられている施設では、紙おむつ排出用の袋に、交換時の手袋等も捨てているが、リサイクルのためには紙おむつ単体である必要がある。また、汚物の除去も必要となり、施設職員の作業負担が増加する。保育施設及び介護施設は人材不足が懸念されやすい施設であり、資源化に係る人手や手間の確保が難しいことが考えられる。施設の状況に応じて、資源化施設での対応を検討する必要がある。

(イ) コスト

保管容器の購入・設置費用や、消耗品である袋の購入が追加で必要となる。袋については、衛生面で抗菌袋や、臭気対策に消臭袋等が考えられるが、コストがかさみやすい可能性がある。各施設や自治体の補助金の予算の考慮が必要となる。

(ウ) 資源化物の利用先

資源化を導入した自治体では、自施設のボイラーなどに利用している。検討している自治体もあるが、資源化物の利用先が見つからない、という課題がある。

オ. 検討

現在、紙おむつ資源化については、実施前には実態調査及び企業との連携が不可欠と考えられる。そのため、地域の中間処理事業者への紙おむつ資源化事業への参入の意向や、紙おむつの排出状況を調査の上、連携可能な事業者の選定等が必要となってくる。

必要に応じて、周辺市町村との連携も考慮していく必要があると考えられる。

5) 戸別収集の導入（ごみ排出負担の軽減）について

ア. 背景

高齢化及び核家族化の進展等に伴い、高齢者のみの世帯が増加している。独居高齢者の高齢化に伴う身体機能の低下により、家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える事例も生じている。

上記の傾向は今後も続く見込まれ、従来の廃棄物処理体制から高齢化社会に対応した廃棄物処理体制にシフトしていく必要性が生じている。

上記の背景を踏まえ、環境省は「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」（令和7年4月改訂、環境省）を作成した。

イ. 支援制度の導入状況

平成31年1月時点における高齢者のごみ出し支援事業の事業の実施状況を図4-15～図4-16に示す。

環境省のアンケートに回答した1,648自治体のうち、実施している自治体は23.5%と全体の4分の1弱であった。また、未実施の自治体のうち、導入を決定、予定している自治体は4.3%であった。

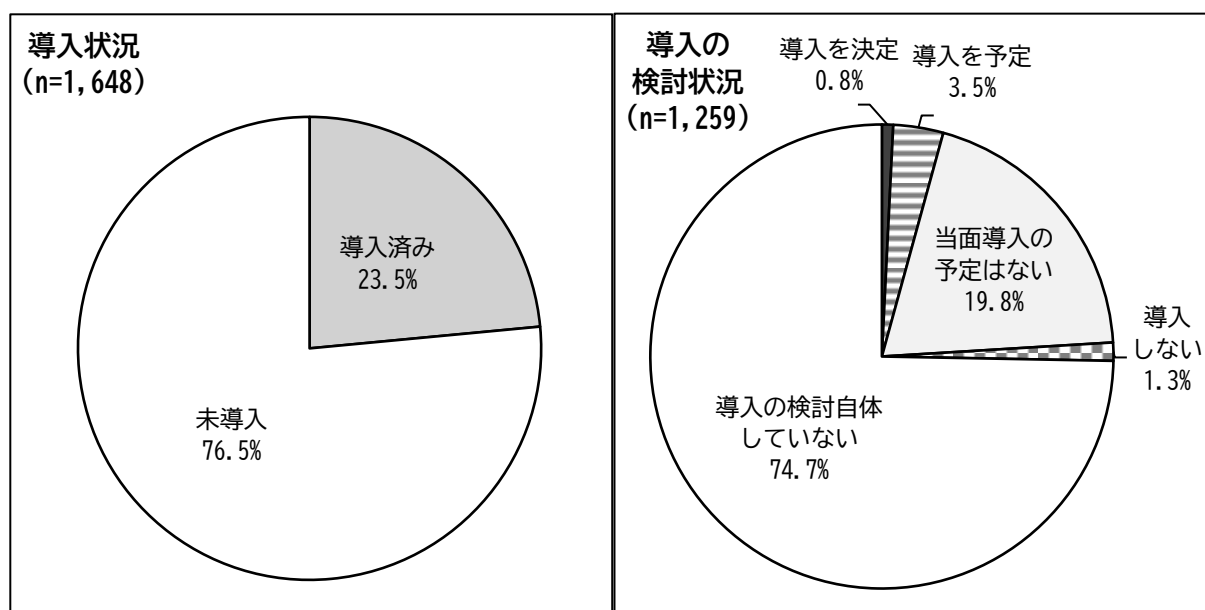


図 4-15 高齢者のごみ出し支援事業の導入状況

図 4-16 高齢者のごみ出し支援事業の導入検討状況

注) 「高齢者のごみ出し支援事業」とは、地方公共団体がごみ出し困難な高齢者世帯から戸別にごみを回収すること、またはごみ出しが困難な高齢者に代わってごみ出し支援を行う支援団体に対して、地方自治体が補助金等を支給し活動を支援する制度をいう。

出典) 「「高齢者を対象としたごみ出し支援制度の実態調査」アンケート結果」（平成31年3月、環境省）

ウ. 支援の方法

(ア) 支援制度の種類

高齢者のごみ出し支援事業の支援制度について表 4-15～表 4-16 に、タイプ別の導入状況を図 4-17～図 4-18 に示す。

大きく 4 つのタイプに大別でき、自治体の状況に応じて選択する必要がある。また、自治体によっては複数のタイプを併用している自治体もある。

全体で最も多く採用されている支援制度は地方公共団体の直営の職員によるタイプⅠである。一方、人口規模別では、5 万人未満の都市においては、地方公共団体の直営の職員が支援実施者となる割合は、人口規模の大きい年よりも小さく、業者やシルバー人材センターへの委託や、地域の支援団体等の割合が大きい。

支援の対象者は地方公共団体や支援団体ごとに異なるが、主に「年齢」、「世帯構成」、「介護認定」、「障がい者」、「特例」などについて検討される。

表 4-15 支援制度のタイプ

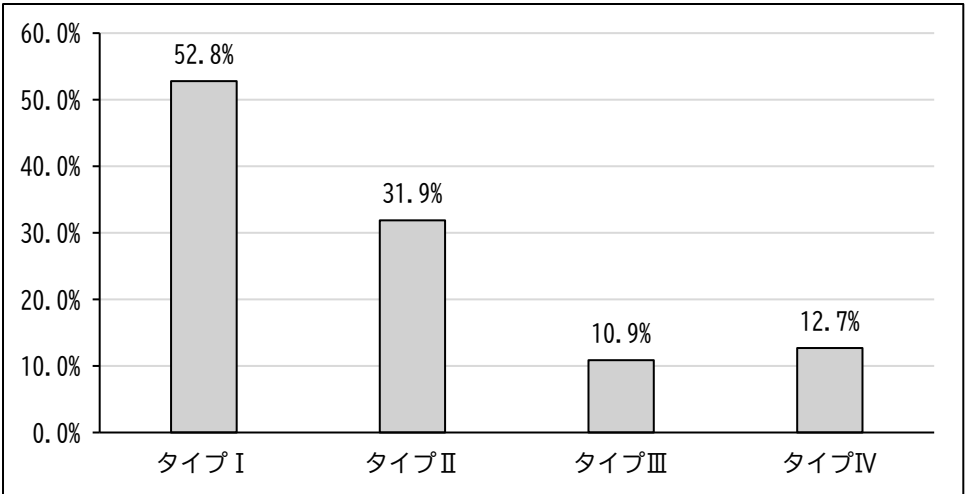
	運営主体		支援者	業務内容
	地方公共団体 (直営)	委託業者 (委託)	支援団体	
直接支援型 タイプⅠ、タイプⅡ	○ タイプⅠ	○ タイプⅡ		ごみの収集・運搬
コミュニティ支援型 タイプⅢ			○	ごみ出しの支援
福祉サービスの一環型 タイプⅣ	○	○		生活支援業務の一環

出典)「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」(令和 7 年 4 月改訂、環境省)

表 4-16 支援制度の内容

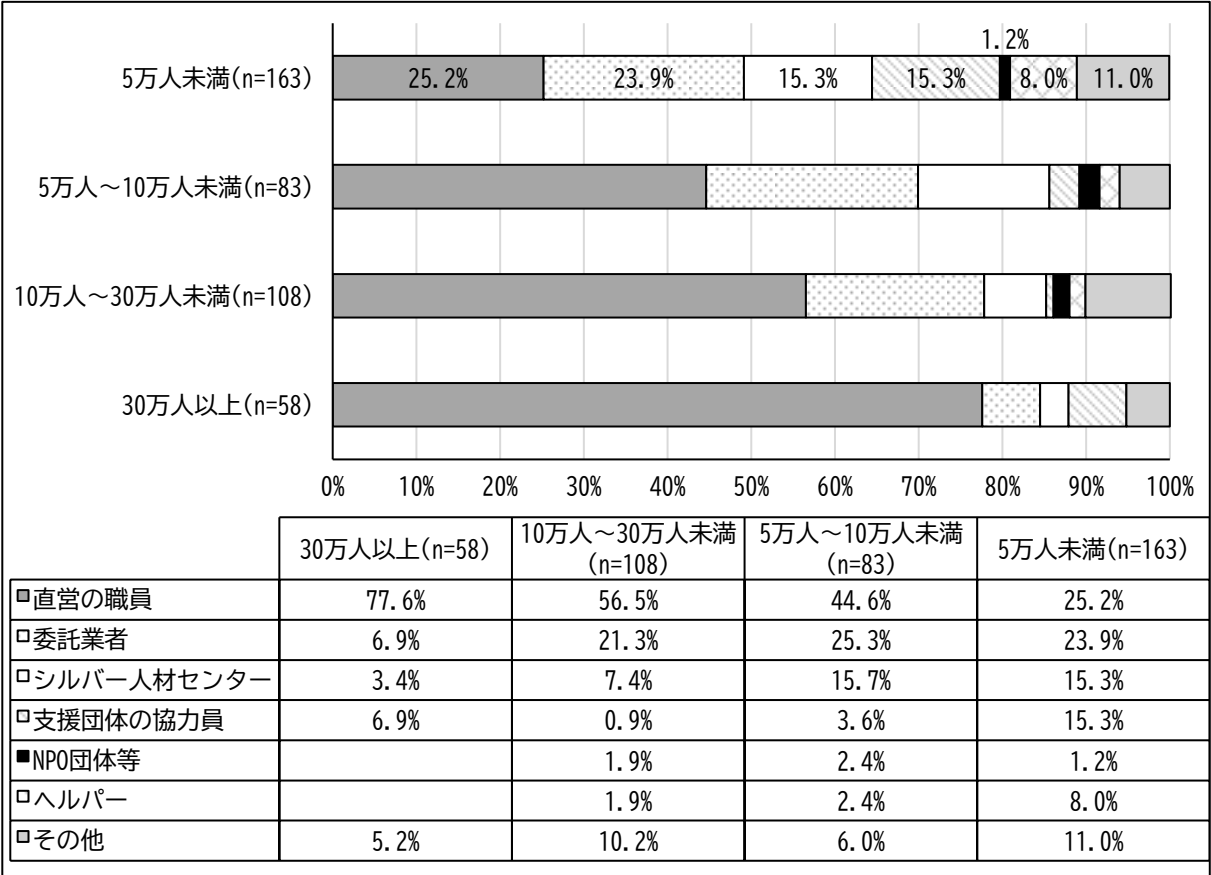
タイプ	タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ
運営	地方公共団体	委託業者	支援団体	地方自治体・委託業者
収集者	地方公共団体職員	一般廃棄物収集 運搬事業者	支援団体の協力員	地域住民
支援の 範囲	戸別収集から清掃センターまでの運搬		集積所へのごみ出し	
特徴	・地方公共団体が保有する車両と職員で導入可能。 ・人口の多い地方公共団体の導入割合が高い。 ・委託と併用する場合がある。	・直営より効率性が重視される。 ・声掛け等を依頼する場合、個人情報の取扱に留意が必要。 ・直営と併用する場合がある。	・支援団体に地方自治体が補助金を交付する。 ・支援団体は自治会、町内会等。 ・利用者と協力員のマッチングを支援団体が行う。	・地域住民のボランティア精神が基本となる。 ・地方自治体または委託業者による支援者の登録等を行う。
利点	・直営のため、問題点の見極めがしやすい。 ・声掛け等の見守り対応が同時に実施可能。 ・異変時の対応が迅速かつ柔軟に可能。	・ごみの分別が適切にできる。	・地域の共助の意識が育まれる。 ・支援団体が地域のごみ出し困難世帯の状況を把握していることが多い。 ・奨励金により利用者の心理的負担が軽減される。	・市民同士の支え合いの精神が醸成できる。 ・行政サービスでは財政面で対応できない場合の補完的な仕組みとなり得る。
課題	・限られた車両と職員の活用。 ・高齢化の進行によるマンパワー不足。	・通常の収集業務と並行して行う場合は、声掛け等の見守り対応が難しい。	・高齢化による協力員不足。 ・地域の全域をカバーすることが難しい。	・支援者がいない場合がある。 ・高齢化による支援者不足。

出典)「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」(令和7年4月改訂、環境省)



出典) 「高齢者を対象としたごみ出し支援制度の実態調査」アンケート結果」
(平成 31 年 3 月、環境省)

図 4-17 タイプ別導入状況



出典) 「新型コロナウイルス等の感染症及び自然災害による高齢者を対象としたごみ出し支援制度への影響調査」アンケート結果」(令和 3 年 2 月実施、環境省)

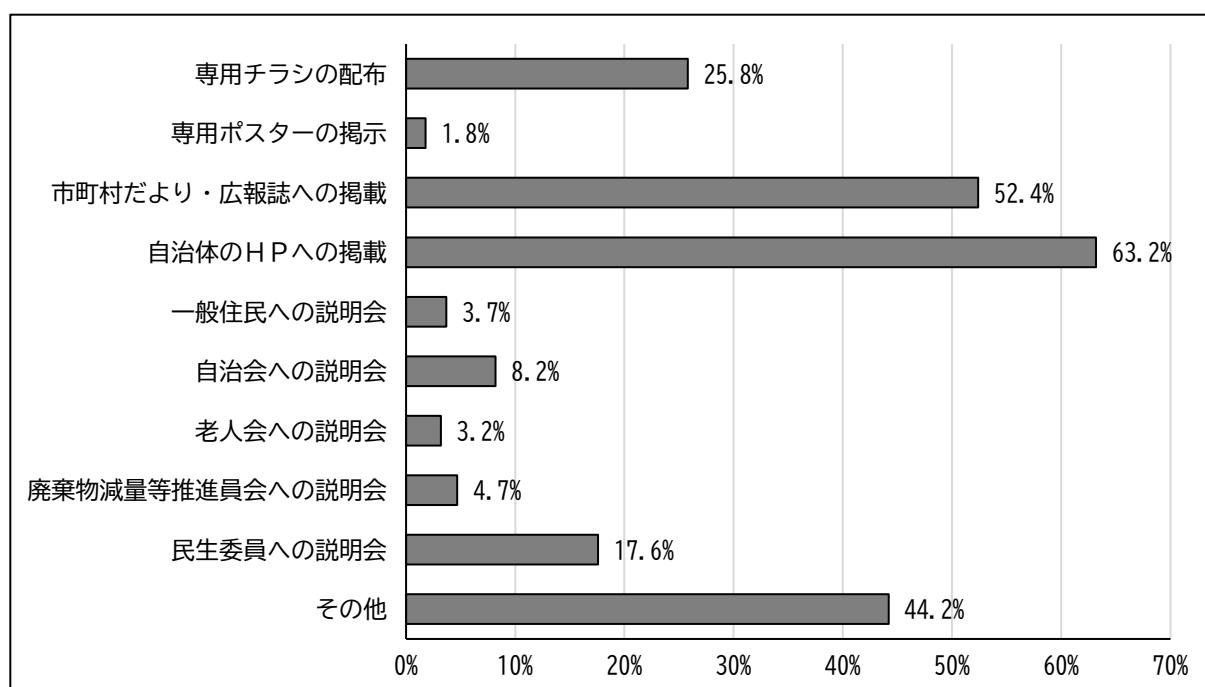
図 4-18 ごみ出し支援実施者

(イ) 周知方法

支援制度の周知方法を図 4-19 に示す。

過半数の自治体では、広報誌やホームページを活用している。また、「その他」の回答として、ケアマネージャー、ホームヘルパー、福祉分野の関係施設及び自治会等の連絡会議等に周知を行い、そこからさらに住民に周知する方法がとられている。

支援対象者は高齢者や障がい者が多く、インターネット環境が不十分である可能性が高いため、広報誌のような既存の紙媒体への掲載や、ケアマネージャー等からの説明による周知は必要不可欠と考える。



出典) 「「高齢者を対象としたごみ出し支援制度の実態調査」アンケート結果」(平成 31 年 3 月、環境省)

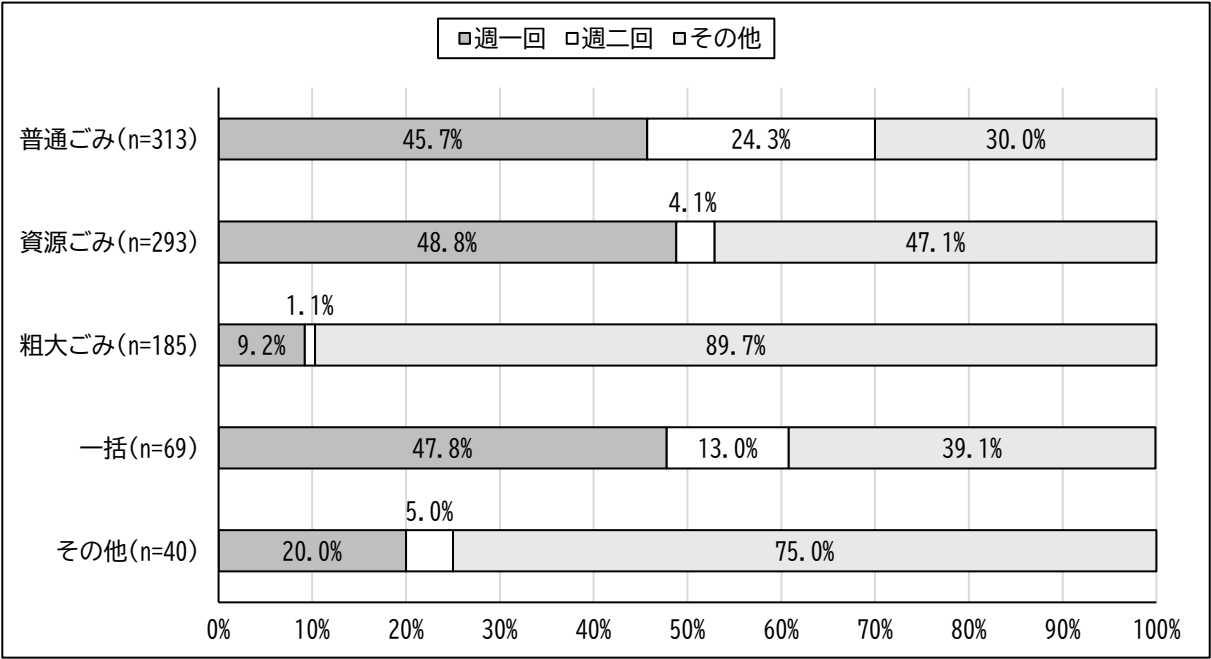
図 4-19 周知方法

(ウ) 品目別回収頻度

品目別回収頻度を図 4-20 に示す。

普通ごみ、資源ごみ、一括については「週一回」及び「週二回」回収が過半数を占めている。一方、粗大ごみについては「その他」（月数回、随時等）が多い。

また、各品目の回答数 n より、普通ごみの回収に対し、粗大ゴミを対象としている自治体は少ないことが推察される。



出典) 「「高齢者を対象としたごみ出し支援制度の実態調査」アンケート結果」(平成 31 年 3 月、環境省)

図 4-20 品目別回収頻度

(エ) コスト

支援事業における主な支出・収入項目を表 4-17 に示す。

表 4-17 主な支出・収入項目

項目	準備期間	運用時
支出項目	・ 基礎調査費 ・ 制度設計費 ・ 施行実証費 ・ マニュアル・様式等の作成費 ・ 広報、受付、審査等の作成に係る経費	・ 人件費 ・ 減価償却費 ・ 維持修理費 ・ 燃料費 ・ 保険料、諸税 ・ 委託費、謝金 ・ 消耗品費
収入項目	・ 地方公共団体予算 ・ 各種助成金	・ 地方公共団体予算 ・ 各種助成金 ・ 受益者負担金

出典)「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」(令和7年4月改訂、環境省)

エ. 事例(神奈川県内)

神奈川県内の市町村におけるごみ出し支援事業の事例を表 4-18(1)～(5)に示す。

各自治体のホームページで、ごみ出し支援事業について掲載されていた自治体は、既に事業として開始している自治体が 20 市町村、実証実験を実施している自治体が 2 市あった。なお、ホームページによる情報提供を行っている自治体は全国の自治体の内、約 63%のため、ホームページに記載がない場合でも実施されている可能性がある。

なお、ホームページには主に対象者、品目、申請方法が記載されている。一方、収集頻度や利用料等の詳細については不明なことが多い。多くは申請時に電話又は申請後に自治体の職員が自宅訪問するため、その際に詳細が説明されるものと考えられる。

自治体によってはごみが出されていない場合、声かけ等の安否確認を同時に行っている。

表 4-18(1) 事例（神奈川県内）

市町村名 ^{注1)} (事業名)	対象者 ^{注2)}	収集 頻度	品目 ^{注3)}	安否 確認	利用料
横浜市 (ふれあい 収集)	下記のいずれかに該当し、親族や 近隣住民の協力が困難な住民・世帯 ・身体障害者手帳保有者 ・療育手帳保有者 ・精神障害者保健福祉手帳保有者 ・要介護又は要支援認定を受けて いる人 ・65 歳以上 ・特例	週 1 回	・燃やすごみ ・缶・びん・ペット ボトル ・プラスチック資源 ・古紙・古布	有	—
川崎市 (ふれあい 収集)	下記のいずれかに該当し、親族や 近隣住民の協力が困難な住民・世帯 ・65 歳以上 ・障害者	—	・普通ごみ ・資源物 ・粗大ごみ	—	—
○相模原市 (ふれあい 収集) R7 年 10 月以降	対象地区：緑区津久井地区、中央 区大井北地区、南区東 林地区 対象地区内の、以下のいずれかに 該当し、親族や近隣住民の協力が 困難な住民・世帯 ・要介護 2 以上の居宅サービス利 用者 ・身体障害者手帳 1 級・2 級保有者 ・療育手帳 A 1・A 2 保有者 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級保 有者	週 1 回	・一般ごみ ・資源(びん類、かん 類、金物類、紙類、 布類、蛍光灯・水 銀体温計、使用済 食用油) ・容器包装プラ(ペ ットボトル、プラ 製容器包装) ・使用済小型家電 ・乾電池	有	—
横須賀市	下記の条件をすべて満たす世帯又 は特例 ・介護保険サービスや住民主体の 支え合い活動の支援が困難 ・65 歳以上、要介護 2 以上 ・親族・近隣住民・地域住民等、ホ ームヘルパーによるごみ出しが 困難 ・住民税非課税世帯	週 1 回	・燃せるごみ ・缶・びん・ペット ボトル ・容器包装プラスチ ック ・不燃ごみ	—	—

表 4-18(2) 事例（神奈川県内）

市町村名 ^{注1)} (事業名)	対象者 ^{注2)}	収集 頻度	品目 ^{注3)}	安否 確認	利用料
平塚市 (福祉戸別 収集)	下記のいずれかに該当し、親族や 近隣住民の協力が困難な住民・世帯 ・65 歳以上かつ要介護 2 以上 ・身体障害者手帳 1 級・2 級保有者 ・療育手帳 A 1・A 2 保有者 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級保 有者	週 1 回	・可燃ごみ ・不燃ごみ ・資源再生物（ペッ トボトル・プラク ル、びん、かん、 紙類など）	—	—
平塚市 (ふれあい 収集)	原則戸建て住宅の者で、下記のい ずれかに該当し、親族や近隣住民 の協力が困難な住民・世帯 ・65 歳以上の高齢夫婦のみ かつ 一方が要介護 2 以上 ・生活支援サービスの提供を受け ていない ・世帯分離した子世代等と同居し ていない ・特例	週 1 回	・可燃ごみ	有	—
鎌倉市 (声かけふ れあい収 集)	下記のいずれかに該当し、親族や 近隣住民の協力が困難な住民・世帯 ・居宅サービスの日常的な利用者 ・身体障害者手帳 1 級・2 級保有者 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級保 有者 ・特例	週 1 回	鎌倉市の分別方法 に準拠	有	粗大ごみ ：有料
藤沢市 (一声ふれ あい収集)	下記のいずれかに該当し、親族や 近隣住民の協力が困難な住民・世帯 ・日常的に介助または介護を必要 とする高齢者(おおむね 65 歳以 上) ・日常的に介助または介護を必要 とする障がい者(身体障害者手 帳、療育手帳、精神障害者保健福 祉手帳保有者) ・特例	週 1 回	・可燃ごみ ・不燃ごみ ・資源等(大型ごみ・ 特別大型ごみ・大 型商品プラスチッ クを除く)	有	—
○小田原市 R5 年 2-3 月	対象地区：富水地区 ・対象地区内の 65 歳以上又は障が い者	週 1 回	・燃せるごみ	—	—
○小田原市 R5 年 9-10 月	対象地区：芦子地区、下府中地区、 東富水地区、桜井地区 ・対象地区内の 65 歳以上又は障が い者	週 1 回	・燃せるごみ ・燃せないごみ ・かん類 ・びん類	—	—

表 4-18(3) 事例（神奈川県内）

市町村名 ^{注1)} (事業名)	対象者 ^{注2)}	収集 頻度	品目 ^{注3)}	安否 確認	利用料
茅ヶ崎市 (安心まご ころ収集)	下記のいずれかに該当し、親族や 近隣住民の協力が困難な住民・世帯 ・肢体不自由1級・2級 ・65歳以上かつ要支援1から要介 護5 ・特例	週2回	・燃やせるみ	有	—
		月2回	・燃やせないごみ ・資源物		
逗子市 (ふれあい 収集)	下記のいずれかに該当し、親族や 近隣住民の協力が困難な住民・世帯 ・日常的に介助あるいは介護を必要とする高齢者(おおむね65歳以上) ・日常的に介助または介護を必要とする障がい者(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保有者) ・妊婦、傷病者等(一時的)	—	—	有	—
秦野市 (ほほえみ 収集)	下記のいずれかに該当し、親族や 近隣住民の協力が困難な住民・世帯 ・要介護2以上 ・身体障害者手帳1級・2級保有者 ・療育手帳A1・A2保有者 ・精神障害者保健福祉手帳保有者 ・骨折等の傷病者	週1～ 2回	—	—	—
厚木市 (愛の一声 ごみ収集 事業)	下記のいずれかに該当し、親族や 近隣住民の協力が困難な住民・世帯 ・65歳以上または障がい者	週1回	・もえるごみ ・もえないごみ	有	—
伊勢原市 (ふれあい 収集)	下記のいずれかに該当し、親族や 近隣住民の協力が困難な住民・世帯 ・日常的に介助あるいは介護を必要とする高齢者(おおむね65歳以上) ・日常的に介助または介護を必要とする障がい者(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保有者)	週1回	・可燃ごみ ・不燃ごみ ・資源物	有	—

表 4-18(4) 事例（神奈川県内）

市町村名 (事業名) ^{注1)}	対象者 ^{注2)}	収集 頻度	品目 ^{注3)}	安否 確認	利用料
座間市	下記のいずれかに該当し、親族や近隣住民の協力が困難な住民・世帯 ・要介護1～5 ・身体障害者手帳1級・2級保有者 ・精神障害者保健福祉手帳1級保有者 ・障害年金1級受給者 ・特例	—	・燃えるごみ ・燃えないごみ ・資源ごみ(缶・瓶・紙・布・廃食油等)	—	—
綾瀬市	下記のいずれかに該当し、親族や近隣住民の協力が困難かつオートロックの集合住宅以外に居住する住民・世帯 ・日常生活支援総合事業対象者、要介護認定、要支援認定を受けている65歳以上 ・18歳以上の障がい者(身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳保有者)	—	綾瀬市の分別方法に準拠	—	—
葉山町 (ふれあいごみ収集)	下記のいずれかに該当し、親族や近隣住民の協力が困難な住民・世帯 ・日常的に介助あるいは介護及び安否確認を必要とする高齢者 ・日常的に介助あるいは介護及び安否確認を必要とする障がい者	—	葉山町の分別方法に準拠	有	—
寒川町	下記のいずれかに該当する住民・世帯 ・ねたきり高齢者 ・独居高齢者 ・重度障がい者	週2回	・可燃ごみ	有	無料
		月2回	・プラスチック製容器包装		
		月1回	・その他(大型ごみ、特別大型ごみを除く)		
大磯町 (ふれあい収集)	下記のいずれかに該当し、親族や近隣住民の協力が困難な住民・世帯 ・要介護(要支援)認定を受けている ・身体障害者手帳1級・2級保有者など	週2回まで	—	有	1回 100円
二宮町	下記のすべてに該当し、親族や近隣住民の協力が困難な住民・世帯 ・65歳以上 ・介護保険の認定を受けている	週1回	—	有	3,850円 (初回)

表 4-18(5) 事例（神奈川県内）

市町村名 ^{注1)} (事業名)	対象者 ^{注2)}	収集 頻度	品目 ^{注3)}	安否 確認	利用料
真鶴町	下記のいずれかに該当し、親族や 近隣住民の協力が困難な住民・世帯 ・おおむね 75 歳以上 ・重度障がい者	週 1 回	・生活ごみ(粗大ご みを除く)	—	1 回 100 円
愛川町 (ふれあい 戸別収集)	下記のいずれかに該当し、親族や 近隣住民の協力が困難かつオー トロックの集合住宅以外に居住する 住民・世帯 ・65 歳以上かつ要介護 2 以上 ・肢体不自由又は視覚障害 1 級・2 級 ・特例	—	愛川町の分別方法 に準拠の上、別途定 める	有	—
清川村 (清川村あ んしん収 集)	下記のいずれかに該当し、親族や 近隣住民の協力が困難な・世帯 ・65 歳以上かつ要介護 1 以上 ・肢体不自由又は視覚障害 1 級・2 級 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級保 有者	週 1 回	清川村の分別方法 に準拠	有	無料

注 1) 本格導入前の実証実験を行っている自治体に「○」を記載している。

注 2) 記載の条件かつ自ら集積所までごみを持ち出すことができない住民を対象としている。多くは独居又は同居家族全員が記載の条件に該当する場合、支援の対象となる。なお、「特例」とは、記載の条件以外に市長等が必要と認める場合をいう。

注 3) 品目は各市町の分別の表記に則り記載している。

注 4) 各自治体のホームページに記載の内容のみ記載している。ホームページ上に記載されていない内容については「—」と記載している。

出典) 「家庭ごみを自宅からごみ集積場所まで持ち出すことができない方(ふれあい収集)」(横浜市 HP)、

「ふれあい収集」(川崎市 HP)、

「「ふれあい収集」モデル事業の実施について」(相模原市 HP)、

「高齢者等ごみ出し支援収集」(横須賀市 HP)、

「高齢者/障がい者のためのごみ戸別収集(福祉戸別収集)」(平塚市)、

「声かけふれあい収集」(鎌倉市 HP)、

「一声ふれあい収集のご案内」(藤沢市 HP)、

「高齢者等戸別収集の実証事業の結果について」(小田原市 HP)、

「茅ヶ崎市安心まごころ収集事業」(茅ヶ崎市 HP)、

「ふれあい収集」(逗子市 HP)、

「ほほえみ収集」(秦野市 HP)、

「愛の一声ごみ収集事業」(厚木市 HP)、

「ふれあいごみ収集」(伊勢原市 HP)、

「高齢者個別収集を開始」(座間市 HP)、

「高齢者や障がい者でごみ出しの困難な世帯の戸別収集制度について」(綾瀬 HP)、

「ふれあいごみ収集」(葉山町 HP)、

「ねたきり高齢者世帯等一般廃棄物戸別収集運搬」(寒川町 HP)、

「ごみ出し支援見守り活動(ふれあい収集)」(大磯町 HP)、

「ごみ出しの支援について」(二宮町 HP)、

「高齢者等ゴミ出し支援について」(真鶴町 HP)、

「ふれあい戸別収集」(愛川町 HP)、

「清川村あんしん収集」(清川村 HP)

オ. 検討

(ア) 現況把握

A. 住民の生活状況

山北町の 65 歳以上の町丁別人口を図 4-21 に、建物状況を図 4-22 に示す。

山北町の 65 歳以上の人口は、主に町の南東部の山北地区、岸地区、向原地区に集中している。

他の地域も主に一般国道 246 号、県道及び駅周辺に建物が存在している。世附地区、中川地区及び玄倉地区の県道から外れた地点の建物については、一般車両等の通行は禁止されている区域のため、発電所、山小屋等の人家以外の建物である可能性が高い。また、世附地区の南西を通る県道（山中湖小山線）は、山北町の区間内には沿道に人家は無いものとみられる。

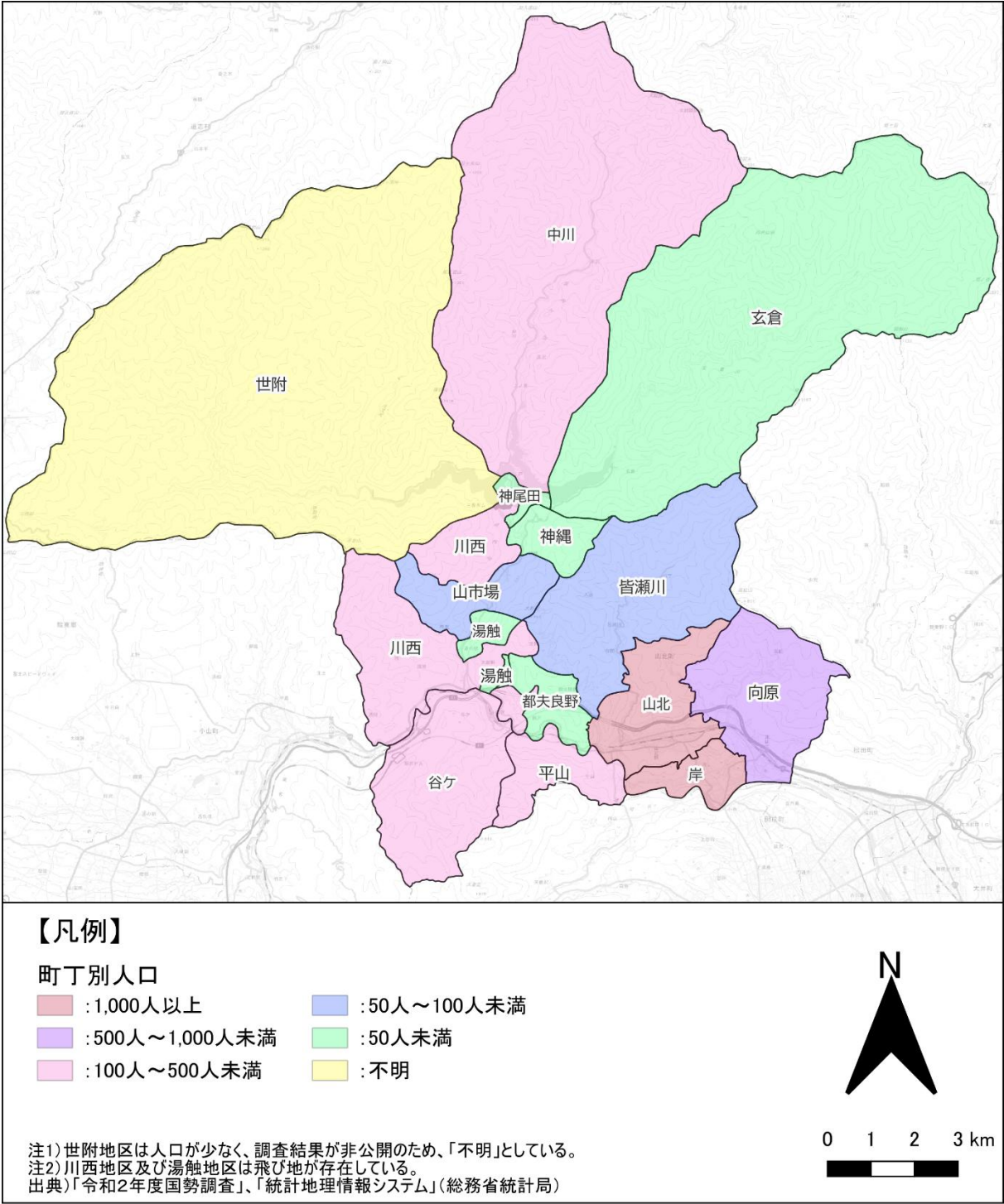


図 4-21 町丁別人口（65 歳以上）

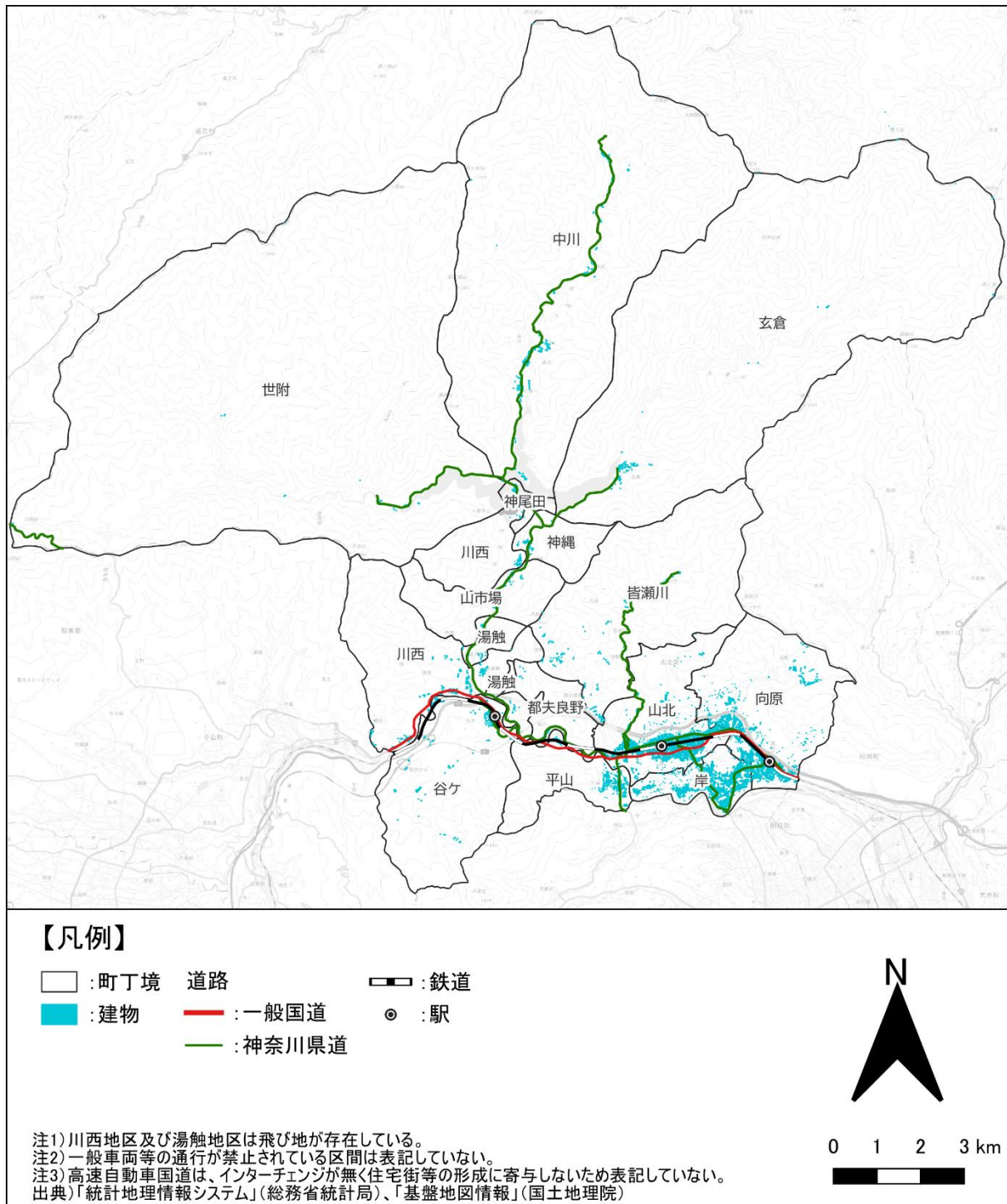


図 4-22 建物状況

B. 要支援・要介護認定者数

山北町における令和 7 年 4 月末時点における要介護、要支援認定者数を表 4-19 に示す。

多くの市町村で対象者としている要介護 2 以上の認定者は 420 人である。

表 4-19 認定者数

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総数
74	140	149	137	131	94	58	783

出典)「介護保険事業状況報告」(神奈川県HP)

C. 65 歳以上の単独世帯

令和 2 年の国勢調査より、山北町における 65 歳以上の単独世帯は 600 世帯、夫 65 歳以上・妻 60 歳以上の高齢者夫婦のみの世帯は 701 世帯であった。

D. 障害者手帳交付者数

山北町における令和 6 年 3 月末時点における障害者手帳交付者数を表 4-20 に示す。

多くの市町村で対象としている身体障害者手帳 1 級・2 級保有者は 219 人、療育手帳 A 1・A 2 保有者は 37 人、精神障害者保健福祉手帳 1 級保有者は 8 人である。

表 4-20 障害者手帳交付者数

手帳種別	等級区分	人数(内 18 歳未満)
身体障害者手帳	1 級	168 (1)
	2 級	51 —
	3 級	59 —
	4 級	102 —
	5 級	20 —
	6 級	25 (1)
療育手帳	最重度 (A 1)	19 (2)
	重度 (A 2)	18 (1)
	中度 (B 1)	40 (4)
	軽度 (B 2)	34 (13)
精神障害者保健福祉手帳	1 級	8
	2 級	51
	3 級	17

注) 精神障害者保健福祉手帳については 18 歳未満の内数は公開されていない。

出典)「令和 5 年度神奈川県福祉統計」(神奈川県HP)

(イ) 検討事項

導入を検討する際、以下のような観点が発討事項にあたると考えられる。

A. 対象者について

既に支援事業を実施している多くの市町村では、おおむね 65 歳以上の高齢者及び一定の等級以上又は特定の障害区分の障がい者が独居の場合または世帯全員が該当する場合、戸別収集を行っている。

そのため、65 歳以上の人口及び障害者手帳保有者が属する世帯状況（世帯構成人数、住所等）の実態調査が必要と考えられる。その上で、介護保険による認定状況や、障害者手帳の等級及び障害の種別によって、対象者を決定していく。

B. 収集方法について

人口 5 万人未満の都市では、職員数や設備等が限られていることから、業者の委託や、有志による支援も必要と考えられる。

現在の職員数や設備で導入可能か、あるいは委託可能な業者等の抽出が必要と考えられる。

C. 周知方法について

対象者の多くは高齢者や障がい者になると考えられる。そのため、インターネット環境が不十分な可能性や、ネット機器の使用が困難な可能性が考えられる。

高齢者や障がい者が、どのような方法で自治体の情報を入手しているかを調査しておくことで、より効果的な周知方法を検討できると考えられる。

D. コストについて

主な支出・収入項目は表 4-17 に示したとおりである。

支援制度や収集頻度・方法等でコストが変わるため、複数の方法を検討し、各方法のコストを算出する必要があると考えられる。

E. 実証実験について

直近では、小田原市や相模原市が実証実験を行っている。事前に実証実験を行うことで、実施の課題や支援の需要を把握することが可能であると考えられる。

6) 生ごみの減量化・再資源化に向けた支援強化について

ア. 背景

足柄西部環境センターにおいて、可燃ごみのうち生ごみ（ちゅう芥類）が占める割合は令和2年度～令和6年度において 7.26～16.89%（乾燥ベース）の間で推移している。生ごみは、骨や野菜の皮等の調理時に発生する不可食部位以外に、残飯や期限切れの食品が含まれている。加えて生ごみは水分を多く含んでおり、乾燥が不十分なまま家庭から排出されているため、減量の余地が存在している。

また、生ごみは堆肥化させることで、肥料や土壌改良剤として使用することが可能である。循環型社会を形成するうえで、焼却処分だけでなく、再資源化も重要となってきた。

イ. 食品ロス削減

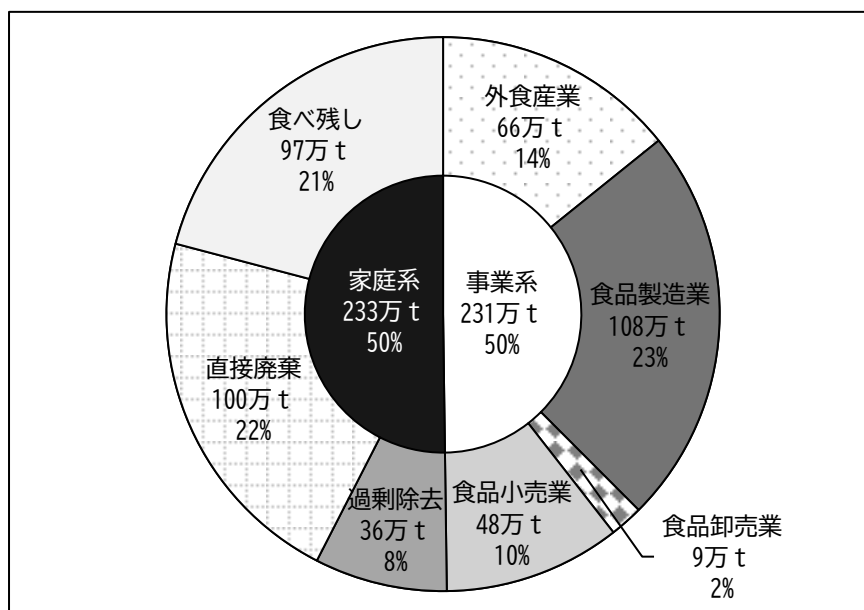
(ア) 食品ロスの現状

令和5年度における国の食品ロスの発生状況を図 4-23 に、食品ロスの発生要因と課題・対策を表 4-21 に示す。

生ごみの年間廃棄量 2,104 万 t のうち、食品ロスは 464 万 t と推計されている。そのうち家庭系食品ロスが 233 万 t、事業系食品ロスが 231 万 t であり、家庭と事業者双方の取組が必要である。

事業系では、外食産業では作りすぎ、食べ残しが食品ロスになる。製造・卸・小売業では規格外品、返品、売れ残りが食品ロスになる。家庭系では、食べ残しや未開封品の直接廃棄が家庭系の食品ロスの8割以上を占めている。

これらの食品ロスの対策として、事業者側は適量の発注・販売を行い、余剰分はフードバンクを活用すること等がある。消費者側は、状況に応じた適量の購入や調理を行い、余剰分はフードドライブを活用すること等がある。



出典)「食品ロス削減関係参考資料」(令和7年6月27日、消費者庁)

図 4-23 食品ロス発生状況（令和5年度推計）

表 4-21 発生要因と課題・対策

		主な食品ロスの発生要因	課題・対策
事業系	食品製造業	○商習慣	○商習慣の見直し ○フードバンク連携
	食品卸売業	・賞味期限の 1/3 を超えたものを入荷しない、2/3 を超えたものを販売しない ・先に入荷したものより前の賞味期限のものを入荷しない	
	食品小売業	○販売機会の損失を恐れた多量の発注	○需要に見合った販売の促進 ・小容量・ばら売りの販売 ・売り切りの工夫
		○消費者の過度な鮮度志向や賞味期限の理解不足	○フードバンク連携
			○消費者への啓発
	外食産業	○消費者の食べ残し	○注文受付時の配慮 ・小盛サービスの提供 ・食べ残しの持ち帰りの提供(消費者の自己責任) ○消費者への啓発
家庭系		○食べ残し ・作りすぎ、好みに合わない ・家族の予定や体調の把握不足	○消費者への啓発 ・買い物前の食材の在庫確認、適量の購入 ・保存の工夫・使い切り ・調理の工夫 ・体調や状況に応じた適量の準備 ・期限表示の理解 等
		○過剰除去 ・皮の剥きすぎ等	
		○直接廃棄 ・買いすぎ ・食材の在庫確認不足等による期限切れ ・好みの合わない貰い物等	
			○フードドライブ(消費期限内の食品を対象)

出典)「食品ロス削減関係参考資料」(令和 7 年 6 月 27 日、消費者庁)

(イ) 国・県による取組

「食品ロスの削減の推進に関する法律」において、10 月を「食品ロス削減月間」、10 月 30 日を「食品ロス削減の日」と定められ、ポスターの配布等が行われている。

平成 29 年から毎年 10 月 30 日に食品ロス削減全国大会が開催され、消費者を含めた関係者の連携、フードチェーン全体での認識の共有や全国的な機運の醸成を図っている。

神奈川県においては、毎年 10 月に新庁舎や各地域県政総合センターでのフードドライブの実施や、県ホームページによる啓発等を行っている。

(ウ) その他の削減に関する取組

生ごみの年間廃棄量 2,104 万 t のうち、食品ロスは 464 万 t と推計されている。そのうちの食品ロス以外の生ごみ 1,640 万 t は、不可食部位によるものと考えられる。食材の不可食部位を減らすことは難しいが、廃棄する不可食部位の重量を減少する方法がある。

不可食部位の廃棄量を減らす方法を表 4-22 に示す。

表 4-22 不可食部位の減量方法

項目	方法
調理方法の工夫	・不可食部位を水にぬらさない (野菜等は皮をむいてから洗う、三角コーナーは蛇口から離れた場所に設置する) ・皮ごと調理 (リンゴ、ニンジンなど)
水切り	・手絞り ・水切り器の使用 ・三角コーナーを乾いた状態で放置
乾燥	・生ごみ処理容器等の活用 ・天日干し
自家処理	・コンポスト等の生ごみ堆肥化容器の活用

(エ) 住民啓発**A. 国・県による取組**

「食品ロスの削減の推進に関する法律」において、10 月を「食品ロス削減月間」、10 月 30 日を「食品ロス削減の日」と定められ、ポスターの配布等が行われている。

平成 29 年から毎年 10 月 30 日に食品ロス削減全国大会が開催され、消費者を含めた関係者の連携、フードチェーン全体での認識の共有や全国的な機運の醸成を図っている。

神奈川県においては、毎年 10 月に新庁舎や各地域県政総合センターでのフードドライブの実施や、県ホームページによる啓発等を行っている。

B. 市町村における取組

本町では、町役場でのフードドライブの実施等が行われている。

他の市町村では、生ごみの減量についてホームページでの啓発や、減量方法をまとめた冊子の配布等を行っている。

ウ. 生ごみの堆肥化

(ア) 生ごみ堆肥化容器の助成金（神奈川県内）

神奈川県内の市町村において、生ごみ堆肥化容器の購入を助成している自治体は、川崎市、相模原市、鎌倉市等がある。

また、助成金の実施は行っていないが、生ごみの堆肥化方法を紹介している自治体は、横浜市、平塚市、小田原市等がある。

(イ) 家庭系生ごみ堆肥化施設の設置状況

令和5年度時点で全国の自治体により設置されている、家庭系生ごみを処理対象廃棄物とするごみ堆肥化施設は、33 施設（休止中を除く。）である。最も設置数が多い都道府県は北海道の11 施設で、次点で長野県の4 施設である。

なお、神奈川県には施設はなく、隣接する都道府県では山梨県が1 施設保有するのみであった。

(ウ) 生ごみの収集について

家庭系生ごみのごみ堆肥化施設を保有する自治体における、生ごみの収集について表 4-23 に示す。

表 4-23 生ごみの収集について

項目	状況
生ごみ単体の収集について	多くの自治体では生ごみ単体での回収を行っている。一部の自治体では一部地域のみでの回収を行ったり、地域内にバケツを設置し、住民が廃棄しに行ったり等の方法を取っている。
収集頻度	週1回～週3回。多くの自治体は週2回を採用。
使用する袋について	袋を用いる自治体が多いが、一部自治体はバケツ等を用いている。 袋の容量は3～20L程度。複数種設けている自治体と、1種類のみ自治体どちらも存在する。基本的にもえるごみより小さいサイズである。
他のごみの収集日との関係	他のごみと同日の自治体が多いが、生ごみ単体での回収を設定している自治体もある。
生ごみ処理容器の助成金の実施について	助成金を実施している自治体も、実施していない自治体もある。
注意事項	・生ごみ以外の水切りネット等の混入は原則禁止 ・機械の破損に繋がるため、貝殻や魚の骨等の硬い物、大きい物は禁止している自治体が多い。一方、剪定枝等も処理している自治体では貝殻や魚の骨等も回収しているところが多い。

エ. 検討

(ア) 生ごみ堆肥化容器の助成金

本町が行う生ごみ処理容器等の助成金には、生ごみの堆肥化容器も対象としているため、継続的な助成は有効であると考えられる。

(イ) 事業系ごみの堆肥化

現在、同じ組合圏域内の開成町では町立学校の給食の残飯を堆肥化している。対象の学校は、開成幼稚園（133 人）、開成小学校（462 人）、開成南小学校（670 人）、文命中学校（535 人）であり、生徒数が多く堆肥化による減量効果は十分にあると考えられる。

(ウ) 堆肥化施設の建設

新可燃ごみ処理施設は、生ごみを含む可燃ごみの将来的な排出量から施設規模を決定している。また、生ごみを堆肥化するためには、生ごみ専用での回収が必要となり、コストが増大する可能性がある。そのため、現時点での堆肥化施設用の建設は不要と考える。

7) 違反ごみ対策の強化（分別の徹底）について

ア. 背景

循環型社会形成のためには、ごみの分別が必要不可欠である。また、排出されたごみのなかに可燃性のものが含まれている場合、作業員の安全やごみ収集車両、ごみ処理施設の稼働に支障が生じる。ごみ処理施設の稼働が停止した場合、地域のごみ収集も停止したり、ごみ処理施設の修理のための多額の予算により地域経済が圧迫されたりと、地域住民の生活上の問題にも発展する。

不法投棄等の不適切な排出は、環境汚染や景観の悪化、地域の治安の悪化等の問題もはらんでおり、適切なごみ排出が地域の環境をより良くしていくことに繋がっている。

イ. 不適切なごみ出しによる問題

(ア) 車両・施設火災

近年、塵芥車やごみ処理施設の火災が社会問題として大きく取り上げられている。原因として多いのは、リチウムイオン蓄電池やスプレー缶等がある。これらが分別されずにもえるごみとして排出され、塵芥車の回転板やごみ施設での破砕時に発火し、火災につながる事例が散見されている。特に携帯や充電式の小型家電の普及に伴い、リチウムイオン蓄電池による火災が増加している。

要因としては、排出先が少ない又は遠いことによる分別への心理的ハードルの高さと、適切な排出方法の周知が不十分なことが原因と考えられる。

(イ) 不燃物の混入

足柄西部環境センターでは、もえるごみの中にもえないごみが混入していることにより、焼却が停止し、異物の除去が必要になる事例が発生している。停止による焼却に遅れのほか、機械の破損による部品の交換も必要となり、余分なコストがかかることとなる。

(ウ) 作業員の負傷

割れたガラスや家庭用医療廃棄物（使用済み注射針・注射器等）が直接袋に捨てられていることにより、収集時に作業員が負傷したり、感染症を引き起こしたりする可能性がある。これらの鋭利なごみは、新聞紙等で包み、張り紙等の明示が必要となる。

(エ) 不適切な利用による環境汚染等

河川敷等でレジャー活動を行った後、使用した器具等を持ち帰らずに不法投棄する利用者がいる。また本町は町域が広く、森林が占める面積が大きいため、不法投棄を行いやすい環境である。そのため、不法投棄が頻発し、投棄されたごみによる環境汚染や景観の悪化、環境維持に係るコストが増大する。

ウ. 違反ごみ対策

(ア) 実施中の取組

現在本町では各地域のごみ集積所の町民によるパトロールや、県との共同のパトロール、自治体による管理を行っている。また、看板等による啓発や、監視カメラの設置を行い、不法投棄防止に努めている。

分別方法についてはホームページや町の広報誌で啓発・周知を行っている。

(イ) 他自治体の取組

他の市町村においても、地域住民によるパトロールや管理、監視カメラの設置等が実施されている。

他に取組としては以下のようなものがある。

A. ごみ集積所に囲いの設置

ごみ集積所を金網で囲うことで、車両からのごみの投げ捨てや、カラス等によるごみの飛散を防止できる。

B. 違反ごみ排出者への指導

悪質及び回収されない違反ごみについては開封し、排出者を特定後、個別に注意・指導を行う。

C. 資源回収ステーション設置（神戸市）

地域福祉センター等の公共施設の一部や、改築した空き家等を資源回収ステーション（エコノバ）として開放している。品目はステーション毎に異なるが、ペットボトル、トレイ、歯ブラシ、豆腐容器等のプラスチックごみを品目ごとに回収するボックスを設け、施設の開館時間は地域住民が持ち込める仕組みとなっている。一部施設はコーヒーマシーンや休憩スペースも提供し、地域住民の交流の場としても機能している。

D. ナッジ理論の活用（堺市）

面倒ごとを避けたり、他人と同じ行動を取ろうとしたりする人間心理を利用したペットボトル用のごみ箱が設置されている。堺市役所に設置されたペットボトル用のごみ箱は、かご状で中身が見える構造になっている。そのためラベルとキャップが剥がされた中身が見えるため、ペットボトルを捨てる際に自然と分別を行うよう意識させる仕組みである。

8) 新たな技術の活用について

ア. 背景

近年、A I の進化は目覚ましく、あらゆる分野において活用されている。ごみ処理分野においても例外ではなく、A I を用いた省力化・効率化が図られている。

イ. A I の活用事例

日本における活用事例を表 4-24 に示す。

現時点では一般廃棄物処理業界においては、A I の活用は微々たるものである。一方、産業廃棄物処理業界においては、収集運搬及び選別の分野で活用が進んでいる。

表 4-24 A I の活用事例

項目		内容	導入実績
一般 廃棄物	チャットボット	ホームページやアプリ等で、ごみ出しについて会話形式で検索可能。	三鷹市、横浜市等多数の自治体
	選別の自動化	資源化施設における資源ごみの選別を自動化する。	青森市(瓶) 横浜市(缶・瓶・ペットボトル：実証実験)
産業 廃棄物	収集運搬の最適化	A I が最適な収集コースの算出を行う。	運用中。さらに高度なものは実証段階
		遠隔監視により、一定以上の廃棄物がたまった場合、回収業者に通達がいく。	実証段階
	選別・リサイクルの高度化	資源ごみの選別の自動化(最大 50 品目が対象)。	運用中
		リチウムイオン電池の破碎による火災発生防止のための、火花検知システム。	運用中

出典)「産業廃棄物処理における AI・IoT 等の導入事例集」(令和 3 年 3 月、環境省)

ウ. 検討

現在、一般廃棄物処理施設及び関連設備において、A I の活用は進んでいるとはいえない状況である。実証実験を行う際には、A I に関する技術を有した企業との連携が必要となる。また、足柄西部環境センターは老朽化が進んでおり、新規の設備等の導入は現実的でないため、現在の施設に設備ロボット等の新規の設備の導入は不要であると考えられる。

一方、もえるごみは足柄上地区新可燃ごみ処理施設が新設され、町内のもえるごみは新施設へ収集される。その際、現在産業廃棄物処理分野において導入されている収集ルート最適化は、新規のシステムの導入のみで行うことができ、かつ長期的に活用することができると考えられる。

(7) ごみ処理施設の整備に関する事項

1) 環境保全目標の設定

足柄西部清掃組合及び山北町が管理する中間施設について、適用される法律（大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法）から設定した環境保全目標を遵守する。

外部委託している最終処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、年1回、委託先及び処分場を訪問し、現地において適切な処分が行われていることの確認を行う。

2) 長寿命化計画

既存の中間処理施設について、足柄西部環境センターの焼却施設は新可燃ごみ処理施設の稼働まで適正に稼働するよう適切な維持管理を行う。

足柄西部環境センターの粗大ごみ等の破砕・分別機能は、今後の稼働期間については検討中だが、稼働期間に適した維持管理を行う。

(8) 地球温暖化防止への配慮

1) 背景

18 世紀の半ばに起こった産業革命は、社会の発展に大きく貢献した。一方で、化石燃料の大量消費や森林伐採等により、大気中の温室効果ガス濃度は急激に上昇し、産業革命前より世界の平均気温は 1℃以上上昇した。こうした気候変動は食糧生産や人間の健康、生態系への大きなリスクとなる。

平成 9 年に先進国への削減義務を課す「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」（平成 17 年 1 月 20 日条約第 1 号）が採択され、その後、平成 27 年にはすべての国に削減義務を課す「パリ協定」（平成 28 年 11 月 14 日条約第 16 号）が採択された。これを受け、国は令和 2 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを表明した。

あらゆる分野において温室効果ガス排出量の削減は喫緊の課題であり、廃棄物処理分野においても例外ではない。

2) 削減における配慮事項

廃棄物分野における配慮事項を表 4-25 に示す。

表 4-25 廃棄物分野における配慮事項

配慮事項	内容・方法
廃棄物処理量の減量	廃棄物焼却の際は、CO ₂ 及び N ₂ O が排出されるため、廃棄物処理量を減量することで、焼却時に放出される温室効果ガスが減少する。
プラスチックの分別	廃棄物分野における CO ₂ 排出量の約半分をプラスチックが占めているため、プラスチックの焼却量を減少することで、焼却時に放出される温室効果ガスが減少する。
廃棄物発電の導入	廃棄物を焼却する際の熱エネルギーを電気に変換することにより、発電所による電力生産の一部を代替する。
EV ごみ収集車の導入	ガソリン車より CO ₂ 排出量の小さい収集車を採用することにより、ごみ収集運搬業務における CO ₂ 排出量が減少する。
最短収集ルート の算出	ごみ収集運搬時の走行距離を削減することで、CO ₂ 排出量が減少する。

出典)「廃棄物分野における地球温暖化対策について」(令和 6 年 9 月、環境省)、
「5. 廃棄物分野 | 温室効果ガス排出・吸収量算定方法の詳細情報」(環境省 H P)

(空白)

資料編

1. 町の計画

資表 1-1 山北町第 6 次総合計画の概要

1. 策定年月	令和 6 年 3 月																
2. 計画期間	前期：令和 6 年度～令和 10 年度（5 年間）																
3. 将来像	みんなでつくる ころ豊かに暮らせるまち やまきた																
4. 目標人口	（令和 15 年度）8,100 人																
5. 重点プロジェクト	関係人口・定住人口拡大プロジェクト（やまきたチャレンジ） 魅力向上プロジェクト（やまきた版 Well Being）																
6. 前期基本計画	生活環境分野 (1) 廃棄物処理 【基本方針】 山北町から排出されるすべての一般廃棄物について、ごみの分別収集や減量化、再資源化など適正処理を行うとともに、1 市 5 町によるごみ処理の広域化を図りながら、資源循環型社会づくりを進めます。 【施策と事業】 ①分別収集の推進 - 山北町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づいた分別収集の実施 - 町民や民間事業所へのリサイクルの普及啓発・活動支援 - ごみの減量化と生ごみの堆肥化等を進めるため、家庭用コンポストや生ごみ処理機設置への助成 - 各種団体による資源回収活動への助成 - 町民・事業者・行政の協働による、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 - 使用済みプラスチック製品等の分別収集の検討 ②ごみ処理広域化の推進 - ごみ処理の広域化計画に基づき近隣市町と連携して資源循環型処理施設の整備を検討 <table border="1"> <caption>指標</caption> <thead> <tr> <th>項目</th><th>実績値(令和 4 年度)</th><th>目標値(令和 10 年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リサイクルの向上</td><td>18.2%</td><td>30.0%</td></tr> <tr> <td>廃棄物の排出数量</td><td>3,426 t</td><td>3,000 t</td></tr> </tbody> </table> (2) 環境衛生 【基本方針】 町民の住み良いまちづくりのため、不法投棄の防止や有害虫への対策、ペットの飼主の責任感及びマナー向上対策などの環境衛生活動を進めます。 また、公害の未然防止に努めるとともに、環境学習や環境問題に対する啓発活動を推進し、快適な環境づくりを進めます。 【施策と事業】 ①不法投棄の防止 - 神奈川県との不法投棄防止合同パトロールの実施 - 森林と清流を保全する不法投棄防止の啓発活動を実施するなど、不法投棄を抑制する環境づくりの推進 - 豊かな自然環境を守るため、関係機関と連携したクリーンキャンペーンや啓発活動の実施 <table border="1"> <caption>指標</caption> <thead> <tr> <th>項目</th><th>実績値(令和 4 年度)</th><th>目標値(令和 10 年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不法投棄防止パトロールの実施回数</td><td>3 回/月</td><td>6 回/月</td></tr> </tbody> </table>		項目	実績値(令和 4 年度)	目標値(令和 10 年度)	リサイクルの向上	18.2%	30.0%	廃棄物の排出数量	3,426 t	3,000 t	項目	実績値(令和 4 年度)	目標値(令和 10 年度)	不法投棄防止パトロールの実施回数	3 回/月	6 回/月
項目	実績値(令和 4 年度)	目標値(令和 10 年度)															
リサイクルの向上	18.2%	30.0%															
廃棄物の排出数量	3,426 t	3,000 t															
項目	実績値(令和 4 年度)	目標値(令和 10 年度)															
不法投棄防止パトロールの実施回数	3 回/月	6 回/月															

出典)「山北町第 6 次総合計画 基本構想・前期基本計画」(令和 6 年 3 月、山北町)

資表 1-2 山北第3次環境基本計画の概要

1. 策定年月	令和7年3月		
2. 計画期間	令和7年度～令和16年度（10年間）		
3. 目指す環境像	自然と人が共に生きるまち		
4. 行動指針	楽しみながら一人ひとりが動き出す		
5. 目標と施策	資源循環への対応		
	(1)循環型社会への移行促進		
	【方針】		
	・3Rの推進		
	【施策】		
	・家庭ごみ・事業ごみの減量化とリサイクルによる再資源化を推進する		
	・市内の省資源化を推進する		
	・事務用品等の再利用を推進する		
	・食品ロスの削減を推進		
	指標		
項目	実績値	目標値	
リサイクル率の向上	18.2%	30.0%	
1人1日当たりの家庭ごみ排出量 （可燃ごみ）	605g/人・日	440g/人・日	
廃棄物の排出数量	3,426t	3,000t	
都市・生活環境への対応			
(1)快適な生活環境の維持			
【方針】			
・美化の推進			
【計画（詳細施策）】			
①広域連携の推進			
・観光ごみ等の適切な処分を促進する			
・町内での清掃活動や不法投棄対策を推進する			
・みんなでごみ・不法投棄物を回収する仕組みを検討する			

出典)「山北町第3次環境基本計画」(令和7年3月、山北町)

2. ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) 計画収集人口の将来予測

1) 予測方法

計画収集人口の予測は、「足柄上地区循環型社会形成推進地域計画」（令和6年11月改訂、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、足柄東部清掃組合、足柄西部清掃組合、足柄上衛生組合。以下、「地域計画」という。）との整合性を図るため、地域計画の予測結果を基に推計する。

なお、地域計画の令和6年度における予測値と、令和6年度の人口の実績値は合致しないため、地域計画と同様の値を予測結果として使用すると実態と乖離する可能性が考えられる。そのため、地域計画の令和7年度以降の人口の変化を令和6年度実績にあてはめることで、計画収集人口を算出した。

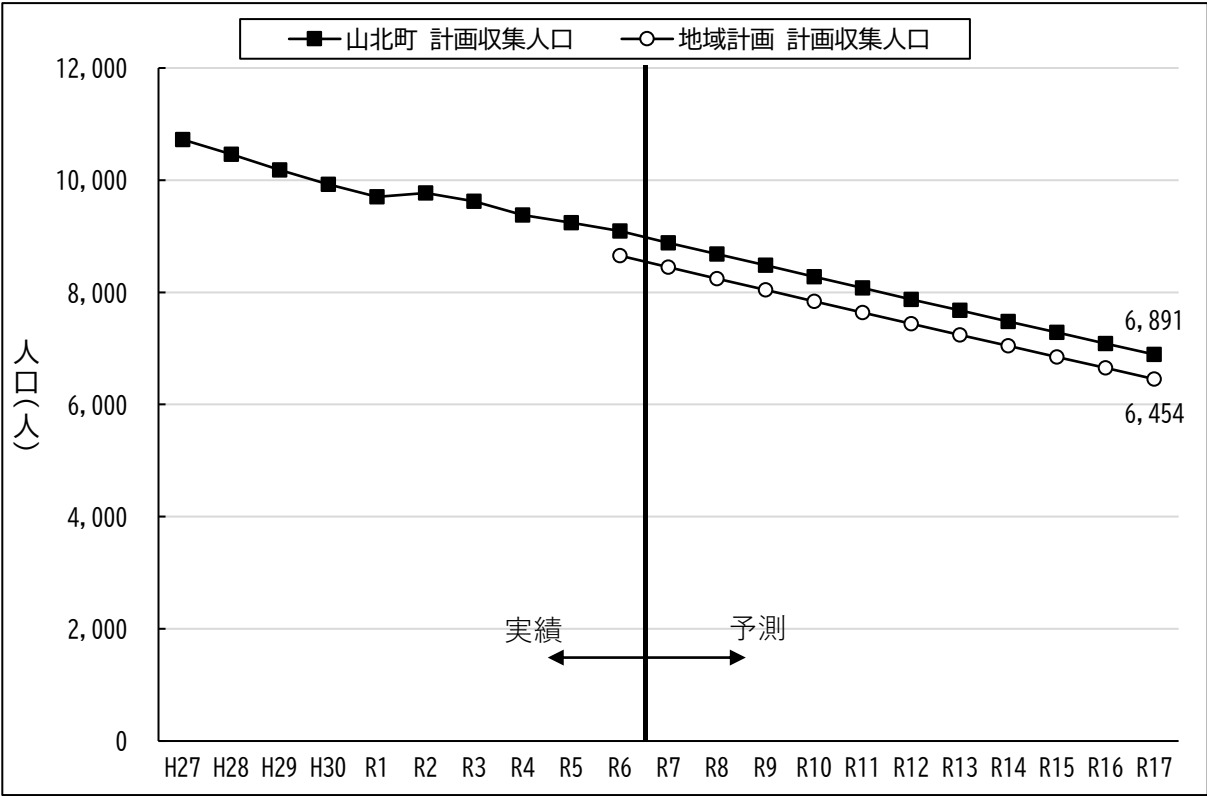
2) 予測結果

山北町の計画収集人口の将来予測結果を資表 2-1 及び資図 2-1 に示す。

資表 2-1 計画収集人口の将来予測結果

単位：人

年度	実績	予測値	地域計画
H27	10,723		
H28	10,458		
H29	10,182		
H30	9,923		
R1	9,702		
R2	9,773		
R3	9,620		
R4	9,377		
R5	9,241		
R6	9,093		8,656
R7		8,884	8,447
R8		8,682	8,245
R9		8,480	8,043
R10		8,278	7,841
R11		8,076	7,639
R12		7,874	7,437
R13		7,677	7,240
R14		7,481	7,044
R15		7,284	6,847
R16		7,088	6,651
R17		6,891	6,454



資図 2-1 計画収集人口の将来予測結果

(2) ごみ量の将来推計

1) 予測方法

ごみ量の予測は、人口と同様に地域計画の予測結果を基に推計する。

なお、地域計画の令和6年度における予測値と、令和6年度のごみ量の実績値は合致しないため、地域計画と同様の値を予測結果として使用すると実態と乖離する可能性が考えられる。そのため、地域計画の令和7年度以降のごみ量の変化を令和6年度実績にあてはめることで、ごみ量を算出した。

また、将来ごみ量を予測する場合、家庭系ごみは1人1日当たり排出するごみ量（g/人・日、原単位）とし、事業系ごみでは、年間排出量（t/年）を用いて予測する。

2) 予測結果

ア. 家庭系ごみ量原単位の将来予測

(ア) もえるごみ

山北町の家庭系もえるごみ原単位の将来予測結果を資表 2-2 及び資図 2-2 に示す。

(イ) もえないごみ

山北町の家庭系もえないごみ原単位の将来予測結果を資表 2-3 及び資図 2-3 に示す。

(ウ) 資源ごみ

山北町の家庭系資源ごみ原単位の将来予測結果を資表 2-4 及び資図 2-4 に示す。

(エ) 有害ごみ

山北町の家庭系有害ごみ原単位の将来予測結果を資表 2-5 及び資図 2-5 に示す。

(オ) 粗大ごみ

山北町の家庭系粗大ごみ原単位の将来予測結果を資表 2-6 及び資図 2-6 に示す。

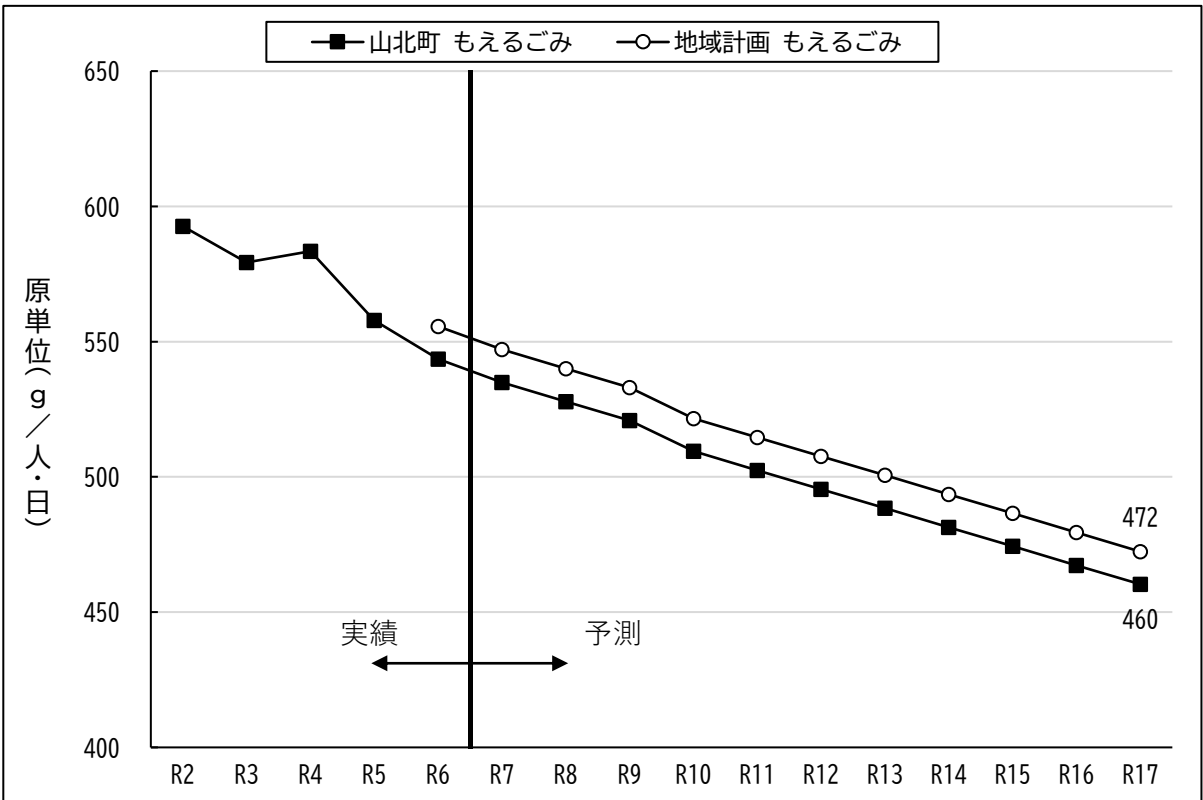
(カ) 資源集団回収

山北町の資源集団回収原単位の将来予測結果を資表 2-7 及び資図 2-7 に示す。

資表 2-2 もえるごみ原単位の将来予測結果

単位：g／人・日

年度	実績	予測値	地域計画
R2	593		
R3	579		
R4	583		
R5	558		
R6	544		556
R7		535	547
R8		528	540
R9		521	533
R10		509	522
R11		502	515
R12		495	508
R13		488	501
R14		481	494
R15		474	487
R16		467	479
R17		460	472

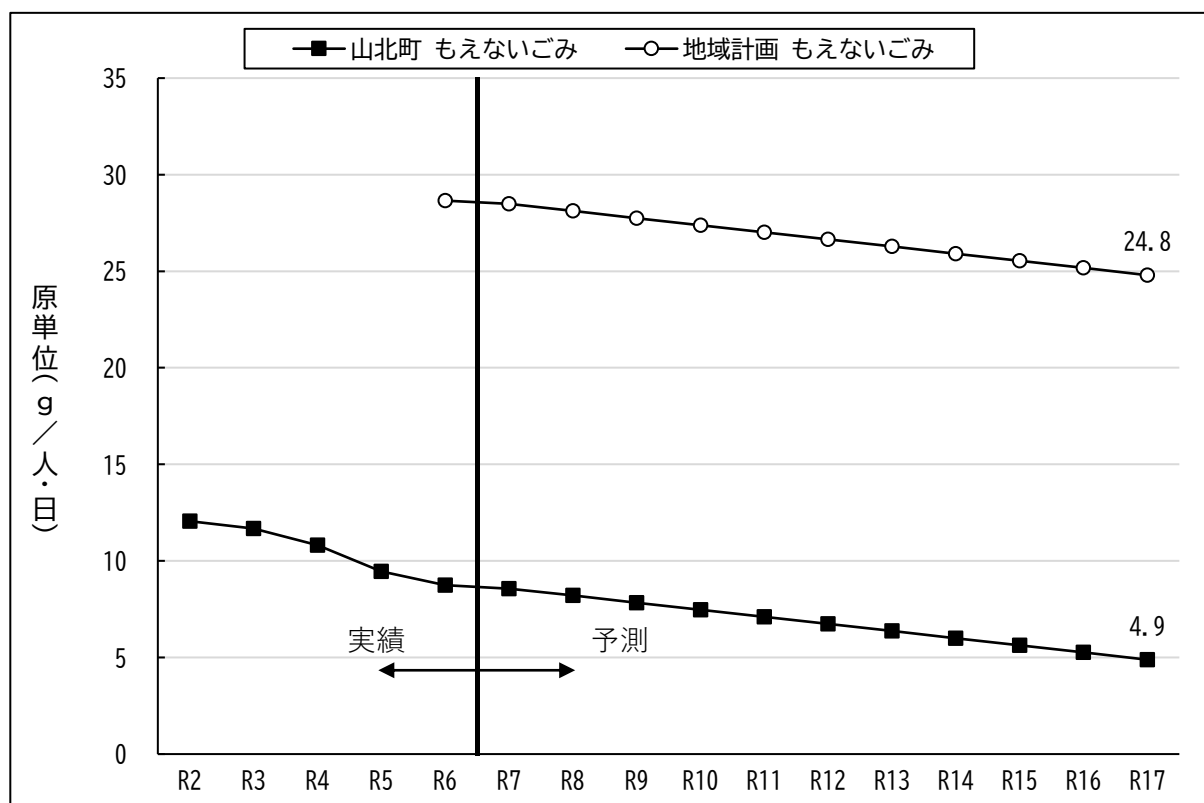


資図 2-2 もえるごみ原単位の将来予測結果

資表 2-3 もえないごみ原単位の将来予測結果

単位：g/人・日

年度	実績	予測値	地域計画
R2	12.1		
R3	11.7		
R4	10.8		
R5	9.5		
R6	8.7		28.7
R7		8.6	28.5
R8		8.2	28.1
R9		7.8	27.8
R10		7.5	27.4
R11		7.1	27.0
R12		6.7	26.7
R13		6.4	26.3
R14		6.0	25.9
R15		5.6	25.5
R16		5.3	25.2
R17		4.9	24.8

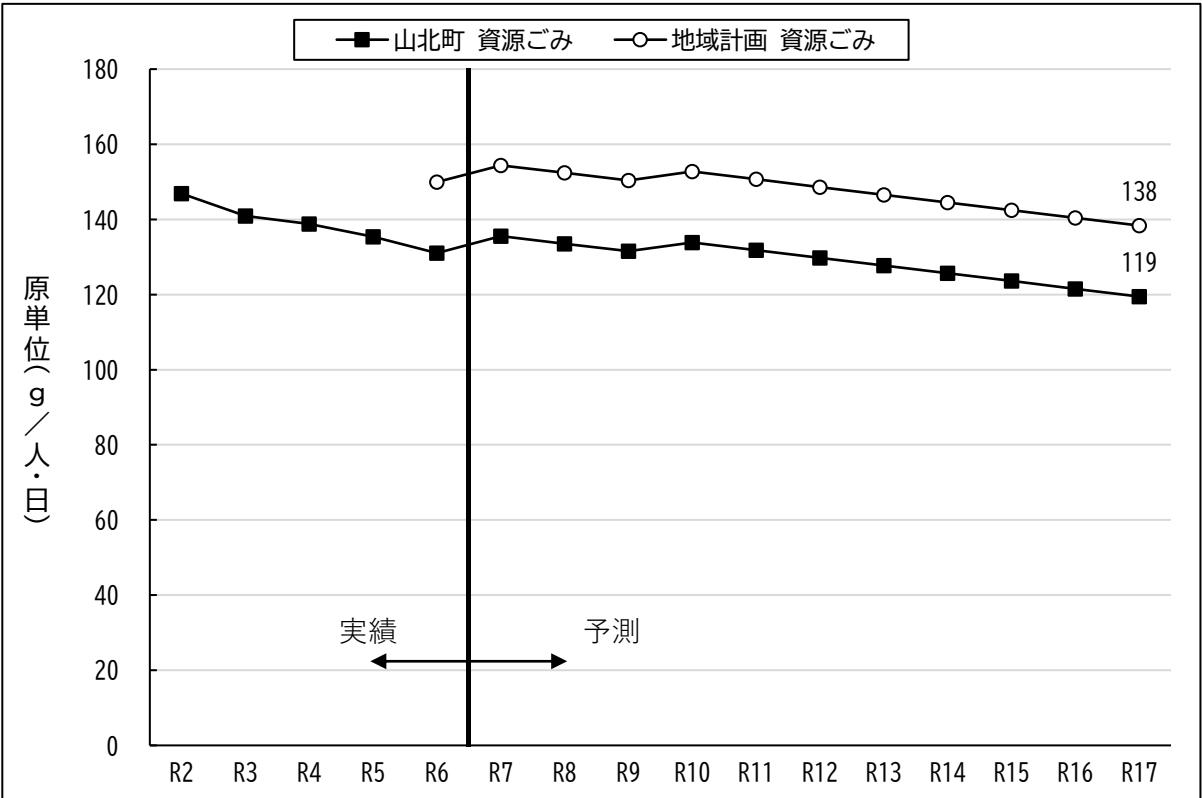


資図 2-3 もえないごみ原単位の将来予測結果

資表 2-4 資源ごみ原単位の将来予測結果

単位：g／人・日

年度	実績	予測値	地域計画
R2	147		
R3	141		
R4	139		
R5	135		
R6	131		150
R7		136	154
R8		134	152
R9		132	150
R10		134	153
R11		132	151
R12		130	149
R13		128	147
R14		126	145
R15		124	142
R16		122	140
R17		119	138

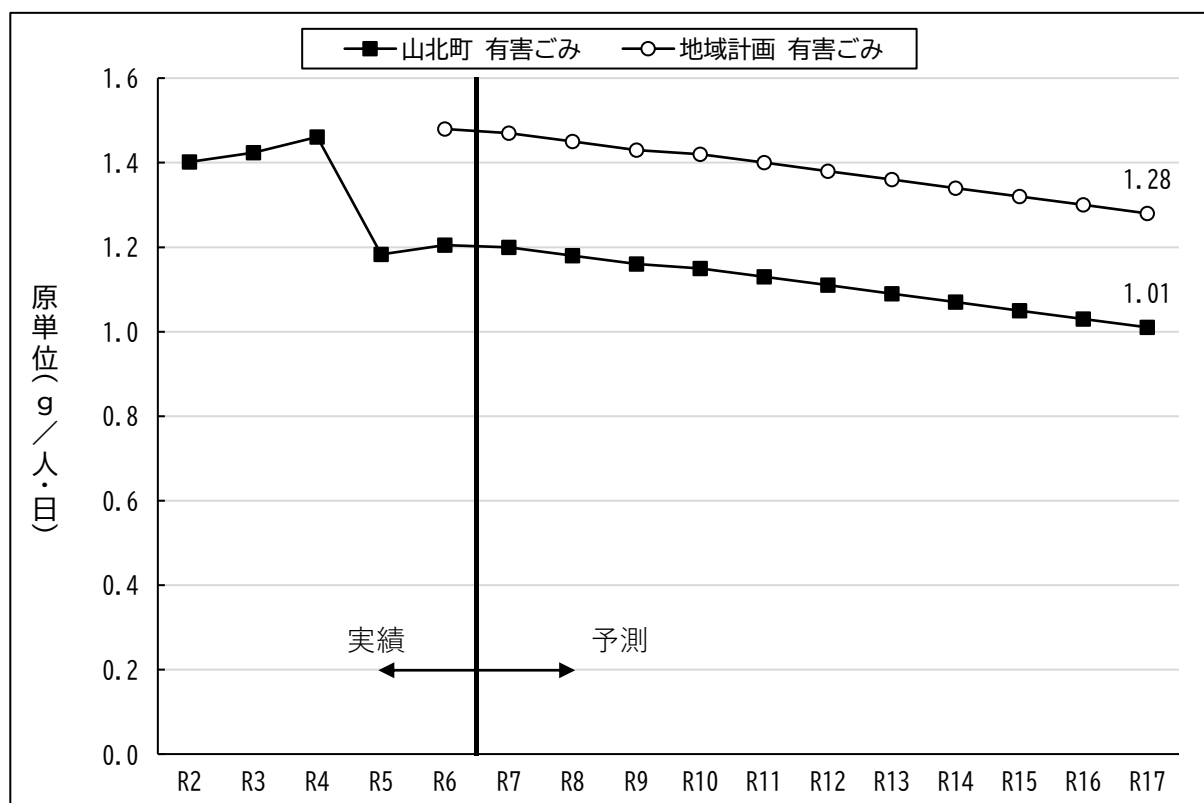


資図 2-4 資源ごみ原単位の将来予測結果

資表 2-5 有害ごみ原単位の将来予測結果

単位：g/人・日

年度	実績	予測値	地域計画
R2	1.40		
R3	1.42		
R4	1.46		
R5	1.18		
R6	1.21		1.48
R7		1.20	1.47
R8		1.18	1.45
R9		1.16	1.43
R10		1.15	1.42
R11		1.13	1.40
R12		1.11	1.38
R13		1.09	1.36
R14		1.07	1.34
R15		1.05	1.32
R16		1.03	1.30
R17		1.01	1.28

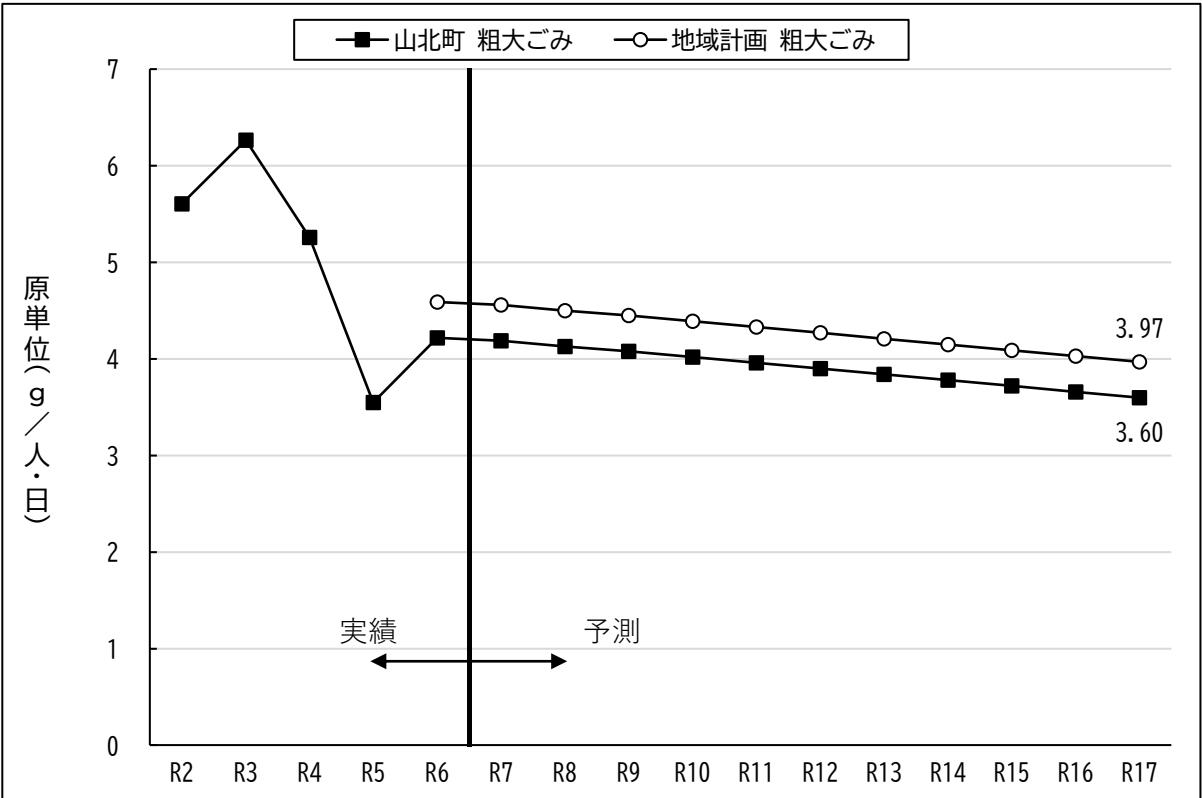


資図 2-5 有害ごみ原単位の将来予測結果

資表 2-6 粗大ごみ原単位の将来予測結果

単位：g／人・日

年度	実績	予測値	地域計画
R2	5.61		
R3	6.27		
R4	5.26		
R5	3.55		
R6	4.22		4.59
R7		4.19	4.56
R8		4.13	4.50
R9		4.08	4.45
R10		4.02	4.39
R11		3.96	4.33
R12		3.90	4.27
R13		3.84	4.21
R14		3.78	4.15
R15		3.72	4.09
R16		3.66	4.03
R17		3.60	3.97

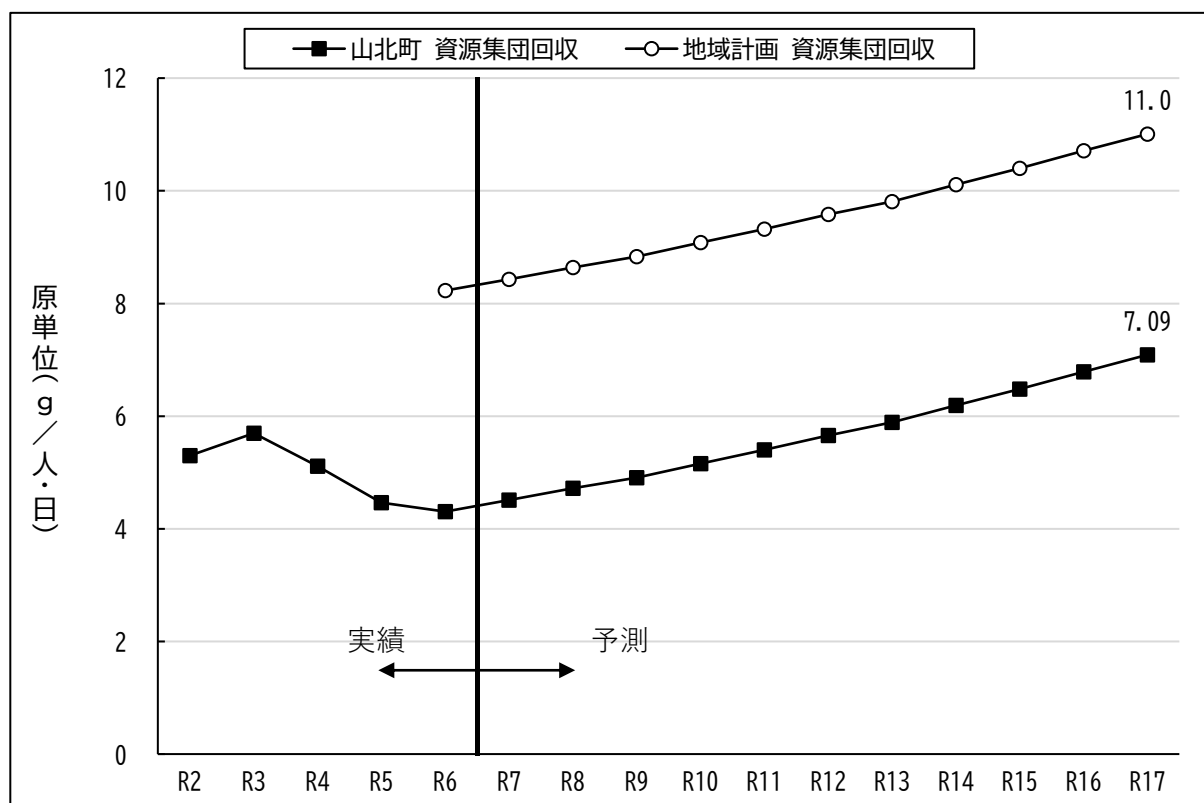


資図 2-6 粗大ごみ原単位の将来予測結果

資表 2-7 資源集団回収原単位の将来予測結果

単位：g/人・日

年度	実績	予測値	地域計画
R2	5.30		
R3	5.70		
R4	5.11		
R5	4.46		
R6	4.31		8.2
R7		4.51	8.4
R8		4.72	8.6
R9		4.91	8.8
R10		5.16	9.1
R11		5.40	9.3
R12		5.66	9.6
R13		5.89	9.8
R14		6.19	10.1
R15		6.48	10.4
R16		6.79	10.7
R17		7.09	11.0



資図 2-7 資源集団回収原単位の将来予測結果

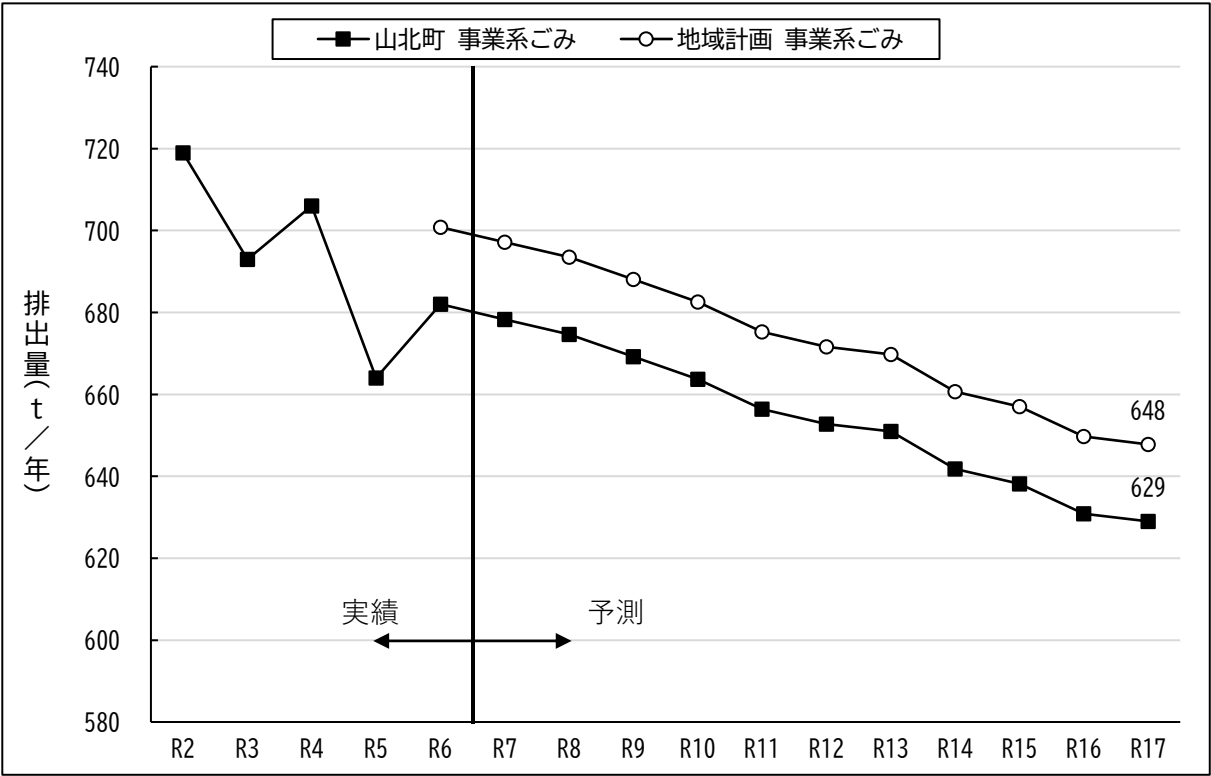
イ. 事業系ごみ年間日平均排出量の将来予測

山北町の事業系ごみ年間日平均排出量の将来予測結果を資表 2-8 及び資図 2-8 に示す。

資表 2-8 事業系ごみの将来予測結果

単位：t/年

年度	実績	予測値	地域計画
R2	719		
R3	693		
R4	706		
R5	664		
R6	682		701
R7		678	697
R8		675	693
R9		669	688
R10		664	683
R11		656	675
R12		653	672
R13		651	670
R14		642	661
R15		638	657
R16		631	650
R17		629	648



資図 2-8 事業系ごみの将来予測結果

(3) 計画収集人口・ごみ量の将来予測のまとめ

山北町の計画収集人口・ごみ量の将来予測のまとめを資図 2-9 及び資表 2-9 に示す。

1) 計画収集人口

「2. ごみの発生量及び処理量の見込み、(1) 計画収集人口の将来予測、2) 予測結果」で予測した値を示した。

2) 家庭系ごみ原単位

「2. ごみの発生量及び処理量の見込み、(2) ごみ量の将来推計、2) 予測結果、ア. 家庭系ごみ量原単位の将来予測」で予測した値を用いた。

3) 事業系ごみ年間日平均排出量

「2. ごみの発生量及び処理量の見込み、(2) ごみ量の将来推計、2) 予測結果、イ. 事業系ごみ年間日平均排出量の将来予測」で予測した値を用いた。

4) 中間処理（ごみ焼却処理施設）

令和 2 年度～令和 6 年度の過去 5 年間の、焼却灰及び焼鉄の排出割合の平均値から求めた。

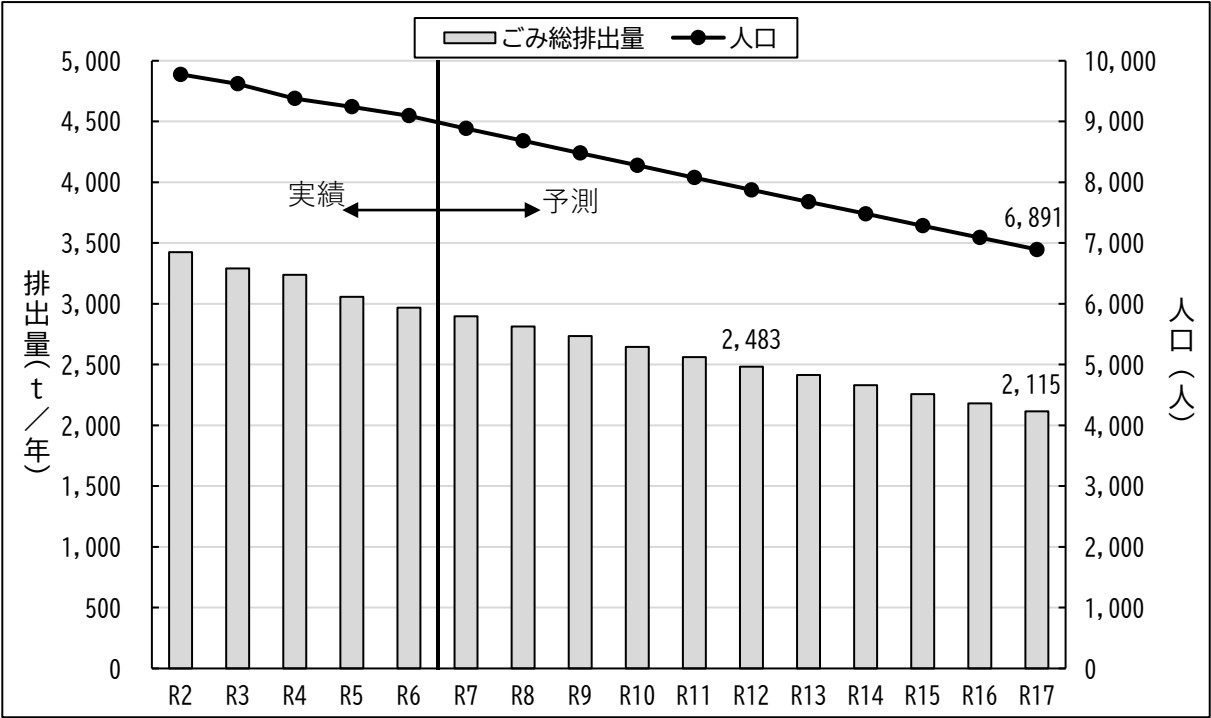
5) 資源化処理（粗大ごみ処理施設）

令和 2 年度～令和 6 年度の過去 5 年間の、破碎屑、資源化及び破碎後可燃物の排出割合の平均値から求めた

6) 最終処分

上記で求めた焼却灰破碎屑の合計量で求めた。なお、焼却灰は新可燃ごみ処理施設稼働後は全量資源化の計画のため、令和 12 年度以降は破碎屑のみ埋め立て処分とした。

2. ごみの発生量及び処理量の見込み
2 - (3) - 6)



資図 2-9 計画収集人口・ごみ量将来推計

(空白)

2. ごみの発生量及び処理量の見込み

2 - (3) - 6)

資表 2-9 計画収集人口・ごみ量将来推計

区分	項目	算出式	備考	区分 年度 単位	実績			
					R2	R3	R4	R5
基礎データ	① 計画収集人口	計画収集人口予測結果		人	9,773	9,620	9,377	9,241
	② 資源集団回収原単位	R2～R6の実績平均値で継続		g/人・日	5.30	5.70	5.11	4.46
	③ 家庭系ごみ原単位	Σ(⑨1～⑨5)			759	740	740	708
	③1 もえるごみ原単位	家庭系もえるごみ原単位予測結果		g/人・日	593	579	583	558
	③2 もえないごみ原単位	家庭系もえないごみ原単位予測結果			12.1	11.7	10.8	9.5
	③3 資源ごみ原単位	家庭系資源ごみ原単位予測結果			147	141	139	135
	③4 有害ごみ原単位	家庭系有害ごみ原単位予測結果			1.40	1.42	1.46	1.18
	③5 粗大ごみ原単位	家庭系粗大ごみ原単位予測結果			5.61	6.27	5.26	3.55
	④ 事業系ごみ年間日平均量	⑩/⑤			2	2	2	2
	④1 もえるごみ	④-Σ(④2～④4)		t/日	2	2	2	2
	④2 もえないごみ	⑩2/⑤			0	0	0	0
	④3 資源ごみ	⑩3/⑤			0	0	0	0
	④4 その他	⑩4/⑤			0	0	0	0
	⑤ 年間日数	—		日	365	365	365	366

区分	項目	算出式	備考	区分 年度 単位	実績			
					R2	R3	R4	R5
発生ごみ・排出ごみ（家庭系ごみ・事業系ごみ）	⑥ 総排出量(集団回収含む)	⑦+⑧		t/年	3,444	3,310	3,256	3,072
	⑦ 資源集団回収	(②×①×⑤)/1,000,000		t/年	19	20	18	15
	⑧ 総排出量(集団回収除く)	⑨+⑩		t/年	3,425	3,290	3,238	3,057
	⑨ 家庭系ごみ	(③×①×⑤)/1,000,000			2,706	2,597	2,532	2,393
	⑨1 もえるごみ	(③1×①×⑤)/1,000,000		t/年	2,114	2,034	1,997	1,887
	⑨2 もえないごみ	(③2×①×⑤)/1,000,000			43	41	37	32
	⑨3 資源ごみ	(③3×①×⑤)/1,000,000			524	495	475	458
	⑨31 新聞・雑誌・書籍	⑨3×5年平均	5年平均 37.7%		222	203	170	162
	⑨32 段ボール	⑨3×5年平均	5年平均 18.7%		102	97	84	83
	⑨33 紙類容器包装	⑨3×5年平均	5年平均 3.7%		1	1	30	28
	⑨34 古着	⑨3×5年平均	5年平均 4.8%		27	24	22	21
	⑨35 牛乳パック	⑨3×5年平均	5年平均 0.3%		2	2	1	1
	⑨36 ビン類	⑨3×5年平均	5年平均 11.8%		60	57	56	55
	⑨371 無色	⑨36×5年平均	5年平均 41.3%		24	23	24	23
	⑨372 茶色	⑨36×5年平均	5年平均 41.8%		30	29	19	20
	⑨373 その他	⑨36×5年平均	5年平均 16.9%		6	5	13	12
	⑨38 プラスチック製容器包装	⑨3×5年平均	5年平均 14.4%		69	73	70	67
	⑨39 ペットボトル	⑨3×5年平均	5年平均 7.3%		35	33	35	35
	⑨40 食品トレイ・発泡スチロール	⑨3×5年平均	5年平均 1.3%		6	5	7	6
	⑨4 有害ごみ	(③4×①×⑤)/1,000,000			5	5	5	4
	⑨5 粗大ごみ	(③5×①×⑤)/1,000,000			20	22	18	12
	⑩ 事業系ごみ	事業系ごみ予測結果			719	693	706	664
	⑩1 もえるごみ	⑩-Σ(⑩2～⑩4)	5年平均 98.7%	t/年	709	684	697	655
	⑩2 もえないごみ	⑩×5年平均	5年平均 0.6%		5	6	4	3
	⑩3 資源ごみ	⑩×5年平均	5年平均 0.4%		2	3	4	2
	⑩4 その他	⑩×5年平均	5年平均 0.3%		3	0	1	4

区分	項目	算出式	備考	区分 年度 単位	実績			
					R2	R3	R4	R5
中間処理・最終処分	⑪ 中間処理ごみ	⑪1+⑪2		t/年	2,903	2,802	2,766	2,606
	⑪1 ごみ焼却施設	⑫			2,848	2,749	2,719	2,566
	⑪2 粗大ごみ焼却施設	⑬			55	53	47	41
	⑫ ごみ焼却施設	⑫1		t/年	2,848	2,749	2,719	2,566
	⑫1 焼却処理量	⑫11+⑫12			2,848	2,749	2,719	2,566
	⑫11 もえるごみ	⑨1+⑩1			2,834	2,735	2,706	2,555
	⑫12 破碎後可燃物	⑬43			14	14	12	10
	⑫2 焼却残渣	⑫21+⑫22			241	290	297	265
	⑫21 焼却灰	⑫×5年平均	5年平均 9.9%		234	284	290	260
	⑫22 焼鉄	⑫×5年平均	5年平均 0.2%		7	6	6	6
	⑬ 粗大ごみ処理施設	Σ(⑬1～⑬3)		t/年	55	53	47	41
	⑬1 もえないごみ	⑨2+⑩2			48	47	41	35
	⑬2 粗大ごみ	⑨5+⑩4			23	22	19	16
	⑬3 焼鉄	⑫22			7	6	6	6
	⑬4 粗大ごみ処理内訳	⑬			55	53	47	41
	⑬41 破碎屑	⑬4-⑬42-⑬43	5年平均 31.0%		14	13	12	10
	⑬42 資源化	⑬×5年平均	5年平均 48.7%		27	26	23	20
	⑬43 破碎後可燃物	(⑬1+⑬2)×5年平均	5年平均 20.3%		14	14	12	10
	⑭ 最終処分ごみ	⑭1+⑭2		t/年	247	297	302	270
	⑭1 焼却灰	⑫21			234	284	290	260
	⑭2 破碎屑	⑬41			14	13	12	10
資源化	⑮ 資源化物	Σ(⑮1～⑮4)		t/年	572	544	520	495
	⑮1 資源集団回収	⑦			19	20	18	15
	⑮2 家庭系資源ごみ	⑨3			524	495	475	458
	⑮3 事業系資源ごみ	⑩3			2	3	4	2
	⑮4 粗大ごみ処理後資源化物	⑬42			27	26	23	20
	⑮5 焼却灰	⑫22			0	0	0	0

区分	項目	算出式	備考		区分 年度 単位	実績			
			R12 目標値	R17 目標値		R2	R3	R4	R5
地域の指標計画	⑯ 家庭系ごみ総排出量(資源集団回収を除く)	⑨	1,869	1,514	t/年	2,706	2,597	2,532	2,393
	⑰ 1人1日当たりの家庭系排出量(資源ごみを除く)	③-③3	478	458	g/人・日	612	599	601	572
	⑱ 事業系ごみ総排出量	⑩	678	648	t/年	719	693	706	664
	⑲ ごみ総排出量(資源集団回収を除く)	⑧	2,541	2,161	t/年	3,425	3,290	3,238	3,057
	⑳ 資源化率	⑮/⑥	18.2%	18.2%	%	16.6%	16.4%	16.0%	16.1%
	㉑ 最終処分量	⑭	—	—	t/年	247	297	302	270

2. ごみの発生量及び処理量の見込み

2 - (3) - 6)

実績	予測										
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
9,093	8,884	8,682	8,480	8,278	8,076	7,874	7,677	7,481	7,284	7,088	6,891
4.31	4.51	4.72	4.91	5.16	5.40	5.66	5.89	6.19	6.48	6.79	7.09
689	684	675	666	656	646	637	627	618	608	599	589
544	535	528	521	509	502	495	488	481	474	467	460
8.7	8.6	8.2	7.8	7.5	7.1	6.7	6.4	6.0	5.6	5.3	4.9
131	136	134	132	134	132	130	128	126	124	122	119
1.21	1.20	1.18	1.16	1.15	1.13	1.11	1.09	1.07	1.05	1.03	1.01
4.22	4.19	4.13	4.08	4.02	3.96	3.90	3.84	3.78	3.72	3.66	3.60
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366

実績	予測										
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
2,982	2,912	2,828	2,750	2,661	2,578	2,500	2,431	2,346	2,273	2,198	2,133
14	15	15	15	16	16	16	17	17	17	18	18
2,968	2,898	2,814	2,735	2,646	2,562	2,483	2,414	2,329	2,256	2,180	2,115
2,286	2,219	2,139	2,065	1,982	1,906	1,831	1,763	1,687	1,617	1,549	1,486
1,804	1,735	1,673	1,617	1,539	1,481	1,424	1,372	1,314	1,261	1,209	1,161
29	28	26	24	23	21	19	18	16	15	14	12
435	439	423	408	405	389	373	359	343	329	314	301
148	166	160	154	153	147	141	135	129	124	119	114
82	82	79	77	76	73	70	67	64	62	59	56
24	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11
21	21	20	20	19	19	18	17	17	16	15	14
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
53	52	50	48	48	46	44	42	40	39	37	36
22	182	175	169	167	161	154	148	142	136	130	124
20	184	177	171	169	162	156	150	143	137	131	126
11	74	72	69	68	66	63	61	58	56	53	51
64	320	308	297	285	274	264	254	243	233	223	214
35	162	156	150	144	139	133	128	123	118	113	108
6	28	27	26	25	24	23	22	21	20	20	19
4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3
14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9
682	678	675	669	664	656	653	651	642	638	631	629
675	670	666	661	655	648	644	643	634	630	623	621
3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
2	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

実績	予測										
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
2,538	2,451	2,383	2,320	2,234	2,167	2,104	2,049	1,979	1,921	1,859	1,807
2,501	2,414	2,348	2,286	2,203	2,137	2,076	2,022	1,955	1,897	1,838	1,787
37	37	35	33	32	30	28	26	25	23	22	20
2,501	2,414	2,348	2,286	2,203	2,137	2,076	2,022	1,955	1,897	1,838	1,787
2,501	2,414	2,348	2,286	2,203	2,137	2,076	2,022	1,955	1,897	1,838	1,787
2,491	2,404	2,339	2,277	2,195	2,129	2,068	2,015	1,948	1,891	1,832	1,782
10	10	9	9	8	8	7	7	7	6	6	5
252	244	237	231	223	216	210	205	198	192	186	181
247	239	232	226	218	211	205	200	193	188	182	177
5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4
37	37	35	33	32	30	28	26	25	23	22	20
32	32	30	28	27	25	23	22	20	19	17	16
16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11
5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4
37	37	35	33	32	30	28	26	25	23	22	20
9	9	9	8	8	7	7	7	6	6	5	5
18	18	17	16	15	14	14	13	12	11	10	10
10	10	9	9	8	8	7	7	7	6	6	5
256	248	241	235	226	219	7	7	6	6	5	5
247	239	232	226	218	211	0	0	0	0	0	0
9	9	9	8	8	7	7	7	6	6	5	5
469	475	458	442	438	421	611	591	568	547	527	508
14	15	15	15	16	16	16	17	17	17	18	18
435	439	423	408	405	389	373	359	343	329	314	301
2	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
18	18	17	16	15	14	14	13	12	11	10	10
0	0	0	0	0	0	205	200	193	188	182	177

実績	予測										
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
2,286	2,219	2,139	2,065	1,982	1,906	1,831	1,763	1,687	1,617	1,549	1,486
558	549	541	534	522	515	507	500	492	485	477	470
682	678	675	669	664	656	653	651	642	638	631	629
2,968	2,898	2,814	2,735	2,646	2,562	2,483	2,414	2,329	2,256	2,180	2,115
15.7%	16.3%	16.2%	16.1%	16.5%	16.3%	24.4%	24.3%	24.2%	24.1%	24.0%	23.8%
256	248	241	235	226	219	7	7	6	6	5	5

(4) ごみ減量目標を達成するためのごみ量の将来予測

1) 国の目標

国が「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」で示した目標値は、「令和 12 年時点で 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ（資源ごみを除く）の排出量が 478 g / 人・日」である。

2) 山北町の減量化目標

山北町は地域計画に整合する形で推移した場合、国の令和 12 年度における家庭系ごみ排出量に関する目標値を達成することができない。

国の目標を達成するため、資表 2-9 に示した排出量から、さらに「令和 12 年度までに 1 人 1 日当たり家庭系ごみ（資源ごみを除く）を 478 g / 人・日に減量」及び「令和 17 年時点で令和 6 年度比で 100 g / 人・日の減量」を上乗せ計画目標として設定する。

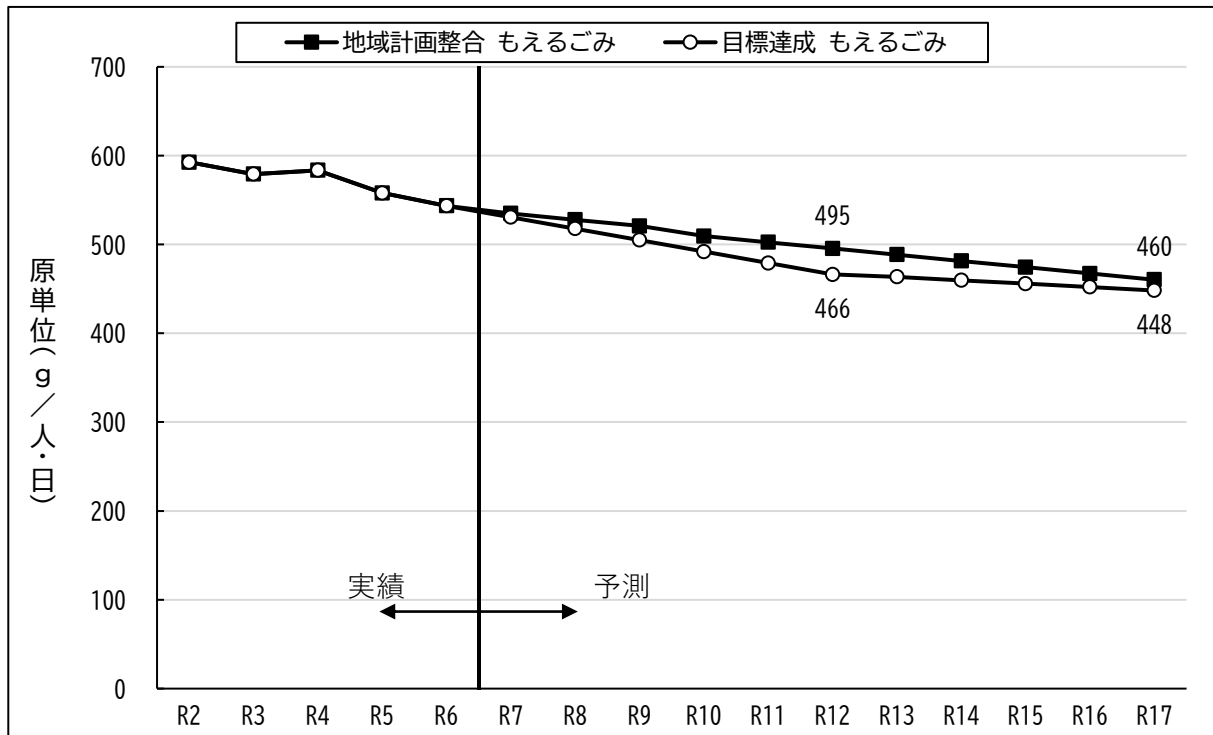
山北町の本計画における目標を資表 2-10 に示す。

資表 2-10 本計画の目標（山北町）

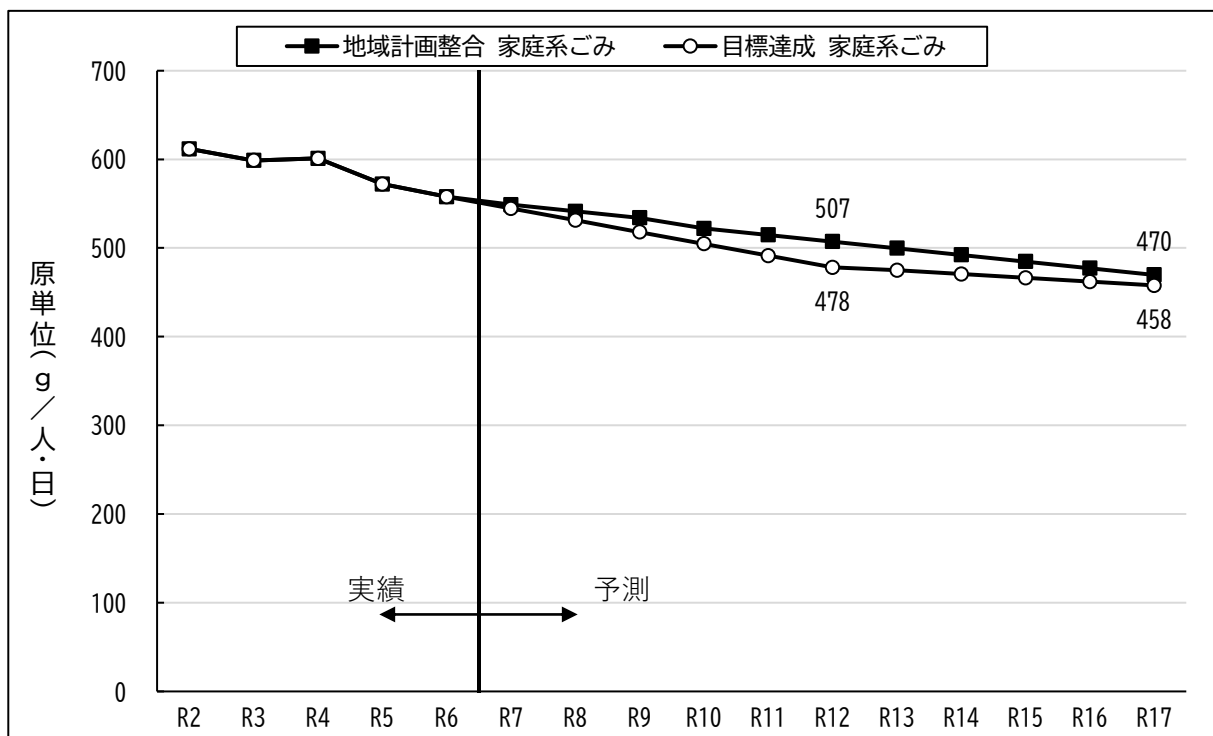
項目	現況値	目標値	目標値
	令和 6 年度	令和 12 年度	令和 17 年度
家庭系ごみ総排出量 （資源集団回収を除く）	2, 286 t / 年	1, 869 t / 年	1, 514 t / 年
1 人 1 日当たり家庭系ごみ 排出量（資源ごみを除く）	558 g / 人・日	478 g / 人・日	458 g / 人・日
事業系ごみ総排出量	682 t / 年	672 t / 年	648 t / 年
ごみ総排出量 （資源集団回収を除く）	2, 968 t / 年	2, 541 t / 年	2, 161 t / 年
資源化率	15. 7%	18. 2%	18. 2%
最終処分量	256 t / 年	可能な限り削減に努める。	

3) 減量化の方針

さらなる減量のため、特に家庭系ごみ（資源ごみを除く）で 90%以上を占めるもえるごみの減量が必要となる。目標達成のため、1 人 1 日当たりのもえるごみ排出量の推移を資図 2-10 に、家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）を資図 2-11 に示す。



資図 2-10 もえるごみ原単位の将来予測結果（目標達成時）



資図 2-11 家庭系ごみ（資源ごみを除く）原単位の将来予測結果（目標達成時）

このときの山北町の計画収集人口・ごみ量の将来予測を資表 2-11 及び資図 2-12 に示す。

2. ごみの発生量及び処理量の見込み

2 - (4) - 3)

資表 2-11 計画収集人口・ごみ量将来推計（目標達成時）

区分	項目	算出式	備考	区分 年度 単位	実績			
					R2	R3	R4	R5
基礎データ	① 計画収集人口	計画収集人口予測結果		人	9,773	9,620	9,377	9,241
	② 資源集団回収原単位	R2～R6の実績平均値で継続		g/人・日	5.30	5.70	5.11	4.46
	③ 家庭系ごみ原単位	Σ(⑨1～⑨5)			759	740	740	708
	③1 もえるごみ原単位	家庭系もえるごみ原単位予測結果		g/人・日	593	579	583	558
	③2 もえないごみ原単位	家庭系もえないごみ原単位予測結果			12.1	11.7	10.8	9.5
	③3 資源ごみ原単位	家庭系資源ごみ原単位予測結果			147	141	139	135
	③4 有害ごみ原単位	家庭系有害ごみ原単位予測結果			1.40	1.42	1.46	1.18
	③5 粗大ごみ原単位	家庭系粗大ごみ原単位予測結果			5.61	6.27	5.26	3.55
	④ 事業系ごみ年間日平均量	⑩/⑤			2	2	2	2
	④1 もえるごみ	④-Σ(④2～④4)		t/日	2	2	2	2
	④2 もえないごみ	⑩2/⑤			0	0	0	0
④3 資源ごみ	⑩3/⑤		0		0	0	0	
④4 その他	⑩4/⑤		0		0	0	0	
⑤ 年間日数	—		日	365	365	365	366	

区分	項目	算出式	備考	区分 年度 単位	実績			
					R2	R3	R4	R5
発生ごみ・排出ごみ（家庭系ごみ・事業系ごみ）	⑥ 総排出量(集団回収含む)	⑦+⑧		t/年	3,444	3,310	3,256	3,072
	⑦ 資源集団回収	(②×①×⑤)/1,000,000		t/年	19	20	18	15
	⑧ 総排出量(集団回収除く)	⑨+⑩		t/年	3,425	3,290	3,238	3,057
	⑨ 家庭系ごみ	(③×①×⑤)/1,000,000			2,706	2,597	2,532	2,393
	⑨1 もえるごみ	(③1×①×⑤)/1,000,000		t/年	2,114	2,034	1,997	1,887
	⑨2 もえないごみ	(③2×①×⑤)/1,000,000			43	41	37	32
	⑨3 資源ごみ	(③3×①×⑤)/1,000,000			524	495	475	458
	⑨31 新聞・雑誌・書籍	⑨3×5年平均	5年平均 37.7%		222	203	170	162
	⑨32 段ボール	⑨3×5年平均	5年平均 18.7%		102	97	84	83
	⑨33 紙類容器包装	⑨3×5年平均	5年平均 3.7%		1	1	30	28
	⑨34 古着	⑨3×5年平均	5年平均 4.8%		27	24	22	21
	⑨35 牛乳パック	⑨3×5年平均	5年平均 0.3%		2	2	1	1
	⑨36 ビン類	⑨3×5年平均	5年平均 11.8%		60	57	56	55
	⑨371 無色	⑨36×5年平均	5年平均 41.3%		24	23	24	23
	⑨372 茶色	⑨36×5年平均	5年平均 41.8%		30	29	19	20
	⑨373 その他	⑨36×5年平均	5年平均 16.9%		6	5	13	12
	⑨38 プラスチック製容器包装	⑨3×5年平均	5年平均 14.4%		69	73	70	67
	⑨39 ペットボトル	⑨3×5年平均	5年平均 7.3%		35	33	35	35
	⑨40 食品トレー・発泡スチロール	⑨3×5年平均	5年平均 1.3%		6	5	7	6
	⑨4 有害ごみ	(③4×①×⑤)/1,000,000			5	5	5	4
	⑨5 粗大ごみ	(③5×①×⑤)/1,000,000			20	22	18	12
	⑩ 事業系ごみ	事業系ごみ予測結果			719	693	706	664
	⑩1 もえるごみ	⑩-Σ(⑩2～⑩4)	5年平均 98.7%	t/年	709	684	697	655
	⑩2 もえないごみ	⑩×5年平均	5年平均 0.6%		5	6	4	3
	⑩3 資源ごみ	⑩×5年平均	5年平均 0.4%		2	3	4	2
	⑩4 その他	⑩×5年平均	5年平均 0.3%		3	0	1	4

区分	項目	算出式	備考	区分 年度 単位	実績			
					R2	R3	R4	R5
中間処理・最終処分	⑪ 中間処理ごみ	⑪1+⑪2		t/年	2,903	2,802	2,766	2,606
	⑪1 ごみ焼却施設	⑫			2,848	2,749	2,719	2,566
	⑪2 粗大ごみ焼却施設	⑬			55	53	47	41
	⑫ ごみ焼却施設	⑫1		t/年	2,848	2,749	2,719	2,566
	⑫1 焼却処理量	⑫11+⑫12			2,848	2,749	2,719	2,566
	⑫11 もえるごみ	⑨1+⑩1			2,834	2,735	2,706	2,555
	⑫12 破砕後可燃物	⑬43			14	14	12	10
	⑫2 焼却残渣	⑫21+⑫22			241	290	297	265
	⑫21 焼却灰	⑫×5年平均	5年平均 9.9%		234	284	290	260
	⑫22 焼鉄	⑫×5年平均	5年平均 0.2%		7	6	6	6
	⑬ 粗大ごみ処理施設	Σ(⑬1～⑬3)		t/年	55	53	47	41
	⑬1 もえないごみ	⑨2+⑩2			48	47	41	35
	⑬2 粗大ごみ	⑨5+⑩4			23	22	19	16
	⑬3 焼鉄	⑫22			7	6	6	6
	⑬4 粗大ごみ処理内訳	⑬			55	53	47	41
	⑬41 破砕屑	⑬4-⑬42-⑬43	5年平均 31.0%		14	13	12	10
	⑬42 資源化	⑬×5年平均	5年平均 48.7%		27	26	23	20
⑬43 破砕後可燃物	(⑬1+⑬2)×5年平均	5年平均 20.3%	14		14	12	10	
⑭ 最終処分ごみ	⑭1+⑭2		t/年	247	297	302	270	
⑭1 焼却灰	⑫21			234	284	290	260	
⑭2 破砕屑	⑬41			14	13	12	10	
資源化	⑮ 資源化物	Σ(⑮1～⑮4)			572	544	520	495
	⑮1 資源集団回収	⑦		t/年	19	20	18	15
	⑮2 家庭系資源ごみ	⑨3			524	495	475	458
	⑮3 事業系資源ごみ	⑩3			2	3	4	2
	⑮4 粗大ごみ処理後資源化物	⑬42			27	26	23	20
	⑮5 焼却灰	⑫22			0	0	0	0

区分	項目	算出式	備考		区分 年度 単位	実績			
			R12 目標値	R17 目標値		R2	R3	R4	R5
地域計画の指標	⑯ 家庭系ごみ総排出量(資源集団回収を除く)	⑨	1,869	1,514	t/年	2,706	2,597	2,532	2,393
	⑰ 1人1日当たりの家庭系排出量(資源ごみを除く)	③-③3	478	458	g/人・日	612	599	601	572
	⑱ 事業系ごみ総排出量	⑩	678	648	t/年	719	693	706	664
	⑲ ごみ総排出量(資源集団回収を除く)	⑧	2,541	2,161	t/年	3,425	3,290	3,238	3,057
	⑳ 資源化率	⑮/⑥	18.2%	18.2%	%	16.6%	16.4%	16.0%	16.1%
	㉑ 最終処分量	⑭	—	—	t/年	247	297	302	270

2. ごみの発生量及び処理量の見込み

2 - (4) - 3)

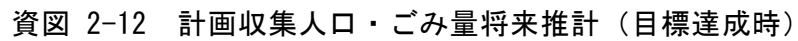
実績	予測										
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
9,093	8,884	8,682	8,480	8,278	8,076	7,874	7,677	7,481	7,284	7,088	6,891
4.31	4.51	4.72	4.91	5.16	5.40	5.66	5.89	6.19	6.48	6.79	7.09
689	680	665	650	639	623	608	603	596	590	584	577
544	531	518	505	492	479	466	464	460	456	452	448
8.7	8.6	8.2	7.8	7.5	7.1	6.7	6.4	6.0	5.6	5.3	4.9
131	136	134	132	134	132	130	128	126	124	122	119
1.21	1.20	1.18	1.16	1.15	1.13	1.11	1.09	1.07	1.05	1.03	1.01
4.22	4.19	4.13	4.08	4.02	3.96	3.90	3.84	3.78	3.72	3.66	3.60
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366

実績	予測										
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
2,982	2,898	2,796	2,700	2,609	2,509	2,416	2,361	2,287	2,224	2,158	2,103
14	15	15	15	16	16	16	17	17	17	18	18
2,968	2,884	2,782	2,685	2,593	2,493	2,400	2,344	2,270	2,206	2,141	2,085
2,286	2,206	2,107	2,016	1,929	1,837	1,747	1,693	1,628	1,568	1,510	1,456
1,804	1,721	1,641	1,567	1,487	1,412	1,340	1,302	1,255	1,212	1,169	1,130
29	28	26	24	23	21	19	18	16	15	14	12
435	439	423	408	405	389	373	359	343	329	314	301
148	166	160	154	153	147	141	135	129	124	119	114
82	82	79	77	76	73	70	67	64	62	59	56
24	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11
21	21	20	20	19	19	18	17	17	16	15	14
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
53	52	50	48	48	46	44	42	40	39	37	36
22	182	175	169	167	161	154	148	142	136	130	124
20	184	177	171	169	162	156	150	143	137	131	126
11	74	72	69	68	66	63	61	58	56	53	51
64	318	303	290	278	264	252	244	234	226	217	210
35	161	153	147	140	134	127	123	119	114	110	106
6	28	27	25	24	23	22	21	21	20	19	18
4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3
14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9
682	678	675	669	664	656	653	651	642	638	631	629
675	670	666	661	655	648	644	643	634	630	623	621
3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
2	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

実績	予測										
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
2,538	2,437	2,351	2,270	2,182	2,098	2,020	1,978	1,920	1,871	1,820	1,777
2,501	2,400	2,316	2,237	2,150	2,068	1,992	1,952	1,896	1,848	1,798	1,757
37	37	35	33	31	30	28	26	25	23	21	20
2,501	2,400	2,316	2,237	2,150	2,068	1,992	1,952	1,896	1,848	1,798	1,757
2,501	2,400	2,316	2,237	2,150	2,068	1,992	1,952	1,896	1,848	1,798	1,757
2,491	2,390	2,307	2,228	2,142	2,060	1,984	1,945	1,889	1,842	1,792	1,751
10	10	9	9	8	8	7	7	7	6	6	5
252	243	234	226	217	209	201	197	192	187	182	178
247	237	229	221	213	205	197	193	187	183	178	174
5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4
37	37	35	33	31	30	28	26	25	23	21	20
32	32	30	28	27	25	23	22	20	19	17	16
16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11
5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4
37	37	35	33	31	30	28	26	25	23	21	20
9	9	9	8	8	7	7	6	6	6	5	5
18	18	17	16	15	14	14	13	12	11	10	10
10	10	9	9	8	8	7	7	7	6	6	5
256	247	238	230	220	212	7	6	6	6	5	5
247	237	229	221	213	205	0	0	0	0	0	0
9	9	9	8	8	7	7	6	6	6	5	5
469	475	458	442	438	421	602	584	562	542	523	505
14	15	15	15	16	16	16	17	17	17	18	18
435	439	423	408	405	389	373	359	343	329	314	301
2	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
18	18	17	16	15	14	14	13	12	11	10	10
0	0	0	0	0	0	197	193	187	183	178	174

実績	予測										
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
2,286	2,206	2,107	2,016	1,929	1,837	1,747	1,693	1,628	1,568	1,510	1,456
558	545	531	518	505	491	478	475	471	466	462	458
682	678	675	669	664	656	653	651	642	638	631	629
2,968	2,884	2,782	2,685	2,593	2,493	2,400	2,344	2,270	2,206	2,141	2,085
15.7%	16.4%	16.4%	16.4%	16.8%	16.8%	24.9%	24.7%	24.6%	24.4%	24.2%	24.0%
256	247	238	230	220	212	7	6	6	6	5	5

2 - (4) - 3)



(空白)

山北町 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和 8 年 3 月 発行

編集・発行：山北町 環境課

〒258-0195 足柄上郡山北町山北 1301-4

TEL:0465-75-3656 FAX:0465-76-4564